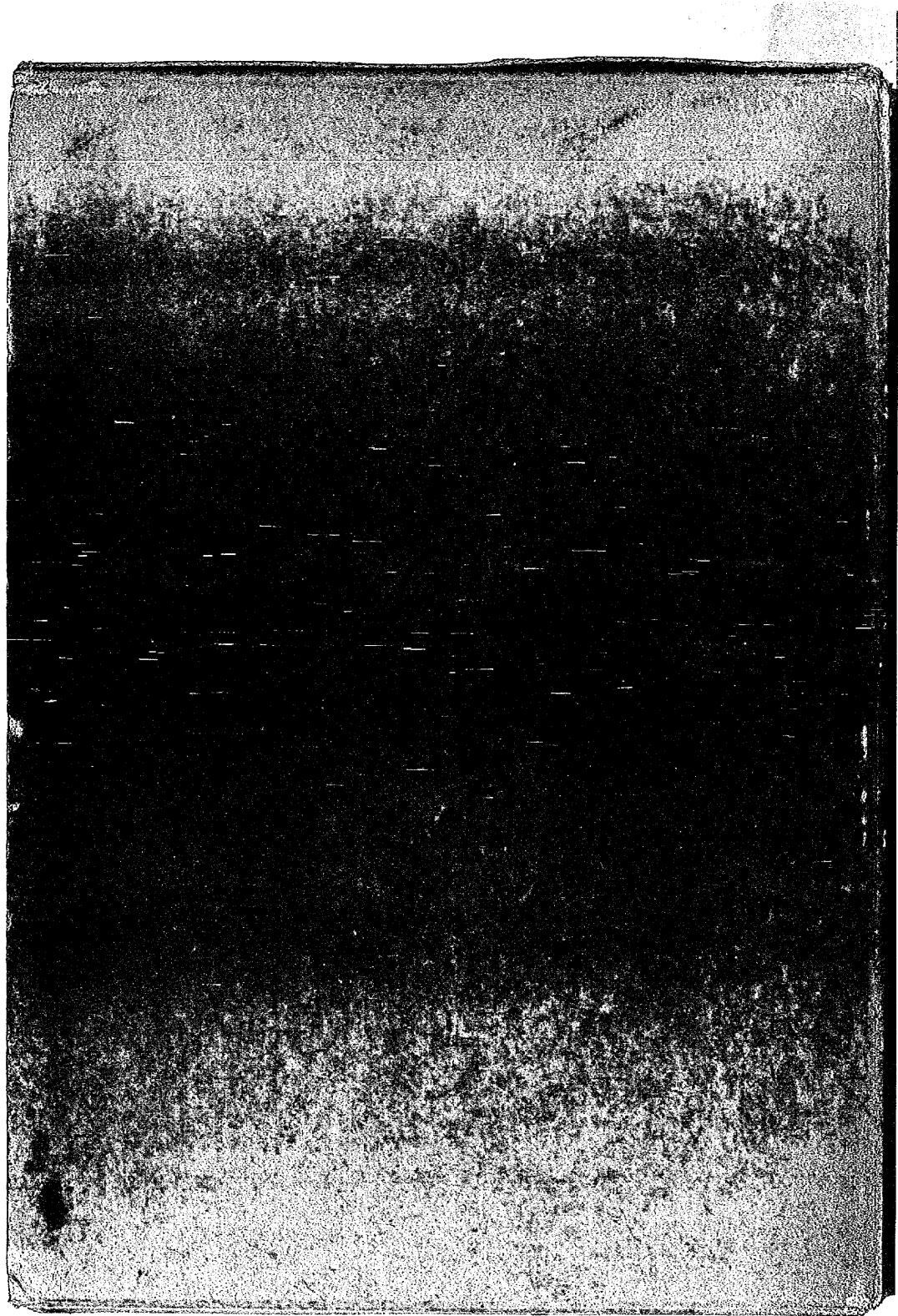
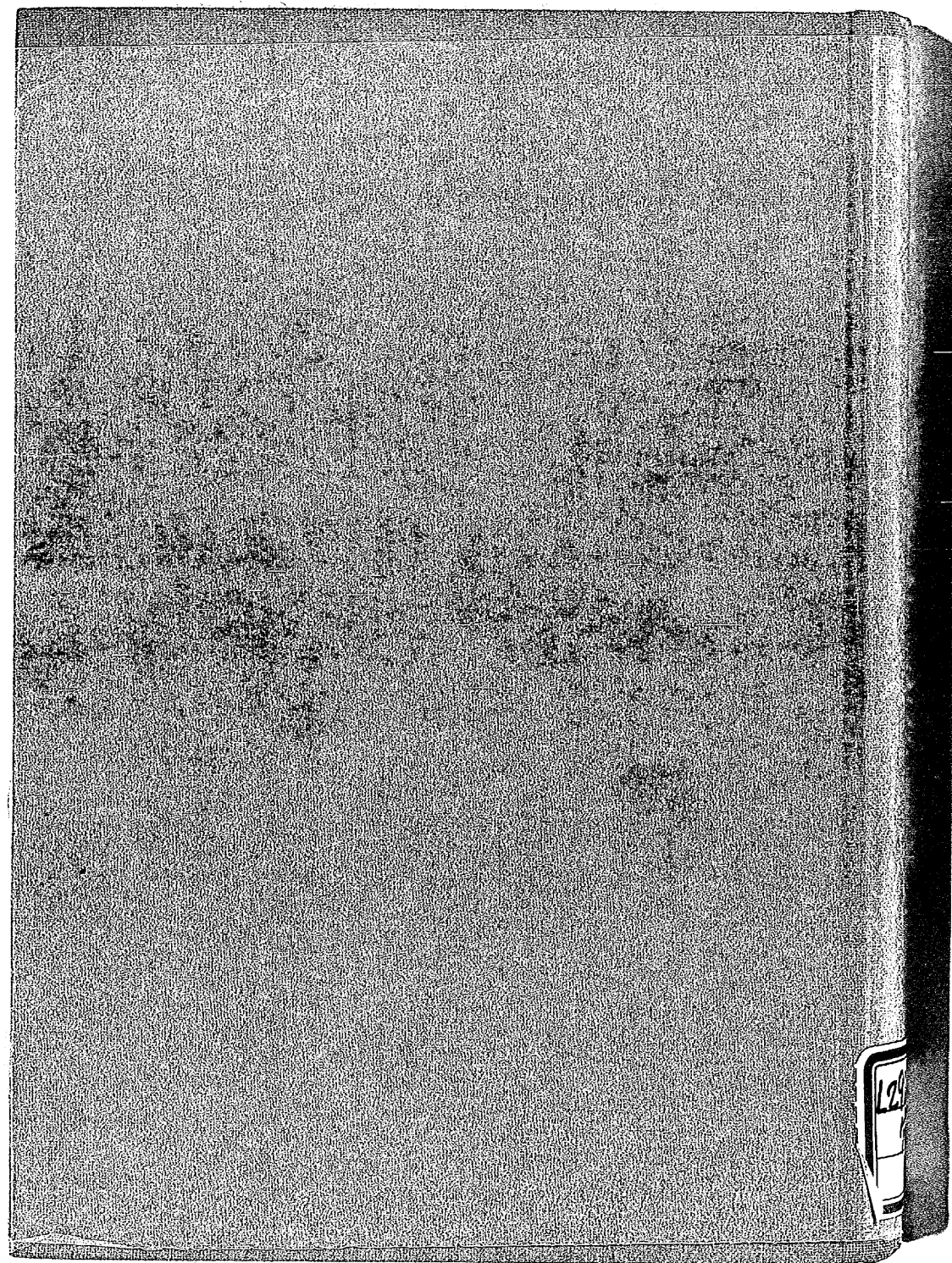
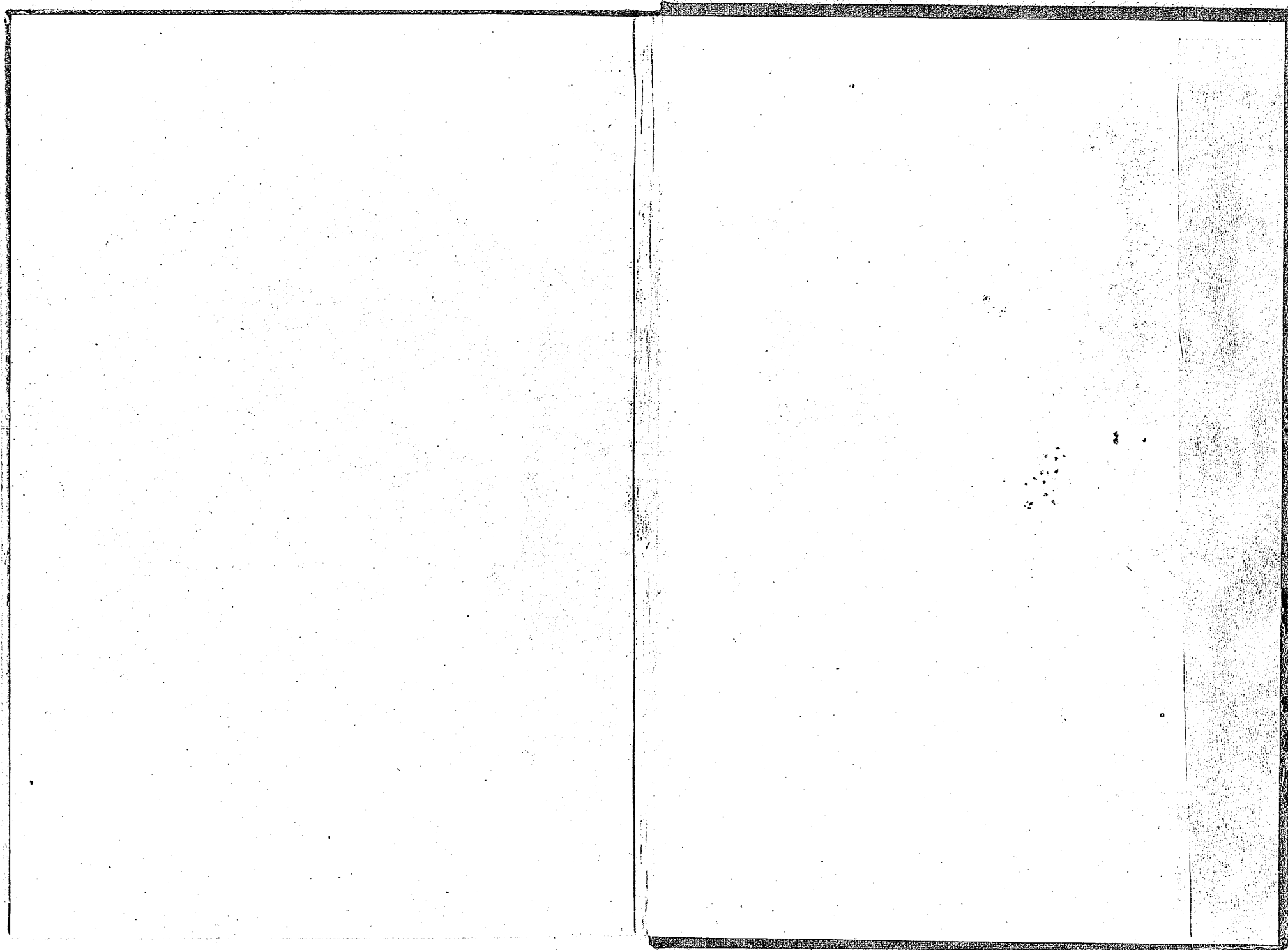








浦 和 總 覽

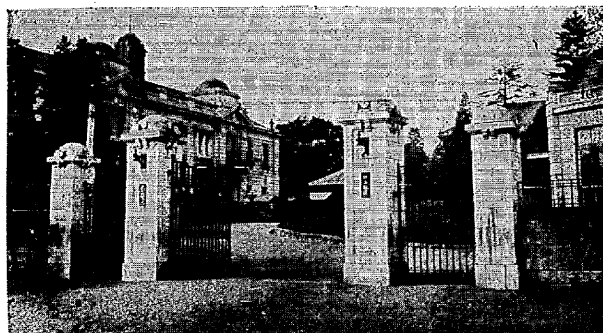
浦和町役場校閱
北京振興會編纂



長部務内林



野手埼玉縣知事



埼玉縣廳



田島學務部長



內山田警察部長

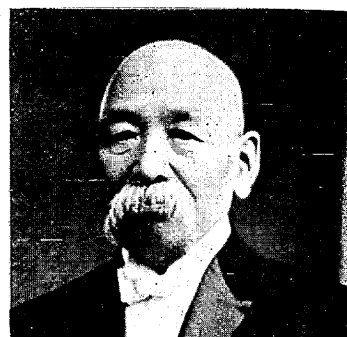




浦和町和議會議員
浦和町助役 岸上克己君



浦和町和議會議員
浦和町助役 松澤藤助君



浦和町長 大島寛爾君



浦和町收入役 池田三郎君



浦和町助役 伊藤石雄君



員議會町和浦
君 郎太國藤伊



員議會町和浦
君藏武水清理代長議



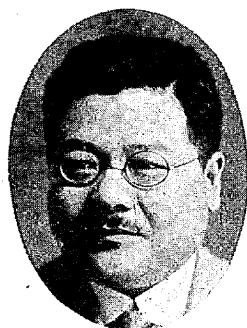
員議會町和浦
君郎三榮中田長議會町



君明勝野平長町和浦前



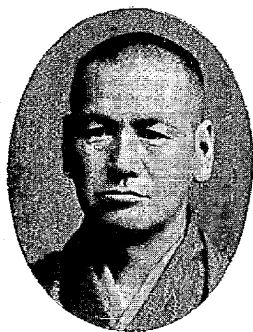
君八源田高員議會町和浦



君平新沼長員議會町和浦



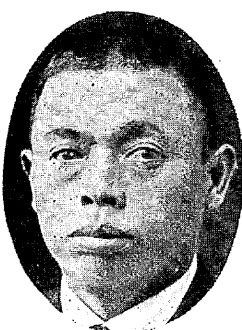
君七惣田會員議會町和浦



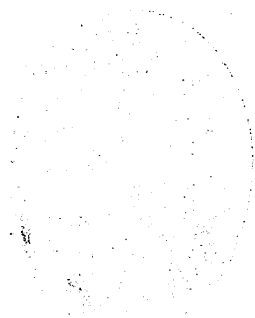
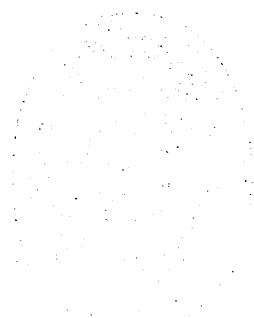
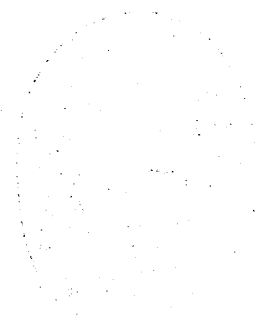
君郎次半井松員議會町和浦 君太源佐口關員議會町和浦 君吉彦田池員議會町和浦



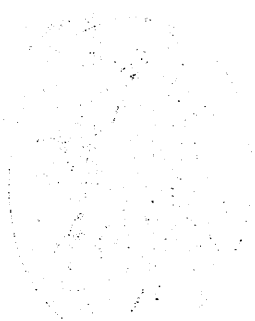
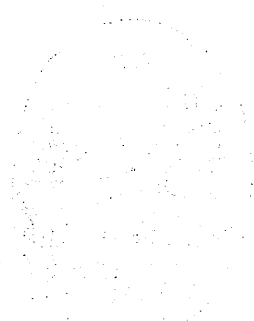
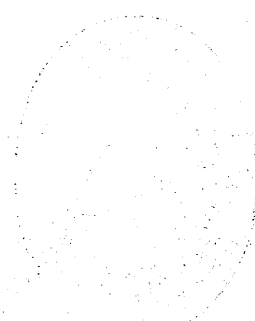
君藏傳野谷小長町和浦前



君郎次金田協員議會町和浦 君八米島永員議會町和浦 君郎太鶴村野員議會町和浦



Faint text below the top row of portraits.



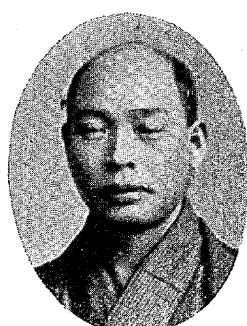
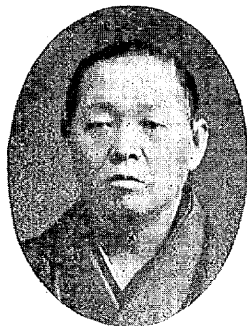
Faint text below the bottom row of portraits.



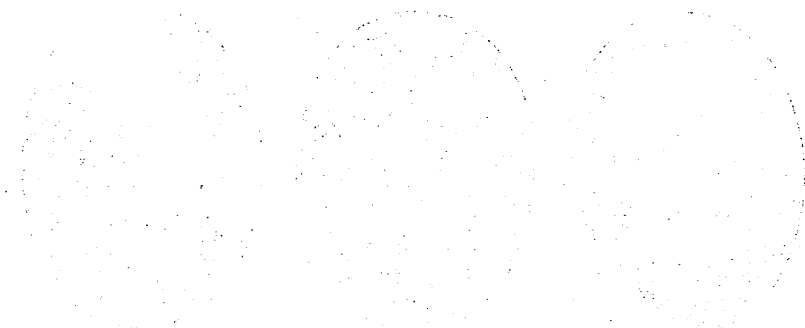
浦和町議会議員 渡邊武彦 君 浦和町議会議員 三善義三 君 浦和町議会議員 岸根甲子郎 君



前浦和町長 石保太郎 君



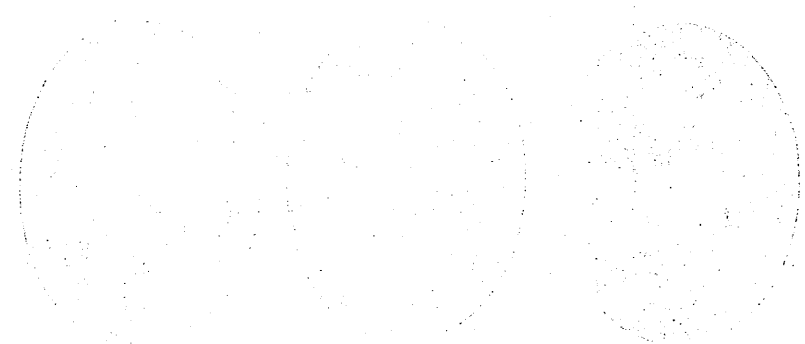
浦和町議会議員 井石其郎 君 浦和町議会議員 金子米吉 君 浦和町議会議員 佐久間常吉 君



Faint text caption for the top right portrait.



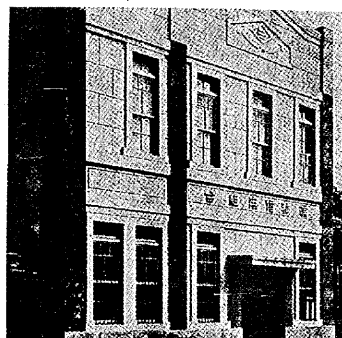
Faint text caption for the middle right portrait.



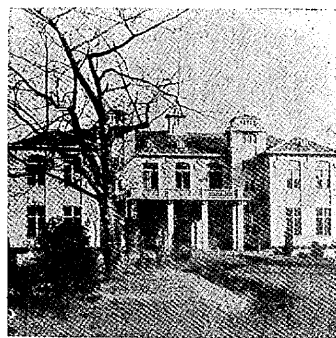
Faint text caption for the bottom right portrait.



浦和町役場



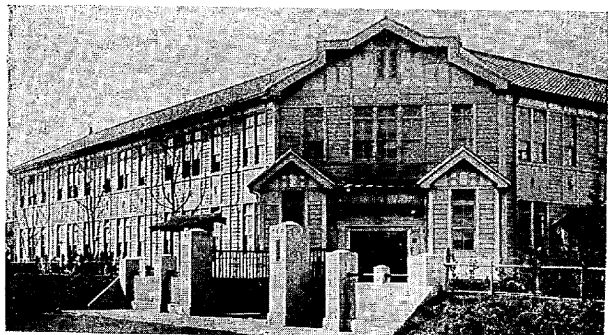
浦和信用組合



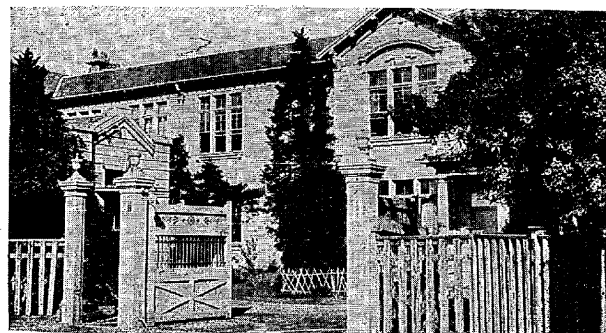
埼玉縣立商陳品列所



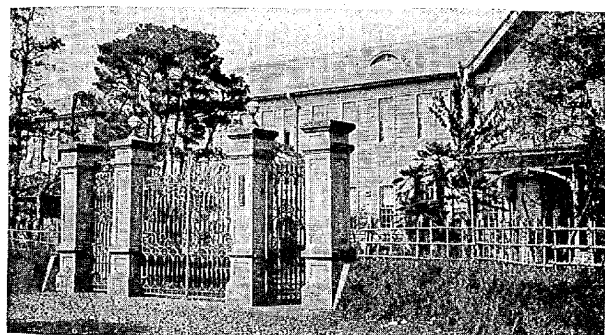
埼玉縣立農事試驗場



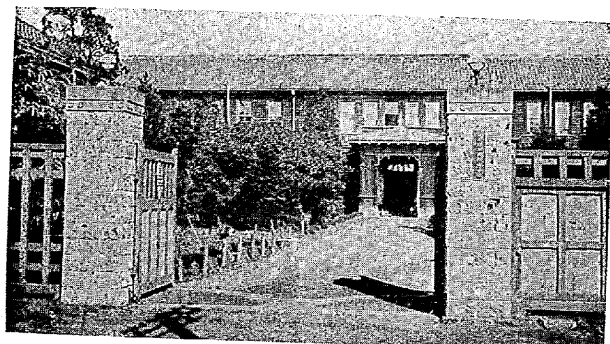
浦和高等學校



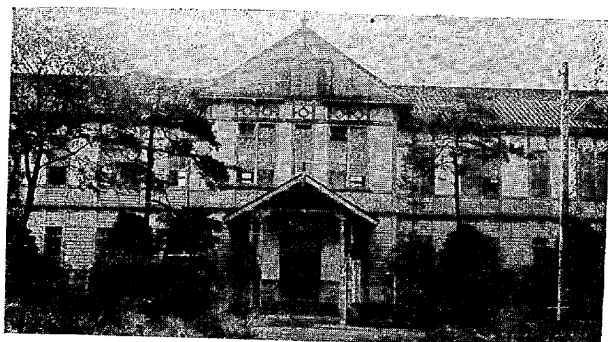
埼玉縣立師範學校



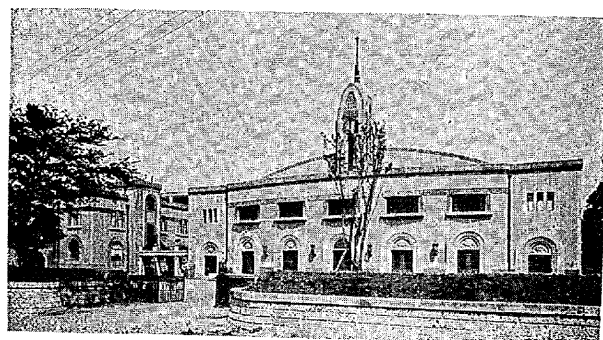
埼玉縣立女子師範學校



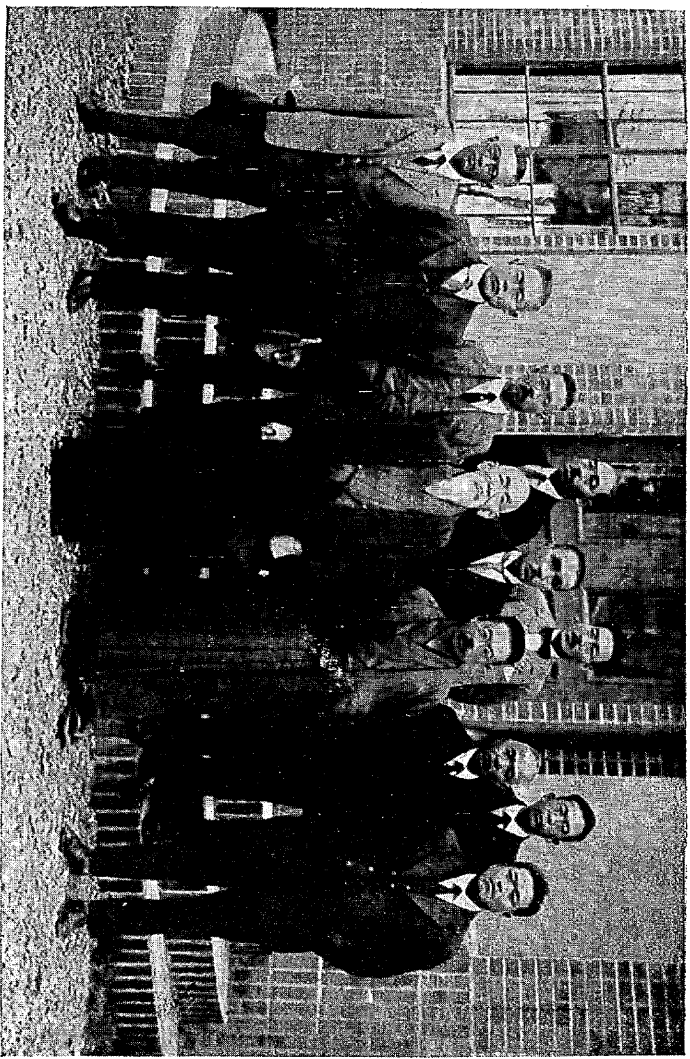
校學中和浦立縣玉埼



校學女等高和浦立縣玉埼



館會玉埼



(前列)右ヨリ 伊藤助役、岸上助役、大島町長、三澤顧問、福井編輯員
(中列)松澤助役、成松埼玉會館主事、吉見主幹(後列)相談役四倉
東京日日支局長、同三元讀賣新聞支局長、石澤顧問

卷頭に一言

○先づ以て本書を故山口政二先生の靈前に供する

○本書出版の目的は躍進的新興の更生的など形容詞其のまゝの浦和の實情を廣く世に紹介し、一面に於ては町内各位座右の資料たらしめむとするに在る、即ち浦和が住宅地として益々將來あることを高唱せんとする一助である。

○之は淺學不文の吾々に取て大それた仕事で、ロクなものゝ出来よう筈がない、多くの町民から嘲笑されたり愚弄されたりするのは寧ろ當然であるかも知れない、けれども元來吾々の同志は至て血の氣の多い者ばかりで、初志を貫徹せんば人間のネウチがなにとまで力む連中であるから、兎に角萬難を排してとゞまで漕ぎ着けた譯である。

○幸に縣廳、役場、學校其他の甚大なる後援を得た事は深く感銘する所である、特に賛助員各位の芳名は本書中に収めて永く感謝の意を表する次第である。

○吾々は之で本書の目的が充分達せられたものとは決して思つてゐない、前言の通り何しろ多大なる困難を経て比較的短期間に出すことになつたのであるから、不備缺點誤記などは所詮免れないと思つてゐる、此點は深く慚愧に堪へないと同時に版を更むるに従ひ完全なものにする積りである。

○たゞ本書に據て多少でも参考になり且つ浦和發展の一助ともなれば幸甚である、併て今後改版に當りては吾々の誠意を汲み一層各方面の後援あらんことを切望して止まない、之れ全く人間共同生活の發露に外ならぬ、其存共榮といふことは今更ら説く必要もあるまい。

○最初「浦和案内」として出す積りであつたが、聊か考ふる所あり「浦和總覽」と書名することにした、猶ほ地圖は其の道のカーソリチである渡邊泰氏の製作考案に成るものである。

○夫れから本書中に掲記したい事項が此の外に猶ほ澤山あるが、どうも材料を集むるのに誤解をされた向きが多く、遺憾ながら採録の運びに至らなかつた。

○猶ほ大言壯語ではないが、本書の如きは、全國中此種のものに在ては、先づヒケを取らない積りである、之も浦和のため、埼玉縣のため聊か面目を考へたからである。

昭和二年十月

京北振興會

吉 見 正 任

浦 和 新 町 住 宅 地

◆所在……浦和町の北境。與野驛前。中仙道に沿ふ

◆設備……總面積二萬坪。三間の砂利道。コンクリート下水完備す。自動車出入自由なり

◆區劃……總區劃八十餘區。百五十坪より二百坪内外。價格坪二十二圓より二十五圓迄。即金又は一年乃至五年賦拂とす

◆環境……住宅地内は松樹多く、附近又竹叢樹林屋を繞り、一帯に優雅高尚なり

◆交通……住宅地(與野驛)より上野東京驛へは四五十分にて達す。東京市内への通勤通學する鐵道定期券乗車者日々三千人。近く省線電化完成の上は居住者の激増蓋し大なるへし

◆教育機關……小學校程近く在り。又浦和町は全國屈指の教育機關完整地にして、都會教育の惡弊に染まざる理想的學園なり

詳細は御二報次第案内書送呈す

東京市京橋區銀座三丁目七十番地

第一土地建物株式會社

會計ニ關スル

検査、調査、鑑定、證明、
計算、整理、立案、其他
貴需ニ應ズ

(浦和町内ニ於ケル諸組合ノ會計検査ハ特ニ御便宜ニ取扱可申候)

埼玉縣浦和町仲區一六八八(櫻湯横入ル)

創業大正九年 福田會計事務所
會計士 福田 義之

(日十二月八ミ込申載掲告廣)

浦和總覽目次

埼玉縣大要	一頁
地勢	二
氣象	二
人口	二
財政	三
埼玉縣廳	五
歴代知事名録	六
現任知事及部長略歴	七
縣廳内職員抄録	九
埼玉縣職員數	一〇
縣會	一一
縣會議員名録	一二
名譽職參事會員名録	一二
議長略歴	一二

副議長略歴
縣廳案内略圖

五十年前の浦和を顧みて
浦和町民の一人として

浦和町要覽

浦和町の地勢	一九
浦和町の沿革	一九
浦和町役場	二〇
町役場現在職員	二〇
民勢調査各區擔當員	二一
浦和公報發行	二二
町設町營各機關及營造物	二三
浦和町理事及世話人	二六

現任町長及助役略歷	二六
浦和町歴代町長名錄	二七
浦和町會議員	二八
町内人口	二九
財政	三〇
土地及家屋	三一
官有地	三二
町有有祖地	三三
土地所有人員	三四
都市計劃調查委員會	三五
浦和町臨時町村合併調查交涉委員	三六
浦和町住宅委員	三七
町名番地	三八
公營住宅と町營住宅(附、規程)	三九
轉貸住宅組合	四〇
町政當務者の一人として、助役 伊藤石雄	四一
學事	四二
浦和高等學校	四三

埼玉縣立師範學校	五七
埼玉縣立女子師範學校	五八
埼玉縣立浦和中學校	五九
埼玉縣立浦和高等女學校	六〇
埼玉縣立師範學校附屬小學校	六一
埼玉縣立女子師範學校附屬小學校	六二
縣立埼玉學園	六三
浦和尋常高等小學校	六四
浦和町立商業學校	六五
浦和公民學校	六六
青年訓練所	六七
濟美家政女學校	六八
京北商科醫學校	六九
浦和產婆看護婦學校	七〇
宮崎裁縫女學校	七一
浦和和洋裁縫女學校	七二
浦和幼稚園	七三
麗和幼稚園	七四

營盤幼稚園	八六
帝國自動車學校	八七
浦和自動車學校	八八
縣立埼玉圖書館	八九
浦和町立少年圖書館	九〇
法務	九一
浦和地方法裁判所	九二
浦和區裁判所	九三
前橋刑務所浦和支所	九四
浦和町内辨護士一覽	九五
司法代書人	九六
警察	九七
浦和警察署	九八
埼玉縣警察官教習所	九九
衛生	一〇〇
埼玉健康保險署	一〇一
浦和町衛生組合	一〇二
町内醫院一覽	一〇三

醫師報酬規定	一〇四
助産婦(產婆)	一〇五
看護婦會	一〇六
塵芥燒却場新設	一〇七
稅務	一〇八
浦和稅務署	一〇九
國稅納期別一覽表	一一〇
通信	一一一
浦和郵便局	一一二
常盤郵便局	一一三
交通運輸	一一四
浦和驛	一一五
定期乘車券料金表	一一六
自動車	一一七
人力車	一一八
商工業	一一九
埼玉縣立商品陳列所	一二〇
浦和商工會	一二一

公設市場	一四〇
會計士	一四一
農業	一四二
埼玉縣立農事試驗場	一四三
銀行及會社	一四四
町内銀行會社一覽	一四五
武州銀行	一四六
浦和商業銀行	一四七
埼玉農工銀行	一四八
東京電燈會社出張所	一四九
浦和運送合同株式會社	一五〇
不二炭製造株式會社	一五一
埼玉用建株式會社	一五二
浦和劇場株式會社	一五三
調宮劇場合資會社	一五四
株式會社武藏製衡所	一五五
浦和農產市場株式會社	一五六
浦和委託倉庫株式會社	一五七

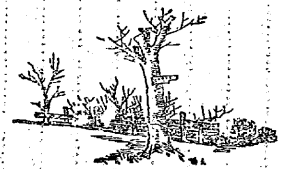
諸組合	一五八
信用利用組合聯合會	一五九
產業組合北足立郡部會	一六〇
浦和信用組合	一六一
浦和實業建築信用購買利用組合	一六二
自動車營業組合	一六三
浦和輪業組合	一六四
浦和穀物商同業組合	一六五
浦和酒類商同業組合	一六六
浦和下宿業組合	一六七
浦和理髮業組合	一六八
浦和結髮業組合	一六九
浦和質屋業組合	一七〇
浦和浴場營業組合	一七一
浦和魚商組合	一七二
同業摘錄	一七三
書籍店	一七四
藥舖商	一七五

洋服商	一七六
吳服商	一七七
靴商	一七八
鳥獸肉商	一七九
諸會及團體	一八〇
埼玉自彊會	一八一
日本赤十字社支部	一八二
浦和小學校少年赤十字團	一八三
愛國婦人會支部	一八四
大日本武德會支部	一八五
將校同相當官懇話會	一八六
左鄉軍人會分會	一八七
浦和青年團	一八八
浦和處女會	一八九
浦和體育團體	一九〇
土曜俱樂部	一九一
公會堂	一九二
埼玉會館	一九三

浦和町公會堂	一九四
雜錄	一九五
消防設備及警備燈	一九六
人事相談所	一九七
職業紹介所	一九八
新聞及雜誌	一九九
參考諸出版書	二〇〇
社寺	二〇一
火葬場	二〇二
墓地	二〇三
縣内名所舊蹟	二〇四
娛樂場	二〇五
土地案内所	二〇六
料理店	二〇七
浦和藝妓一覽	二〇八
浦和の將來	二〇九
本書出版贊助員名錄	二一〇

附 錄

埼玉縣選出貴衆兩院議員……………	二四一
埼玉縣選出歷代衆議院議員一覽……………	二四二
郡役所廢止と歷代郡長名錄……………	二四三
埼玉縣市町村長助役一覽……………	二四四
埼玉縣特産物同業組合一覽……………	二四五
埼玉縣特産物一覽……………	二四六



最近讀書界の問題となり、發行部數各種々集中獨り陰然群を抜くは此の「西鶴全集」である。其の構想と文章の妙味は世人既に周知の通り、此機を逸せず御申込を乞ふ。

西鶴傑作全部集録

好色西鶴全集

昭和書院發行
定價金四圓八十錢
送料金貳拾錢

- ◎四六版 五號總振假名付 ◎約壹千頁 印刷鮮明
- ◎版畫銅版數十枚 箱入 表裝頗る美麗

本會會友昭和書院發行ニ付特ニ本會ニ於テ取次ギ可致愛讀家各位ノ御用命ヲ希フ
但シ當會ニ御申込ノ方ニ貳百部限リ特價金參圓八拾錢！

浦和町武德殿通 京北振興會出版部

資本金 八百貳拾九萬圓 (拂込濟)
 總預金 四千貳百萬圓

日本銀行代理店
 埼玉縣本金庫
 縣水利組合金庫

一般銀行業務

本店 浦和町 電話(五〇三番)

株式會社 武州銀行

頭取	大川平三郎	常務取締役	永田甚之助	柴田愛藏
取締役	尾高智平	松田中四郎	宮下林善平	綾部利吉
監査役	石坂養平	岡田建次郎	渡邊次郎	森田吉門

支店 市内 東京(丸の内)、京橋、日本橋、板橋
 川口、蕨、與野、大宮、岩槻、粕壁、草加、幸手、熊谷
 妻沼、本庄、兒玉、松山、豐岡、入間川、川越、南町

○創立 明治三十三年四月

○資本金 六拾萬圓

株式會社 浦和商業銀行

埼玉縣浦和町
 電話 三三九番
 振替東京四一五八八番

△支店所在地▽
 縣下 鳩ヶ谷町 東京府下 板橋町
 志木町 練馬町
 蕨町 神井町

- 融通 (貨付) (組合員に限りません)
- 一、營業 (産業) 精々低利で御融通致します。
 - 一、資金貸付 精々安い日歩で割引致します。
 - 一、手形割引 (廣くどなたからも御預り致します)
 - 一、普通貯金 十錢以上御預り致します。
 - 一、定期貯金 五十圓以上精々高利でお預り致します。銀行とちがつて利息に所得税がかかりません。
 - 一、特別當座貯金 日歩一錢五厘小切手の利用が出来ます。
 - 一、定期貯金 約七分四厘の利廻りになります。

夜間營業
毎日夜間も營業致します

ミソカ休日廢止
ミソカが休業日に當つた時は平常通り營業致します。

大藏省指定市街地
有限責任

浦和信用組合

- 庶民金融機關
- 共存共榮本旨
- 共同團體の善化
- 政府知事の監督
- 融通資金の豊富

本部 浦和町役場東隣
電話二三四番二六二番
岸町支部
高砂町支部
常盤町支部
出張所 埼玉縣廳商工課内

いづれも入加めて

上野精養軒	カフエーライオン	仙臺精養軒
同松坂屋出張所	丸ノ内精養軒	名古屋精養軒
同本郷座出張所	新宿精養軒	名古屋松坂屋出張所
東京ステーションホテル	鐵道協會出張所	大阪松坂屋出張所
同白木屋出張所	久原鐵業出張所	大阪白木屋出張所
同演舞場出張所	歌舞伎座出張所	黒田炭礦事務所
同列車食堂係	西店精養軒	松島パークホテル
同神戸出張所	精養軒製パン部	本社事務所 (東京築地)
同下ノ關出張所	精養軒製菓部	

株式會社 精養軒

社長 原保太郎
専務取締役 高橋久太郎
常務取締役 矢板玄蕃
取締役 小倉善右衛門
同 澤野富三郎
取締役 五百木竹四郎
同 仙石勘重
常任監査役 鶴本琢次郎
監査役 松尾敏章
相談役 北村重昌

宮内省御用達

東京市日本橋區通四丁目

國末金庫店

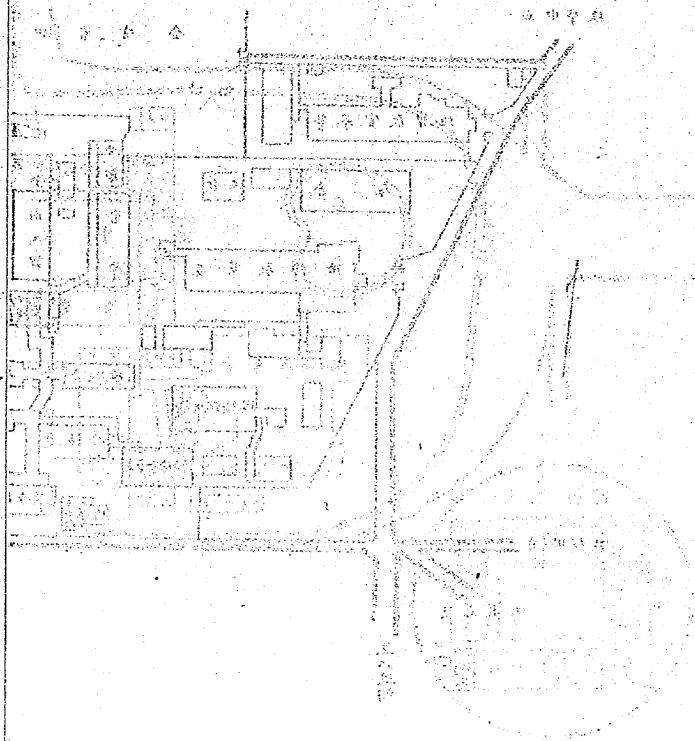
電話 大手二三一 一番

振替口座東京一九九〇三番

工場 東京市京橋區築地一丁目

◎現代の要求する金庫は大小に拘はらず御用命に應ず。「國末金庫」の名實、世評に徴されだし

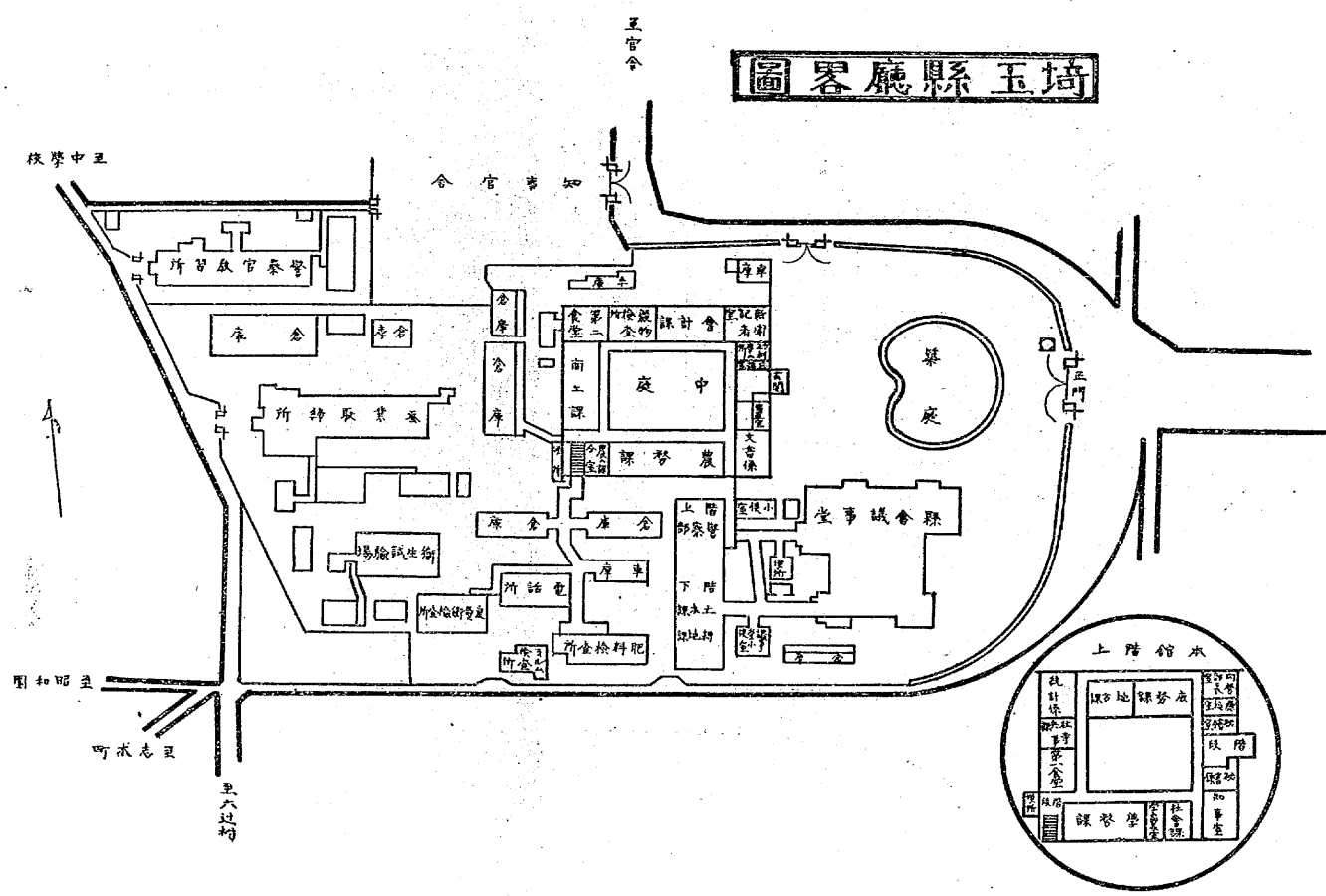
◎御一報次第カタログ送呈す

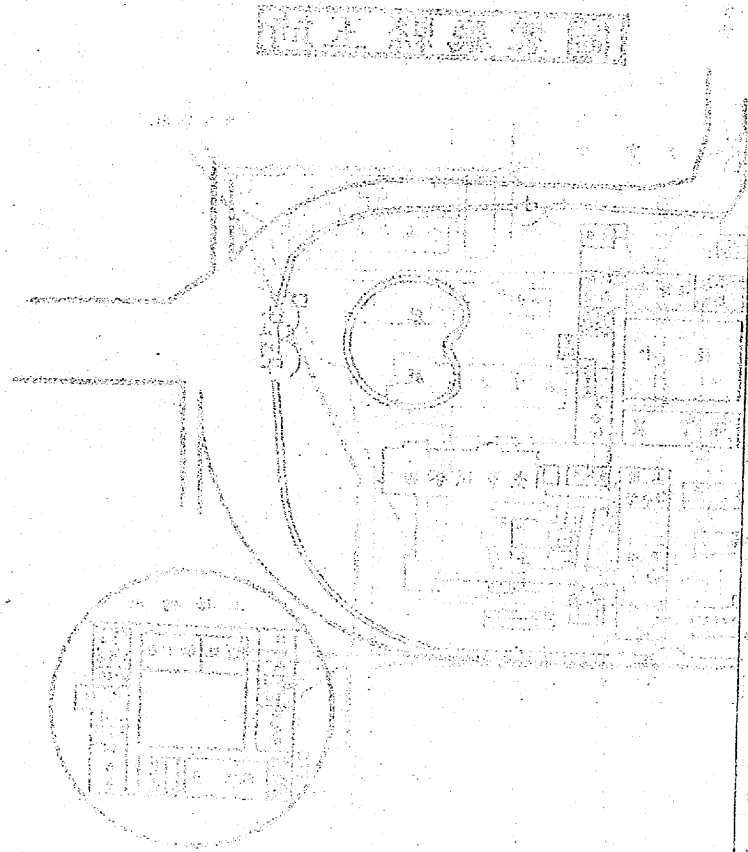


國末金庫店

電話 大手二三一一番
振替口座東京一九九〇三番
工場 東京市京橋區築地一丁目

○現代の要求する金庫は大小に拘はらず御用命に應ず。「國末金庫」の名實、世評に徴されたり
○御一報次第カタログ送呈す





埼玉縣大要

地勢

埼玉縣は本州の東南部に位し、西は長野、山梨の二縣に、北は群馬、栃木、茨城の三縣に界し、東は千葉縣に、南は東京府に接してゐる。西方は所謂關東山脈であつて山嶽重疊し、武甲、三峯、兩神の三山を始め、城峯、大日向、白石の諸山空に聳ゆ、河川としては坂東太郎の稱ある利根川あり、其の源を群馬に發じ、烏川、小山、渡良瀬の諸川と合して平野を南流し千葉を経て海に入る、之に次ぐ荒川とす、其の源を秩父に發じ、數條の支流を集め、東注して海に入る、之れ即ち隅田川の上流である、西方山岳連互するところ自から田圃、戸口に乏しく、東南北の三面は所謂武蔵野の沃野であつて、田畑拓け五穀の栽培に適し、戸口稠密である。

面積二四六・六〇方里、極東は北葛飾郡早稲田村、極西は秩父郡大瀧村、極南は北足立郡片山村、極北は兒玉郡賀美村に當る。

交通は九號國道(中仙道)四號國道(奥羽道)並に其他道路縱横に貫通してゐる、鐵道東北本線は縣の東北部を過ぎて茨城縣に入り、高崎線は大宮から分れ縣の略中央を横ざりて群馬縣に達す、此の外東武、西武、

秩父、武蔵野、武州等の私設鐵道がある、將來國府道の改修並に鐵道電化及新線敷設等と相俟つて本縣の開發は一層見るべきものがあると疑を容れない。其の開發の爲め、本縣の人口は増加するものと見られる。

氣象

本縣下に在る測候所は(熊谷測候所)で觀測所は二五である、最近の調査(大正十四年)に據る天氣日數は晴二百十二日、曇七十七日、雨七十三日、雪三日、氣温は平均三度二であつて、極高(八月二十九日)三七度五、極低(二月三十一日)七度二である、降水は二・三九二(一)風は平均速度二米(一)秒速、最も多い方向は西北西である。

人口

埼玉縣内に於ける世帯總數は二十五萬三千二百五十九(大正十四年國勢調査)であつて人口は百三十九萬餘、此人口に據り市郡別に見ると左表の如く北足立郡を第一位とし入間、大里、北埼玉、南埼玉、秩父、比企、北葛飾、兒玉、川越の順となる、猶ほ婚姻は一萬三千二百三十、離婚は九百十九で、出生は五萬九千九百五十四(男二萬六千五百九十二、女二萬五千三百六十二)人、死産及死亡を合すると三萬五千六百六十一人で毎年約二萬人づゝ人口増加を示しつつある譯である。

世帯		男		女		男女計		女百ニ對スル男	
川越市	六、五〇六	一五、四二八	一六、一七五	三一、六〇三	九五、三八				
北足立郡	五三、一〇二	一四五、〇五六	一四七、三〇九	二九二、三六五	九八、四七				
大間郡	四〇、八九八	一一、七七八	一一六、三二一	一二八、〇九九	九六、〇九				
比企郡	一七、六六〇	四七、四四四	四九、二九三	九六、七三六	九六、二五				
秩父郡	二〇、一八四	五三、七〇一	五五、二五七	一〇八、九五八	九七、一八				
兒玉郡	一四、二四一	三七、六五七	四三、〇八二	八〇、七三九	八七、四一				
大里郡	三〇、一三三	八二、八二九	八九、六三九	一七一、四六八	九一、二九				
北埼玉郡	二九、二六〇	七六、九〇五	八〇、三六一	一五七、二六六	九五、七〇				
南埼玉郡	二五、二四〇	九八、四三六	六九、八七九	一三八、三一五	九七、九四				
北葛飾郡	一六、〇二六	四二、九九四	四五、〇八九	八八、〇八三	九五、三五				
合計	二五三、二五〇	六八一、二二八	七一二、四〇四	一、三九三、六三二	九五、六二				

財政

本縣に於ける大正十四年度の國稅納額は總額一千二百〇九萬七千八百圓で酒稅の四百二十四萬〇七百

九十圓を最高とし地租、雑物税、所得税、營業税、相續税、醬油税、釀業税之に次てゐる、又縣税に至つては總額六百五十八萬八千二百十二圓で、市町村税及夫役現品（豫算）の總額は六百八十一萬四千六百七十一圓である、而して直接國税の一人當負擔額は三圓三十三錢で縣税は四圓七十三錢、市町村税（夫役現品共）四圓八十九錢、水利組合其の負擔三十一錢である、次に國庫支辨の縣經費はどうであるかと云ふに文部の九十六萬七千五百七十四圓を最多とし内務の九十四萬六千〇四十四圓、農林の二萬四千四百九十八圓之に次ぎ合計百九十三萬八千百十六圓である、猶ほ本縣歳入歳出の内譯を示せば左の通りである。

縣 歳 入 (大正十四年度)

縣 税	一六、五八八、二二四	縣 債	一、六〇八、〇〇〇
國庫下渡金	一八、二九五	繰上金	一、三六三、四一五
其の他の經常部	五、六七、七二二	其の他の臨時部	四、六〇、二二六
國庫補助金	六、六三、七〇一	合 計	一、四一七、四九六
寄附金	八四、九二五		
縣 歳 出 (大正十四年度)			
警 察 費	一、〇七〇、五五六	土 木 費	一、三三四、二一九

土 木 費	八七二、六〇五	河川改修費	九六八、一七五
郡役所費	二一五、五五三	教 育 費	三九、八〇七
教 育 費	一、三九九、六五八	勸 業 費	八二二、二四九
耕地整理費	六四、九三九	補助費	一、一三、三六七
縣稅取扱費	八三、四七六	縣 債 費	一、二〇九、九九一
其の他の經常部	三三四、一二四	其の他の臨時部	七、三三、二二六
河川改修費國庫納付金本年度支出	七〇九、〇〇〇	合 計	九、九三九、〇三五

埼 玉 縣 廳

埼玉縣廳は浦和驛の西方約五町の地點に在る、徒歩にて約七分、過去をたづねるに、初め明治四年十一月武藏國埼玉郡岩槻に置かれ、埼玉郡及び足立、葛飾二郡の内舊浦和、舊忍、舊岩槻の三縣及び小宮、葛飾、古河、前橋、佐倉、下妻、足利、龍崎、土浦十縣の附隸地を併せ、舊石高凡四十八萬千石を管轄したものである、然るに實地點檢した結果、岩槻は施政上不便が多いと云ふので、此の北足立郡浦和宿に在る舊浦和縣邸宅に移置し、更に其の廢廳を用ひて以て埼玉縣としたものである、次で明治八年八月下總國葛飾郡の内四十三ヶ村舊石高凡三萬三千石を屬せらるゝことになつた、而して翌九年八月、本縣に更

に熊谷縣の十三郡舊石高凡四十萬七千石が併せられ、同十二年三月に至り管内に郡制區劃を布かれたのであると文學博士吉田東伍先生は記してゐる。

現今の廳舎は明治二十四年平家建築造、大正元年現在の二階建に改築されたものである。

歴代知事名錄

氏名	府縣族稱	就任年月日	退任年月日
野村盛秀	鹿兒島士族	明治四年十一月十三日	明治六年五月二十一日卒去
白根多助	山口市族	同 六年十二月二十七日	同 十五年三月十五日卒去
吉田清英	鹿兒島士族	同 十五年三月二十四日	同 二十二年十二月二十六日非職
小松原英太郎	岡山士族	同 二十二年十二月二十六日	同 二十四年四月九日轉任
久保田貫一	兵庫士族	同 二十四年四月九日	同 二十五年十二月二十三日非職
銀林綱男	東京平民	同 二十五年十二月二十三日	同 二十七年一月二十日非職
千家尊福	島根華族	同 二十七年一月二十日	同 三十年四月七日轉任
宗像政	熊本士族	同 三十年四月七日	同 三十一年一月二十六日退官
萩原汎愛	高知士族	同 三十二年一月二十六日	同 三十二年二月二十一日非職

現在知事及部長略歴

正親町實正	東京華族	同 三十三年二月二十一日	同 三十三年十月二十五日退官
山田春三	山口市族	同 三十三年十月二十五日	同 三十五年二月八日轉任
木下周一	佐賀士族	同 三十五年二月八日	同 三十八年九月四日轉任
大久保利武	東京士族	同 三十八年九月四日	同 四十年十二月二十七日轉任
島田剛太郎	福井士族	同 四十年十二月二十七日	大正二年六月一日轉任
添田敬一郎	福井士族	大正二年六月一日	同 三年六月九日轉任
昌谷彰	岡山士族	同 三年六月九日	同 五年十月十三日轉任
岡田忠彦	岡山士族	同 五年十月十三日	同 八年六月二十八日休職
西村保吉	愛媛士族	同 八年六月二十八日	同 八年八月二十日轉任
堀内秀太郎	石川士族	同 八年八月二十日	同 十二年十二月二十五日轉任
元田敏夫	大分士族	同 十二年十二月二十五日	同 十三年六月二十四日轉任
齋藤守昭	東京士族	同 十三年六月二十四日	昭和二年五月十七日轉任
野手耐	茨城士族	昭和二年五月十七日	現任

○知事 野手 耐君 明治九年八月茨城縣結城郡に生る、同三十七年七月東大法學部卒業、大藏省主税局を振り出しに韓國統監府財政監査官、同書記官、朝鮮總督府元山稅關長、釜山稅關長、同逓信事務官、同海員審判所長を経て大正十年十月朝鮮總督府營林廳長に任ぜられ、同十三年十二月高等官一等に陞叙、昭和二年五月十七日埼玉縣知事となる。

○内務部長 林 壽夫君 明治十五年四月岡山縣都窪郡に生る、同四十二年七月東大法學科卒業、愛媛縣屬、同内務部會計課長、愛媛縣警視、宮崎縣理事官等を経て大正十年六月山口縣警察部長、同十三年十二月北海道廳警察部長となり大正十五年九月二十八日埼玉縣内務部長に任ぜらる、現在高等官一等、正五位勳五等、普通試験委員長、文官普通懲戒委員、考試委員、市吏員懲戒審査會委員、町村吏員懲戒審査會委員、土地収用審査會委員、地方森林會議員、埼玉農工銀行監理官である。

○警察部長 内山田三郎君 明治十八年十一月福岡縣山門郡に生る、同四十四年東大法學科卒業、北海道廳屬、東京府南多摩郡長、秋田縣理事官、靜岡縣理事官、沖繩縣警察部長を経て昭和二年五月十七日埼玉縣警察部長に任ぜらる、現在高等官三等、從五位勳六等、普通試験委員、文官普通懲戒委員、考試委員、市吏員懲戒審査會委員、町村吏員懲戒審査會委員、產婆試験委員長、看護婦試験委員長、鍼術灸術試験委員長、按摩術試験委員長である。

○學務部長 田島義士君 明治二十二年十二月山口縣玖珂郡に生る、大正三年七月東大法學科卒業、

業、福岡縣屬、福岡縣警視、福岡縣理事官、千葉縣理事官、靜岡縣工場監督官等を経て大正十四年九月十七日埼玉縣書記官に任ぜられ、同十五年七月一日學務部長に榮轉、現在高等官三等、從五位勳五等、視學官、學務部學務課長事務取扱、考試委員、普通試験委員、文官普通懲戒委員、小學校教員檢定委員會長、官幣社神職尋常試験委員長、社司社掌試験委員長である。

縣廳内職員抄録

(昭和二、七、一、現在)

埼玉縣知事 野手 耐

知事官房	主事	古川 保次 (屬)
内務部	部長	林 壽夫 (書記官)
同	庶務課長	中 村 茂 (地方事務官)
同	地方課長	湯 本 二郎 (同)
同	土木課長	中 村 孫一 (地方技師)
同	耕地課長	前 川 純三 (同)
同	農務課長	鍋 本 忠正 (地方事務官)

内務部	商工課長(兼)	鏑木忠正(同)
同	會計課長	澤野喜作(屬)
警部	部長	内山田三郎(書記官)
同	高等課長	定形久藏(警部)
同	警務課長	東山榮三郎(同)
同	保安課長	藤澤喜久郎(地方警視)
同	工場課長	阿蘇温藏(地方事務官)
同	刑事課長	安藤政之助(警部)
同	衛生課長	山崎太一(地方技師)
學務部	部長	田島義士(書記官)
同	學務課長(兼)	田島義士(同)
同	社寺兵事課長	柴山博(地方事務官)
同	社會課長	井田完二(同)

埼玉縣職員數

縣政の發展に伴れて縣職員の増加あることは勿論であるが、大件費の増大も又免れない、數字に示すと左の通りである。

	勅任	奏任	判任	奏任待遇	判任待遇	縣吏員	雇員	計
大正九年末	一	三五	一五四	四	八五三	二四	六一	一、一三一
大正十三年末	一	二六	一三七	三〇	一、二三五	四二二	六五	一、九一六
大正十四年末	一	二三	一三三	三九	一、二二四	四〇三	七〇	一、八八三

右に要した俸給年額は大正九年七十七萬四千九百七圓、同十三年百二十三萬六千七百六十圓、同十四年百十九萬三千四百八十八圓である。

縣會

埼玉縣會議事堂は縣廳構内に在り、明治十八年十一月築造、大正二年十月更に改築されたものである、大正十三年一月の縣會議員選舉情勢を見るに、有権者總數十二萬六千八百七十二人、投票せし者十一萬〇七百八十四人、即ち投票しなかつた者は一萬六千〇八十八人である、當時本縣人口千人の内選舉權を有する者は九十二人であつた、現在(大正十三年二月)議員四十名(定員)議長は齋藤祐美君、副議長は田中徳兵衛君である、議員氏名左の如し。

縣會議員名錄 (昭和二八、現在)

石川仁平 加藤隆之介 齋藤祐美 田中千代松 豊岡吉太郎
青木傳吉 秋山次郎助 成田昌平 田中徳兵衛 堀江泰助
大谷木六郎 市村高彦 吉田昭十郎 譚星新助 岸彌吉
小林太一郎 小川淵 横川禎三 岩田鹿太郎 堤新六
引間辰雄 松本文作 宮下林平 根岸憲助 澁澤治太郎
栗原利三郎 森安雄 栗田正一郎 田井兵吉 高澤俊徳
堀江忠四郎 増田一郎 門井東一 本多鹿雄 石川東悦
飯野喜四郎 佐藤國藏 池田保次 齊藤重三郎 岩本亦八

名譽職参事會員名錄

秋山次郎助 市村高彦 横川禎三 岩田鹿太郎 松本文作
栗田正一郎 高澤俊徳 増田一郎 石川東悦 飯野喜四郎

○議長 齋藤祐美君 北足立郡馬宮村大字飯田新田に生れ、實踐躬行今日に至る、荒川治水事業、其他農事改良、耕地整理、河川改修等に付ては最も努力し、大正十三年其の功績を認められ賞勳局より緑

綬褒章を下賜せられた、大正十五年二月再び議長に推さる、住所は浦和驛前に「治水庵」と稱して質素な居宅である。

○副議長 田中徳兵衛君 明治八年五月出生、現に北足立郡南平柳村大字十二月田に居住、味噌醸造業を以て縣下に知らる、村長、教育會長、消防組頭其他公共組合等の名譽職に當り常に自治向上に盡力された人である、昭和二年二月二十六日副議長に當選さる。

五十年前の浦和を顧みて

大島寛爾

私が此の浦和に來てから最早五十年になる、百年を以て二世紀とするなら、正に其の半世紀を此の町に送つたことになる、回顧すれば感懷洵に深きものがある、事々物を夢の如く過ぎ去つて了つた、古くは彼

の縣廳所在地決定問題の如き幾多の波瀾曲折を経たものである、若し此の問題が浦和町に決定しなかつたならば或は現在の浦和を見ることは出来なかつたかも知れぬ、當時明治二十一年頃、の私は微力ながら縣令に狂奔的接衝を重ね、反對派の爲に身邊頗る危険を呈したこともある、近くは浦高設置問題の如き又甚に容易ならざるものであつた、彼を想ひ此を推して考ふると、五十年間の變遷は一朝一夕に語り盡せない、けれども五十年間の此の町としては其の發達變遷の速きに在る點がある、之は縣廳の所在が後れた事が主因である、物産上之れと云ふものもなく、貨物集散の地形を有せず、全く商工を離れた住宅學校一點張りの土地丈けに、縣廳の所在は其の繁榮上の基礎でなからねばならぬ、而して元來私は此の浦和を古くから最も安全地帯であることを力説して居る者である、彼の安政震災の時でも、又大正震災の時でも、此の浦和だけは比較的平然たるものであつた、然かしながら此の安全地帯が廣く認められなかつた爲めに其の發達が後れたのである、故に大正震災後の今日、最も急激なる住宅の展開を見るのは決して無理からぬ事で、將來期せずして大住宅地を出現するであらう、五十年前の戸數六百に達せず、現在私の住宅附近は圍らずに田圃を以てし、草薙々れるものであつたが、今日の變り様を見て轉た感慨に堪へない、若し夫れ浦和が住宅學校本位に立脚するにせよ、之に對する行政上の施設は多く益々攻究を要するものがあらう、而して之れに各方面の協力一致に期せねばならぬことは勿論である。

浦和町民の一人として

岸 上 克 己

浦和町は商業地でも工業地でも農業地でも無い、住宅地である。

最近の調査に依れば浦和町の戸數四千二百三十餘、其職業別は商業千〇九十八、工業二百九十七、農業二十四、合計千四百十九戸、残り二千七百戸即ち總戸數の六割五分が醫師教員辯護士官公吏會社員等の知的生活者である此内約千八百が東京通勤者だと云ふ、此數字が明確に浦和町組成分子を説明して居る。

されば浦和町政も此所から出發し、浦和町是も之を基礎として樹立されて居る、見よ最近試みられた公營住宅、公設市場、塵埃焼却爐の如く他に類例を見ない施設や町營住宅、職業紹介所、町公報發行、小學校生徒海濱保養所等の新規事業、標準時を示すモーターサウンズ、豫算に見る町營瓦斯調査費、都市計畫的耕地整理に多額の町費補助を與ふる如き、皆此浦和町の特殊地位に策應し此等の施設によつて益々浦和町の特徴を發揚せんとしたものである。

浦和町には高等學校から幼稚園まで官公私立を通じて十七の學校がある、教育地としての浦和町は縣下市街地中蔚然群を拔て居る。

併しながら此反面には多大の犠牲が拂はれて居る、高等女學校が女子師範から分離して獨立した時も、次正七年高等學校創設の時も其敷地は町が寄附し、大正十三年女子師範學校移轉の際には十八萬圓を負担して今尙其荷重に喘ぎつゝあり、埼玉會館縣立圖書館に五萬圓、停車場道改修に三萬餘圓、絶えず血の出るやうな寄附責に遭つて來た、元來が非産業地で資源の貧弱な浦和町としては過分の負擔である、唯、縣廳所在地として文化的中心地たる大浦和町を造成する道程には己むを得ざる事として泣く／＼甘んじて居るのである。

私は過般或問題で元秋田縣知事今は一浦和町民たる名尾良辰氏と懇談した際、氏は、浦和町の如き負擔力の弱い町に對しては縣廳所在地完成の爲めに縣が其經營に任ずる必要があると云はれたが、傾聴すべき議論である、想ふに埼玉會館の建設は浦和町は一偉觀を添へ、停車場から縣廳に通ずる新道路の舗装は沿道市街の面目を新たにするに相違ないが、此種以外、何か町の爲に縣が代行して呉れてもよいように考へられる。

浦和町には町閥と云ふような氣風もない、官僚崇拜と云ふ未開な思想もない、移住者として之れが實に氣持が好い。

町村にはよく土着閥や富豪閥がある、町村長選舉とてなれば直ぐ此閥が擡頭して今度は誰の番だと順繰りに四五人の間を持廻はる、彼等は公器を私して自治を冒濫せんとするのである、幸に我浦和町には此陋風がない、町政は門戸開放主義、町民は機會均等主義である、町の爲には町民の總動員を行つて事に當る組織になつてゐる、之れ一は前掲數字の示す如く土着人に比し外來者が多く、事大思想の保守的町村民に比して理知主義の知識階級者の多數を占むる關係もあるが、其主たる原因は、浦和町民が浦和町の國際的地位を考慮した結果に他ならない、縣下文化の中心地として、知識階級の淵藪地としての浦和町を代表するには其れ相應の學識と品位とが必要だとの觀念が町民を支配して居るからである。

町政の一機關たる町會の分子を點檢しても、生拔の浦和ッ兒は五六人しか無く他は皆外來者である、職業を云へば商九、工二、農一、辯護士四、會社員一、藥劑師一、醫一、教育家一、操觚業一、無職一、殆んど各階級を代表して其方面の知識と利害とを有し、町政上情閥の跋扈を容さぬ組織になつてゐる。

浦和町には各政黨の支部があり町會議員にも幹部級が多く、政争も随分激烈であるが町の問題が政黨關係で決せられた事は無い、政黨政治と町村自治との判別に理會を有する士が多い爲めであるが、非常に良

い風である。

町では先年から町公報を発行し全町民に無料で配布して町政の内容を公開し、町民は居ながらにして町政の是非を判断し論議する自由を有して居る、治者被治者、知らしむ可らず倚らしむ可し等の語は浦和町には通用しない。

浦和町政は町民自から治めつゝあるのである。

四

浦和町が急激に發展したのは帝都に近接して交通の便がよいからでもあるが、最大原因は東京近郊中割合に地代が安いからである、蓋し地主の多数が先祖傳來の土地所有者で時價による採算を考慮しない結果に外ならないが町發展の爲の絶大の強味である、此良風の存する限り、浦和町の發展は停止しない。

浦和町地内に於ける自然の風致は自然の結果として大略征服されて終つたが、近接村落には尙野趣縱横に満溢し春光秋色を賞するに充分である。

土地柄、勞働爭議も起らない、思想問題の抗争もない、浦和町は眞に静かな住宅地である、天下に誇る名山大澤もなく秀麗明媚の風光も無いかわりに、富豪の別荘が競ひ建ち奢侈輕佻の風が浸漫する心配もなく、依然として素朴な質實な平凡な民衆的の住宅地として浦和町を禮讃する。

浦和町要覽

浦和町の地勢

北足立郡に屬し、本縣の中心から云へば其の南部に位し、東は谷田村木崎村、西は與野町大戸及土合村、南は六辻村白幡、北は木崎村針ヶ谷に界して居る、鐵道は町の東方を走り上野驛まで十二哩八分である、町内に山河の記すべきものはないが、武藏野の中原として松林到る所に在り、はるかに富士の靈峰を眺め得て、何となく大陸的の氣分にうたる、別けて鹿島臺方面は春の野、夏の涼み、秋の月、冬の雪に歌はれつゝある。

浦和町の沿革

浦和町はいつ頃出來たものか、浦和といふ文字は何に據て出來たものか、さうして又何を意味するものか、其後どんなあんばいに發達して來たものか、こんな事を成るべく詳しく記したいと思つて、色々苦心して見たが、どうもハッキリしない、此の町の上古からの的確な記録を持てる人は先づなさうに思ふ、ソコで茲には文學博士吉田東伍先生の著書に據つて大要を左に記し、後日の研究に讀ることにした。

浦和町は元中山道の二驛であつて東京を距る十三哩、明治維新の初め、浦和縣があつた、明治四年十一月岩槻にあつた埼玉縣を浦和に移して前號を襲ぎ埼玉縣と稱す、爾來武州の一盛邑と爲る。新記云、浦和宿は近世浦和領十三村の本村、古は浦和町共よぶ、高鼻庄に屬し、江戸を距ること六里、民戸二百餘、爰に宿驛を置かれたが其の初めを詳かにしない、近郷白幡村の小名に本宿と呼ぶ所がある、とは古へ宿驛のあつた所だが、何の頃から其宿を現今の地に移したと、しかし此の所ではさう云はないから正しき事は知らない、此宿に毎月二七の市を立て、穀物或は木綿布の類を交易す、此の市は古より開けた事で、天正十八年、淺野彈正少弼が出した浦和市の制札がある。

浦和市

一、喧嘩口論之事

二、押賣押買狼藉之事

三、町人諸役、附國貨雜賣之事

右如先々、市相立、可商賣者也

天正十八年七月

彈正少弼(花押)

猶ほ明治に入りてからの浦和に就ては、本書中に在る大島町長の「五十年前の浦和を顧みて」又は「浦和町役場」其他「師範學校」の記事などを見れば、大體のこととはわかれると思ふ。

浦和町役場

町役場は停車場からすると其の西北に位し約五丁、縣廳からすると東北に當り約五丁、浦和劇場前に位し附近に職業紹介所、信用組合、健康保険署等が在る、電話は六二番、二六七番である、

○町役場沿革摘録 明治二年埼玉縣設置と共に今の本宿本陣跡に浦和宿戸長役場と云ふものが設けられ初代の戸長が星野重遷氏で、次で田口、松尾の兩氏が其の任に當り、明治二十二年の町村制施行と同時に此の戸長役場は廢止されて松尾戸長から更めて星野町長へと動いたのである、故に現在の浦和町役場と呼ぶ様になつたのは明治二十二年の頃からで初代の町長が星野平兵衛氏であつたことは回顧すれば古い話である、又其の間浦和宿と云つてゐた時分には岸村(今の岸町)を合併したり(明治八年)、針ヶ谷村及北袋村が浦和宿戸長役場の所轄となつたり(明治十二年)、更に又本太村、針ヶ谷村、北袋村が當宿から分離したり(明治十三年)して色々な變化を経たものである。

町役場現在職員 (昭和二八、一)

町長	大島 寛爾	助役(有給)	伊藤 石雄
助役	松澤 藤助	收入役	池田 三郎
助役	岸上 克巳	町醫	石井 清

土木地理係	荒井左右平	起廢業係	武笠忠五郎
勸業係	遠藤鎮次郎	緋井龍秋	
庶務受付係	山崎清三郎	堀口曉輔	
兵事社寺係	野村惣助	小宮茂助	
戸籍抄本係	吉田小五郎	關根積藏	
戸籍寄留係	川崎茂助	松木藤三郎	
學務統計係	町田龜吉	岡部七郎	
衛生係	瀨田英作	赤嶺算平	
住宅警備係	並木新右衛門	川戶儀三郎	
	森運太郎	小高兼助	
	木場藤之進	星野安治	
		樋口金藏	
		技術員	
		公設市場係	
		財務係	

民勢調査各區擔任員

備考 都市計劃事務、公會堂事務其他各係に屬しない事項は庶務係にて受付夫々處理す。

浦和町は近時躍進的發展途上にある爲め町當局さへその移動等につき詳かならざるもの多く従つて各般の自治的施設經營上不便不利の爲め今回全町を二十區に分ち吏員二十人を夫々調査區を定めて擔任せしめ常に擔任調査をしてその調査區の民勢一般を調査せしめつゝある故に調査吏員の不斷の努力に依り當局に於ては左記執務上必要事項は常に完全に承知し隨時調査の手續を省略し得る譯である。

- 一、普選に直面し各種議員選舉名簿調製上に要する資格上の諸調査
- 二、家屋税の賦課資料たる家屋の新築増築改築取毀移轉
- 三、寄留未届者の届出の勵行寄留簿の整理
- 四、統計上必要なる人口の總數男女別、職業別、年齡別及移動増加率總戶數
- 五、就學上必要なる學齡兒童徵兵検査の適齡者種痘法の要種痘者慰安會の高齡者等の數
- 六、道路の不當使用若しくは無届使用
- 七、警備燈配置の公平及び消燈の數發見
- 八、家屋の空家數及賃料其他

而して各區の擔任吏員は左の通りである。

一區 (高等女學校邊線路以西)	吉田小五郎
二區 (岸町國道以西、六間道以南)	石井龍秋

- 三 區 (國道東條線路迄、商品陳列所以北小學校迄) 天 澤 秀 美
- 四 區 (國道西、六間道より表門道迄) 森 連 太 郎
- 五 區 (農事試驗場道以南、線路以東) 松 浦 養 助
- 六 區 (國道東、鳩谷縣道以北停車場道迄) 武 笠 忠 太 郎
- 七 區 (國道西、表門通より裏門通迄) 岡 部 七 郎
- 八 區 (縣有公舎邊) 野 村 惣 助
- 九 區 (鹿 島 臺) 木 場 藤 之 進
- 十 區 (中學校前通より南方) 松 本 藤 三 郎
- 十一 區 (國道西、裏門通より常盤町々界迄) 山 崎 清 三 郎
- 十二 區 (國道より東伸通迄、停車場より仲町々界迄) 川 戸 儀 三 郎
- 十三 區 (東伸通より東線路迄、停車場より仲町々界迄) 小 宮 茂 助
- 十四 區 (線路東伸町分) 川 崎 茂 助
- 十五 區 (國道西、公會堂裏通迄常盤町々界より六間道迄) 川 崎 野 宗 彦
- 十六 區 (國道西、六間道より四間半道迄) 綿 貫 泰 吉
- 十七 區 (線路東、常盤町分) 瀧 田 英 作

- 十八 區 (浦和中學校前通より北方) 町 田 龜 吉
- 十九 區 (製麻會社以西以北) 遠 藤 鏡 泰 郎
- 二十 區 (製麻會社脇通以北) 並 木 新 右 衛 門

浦和公報發行

町政の内容を公開して廣く町民一般と共に町の向上發展を期するため町役場に於て町公報發行規程を制定し隔月一回町報を發行しつゝある「浦和公報」と表題するものが夫れである。公報には令達、告示、會議、彙報、辭令、公告、雜錄、事務報告、其他町役場と町民との連絡を保つに必要な事項が毎號掲載され現住一戸を構ふる者には無料配付することになつてゐる、第一號は大正十五年十二月二十日に發行され爾後隔月一回發行今日まで既に第五號を重ねてゐる。(昭和二、七、三一、記)

町設町營各機關及營造物

町設學校としては浦和小學校、浦和商業學校、浦和公民學校あり又浦和消防組、職業紹介所、公設市場公會堂、公營住宅、町營住宅、圖書館、公園、道路、下水、青年訓練所、奉安殿、廢物焼却場其他各般の施設を行ひつゝあるか夫等は別に本書各項に記載してあるから参照されたい。

浦和町理事及世話人

浦和町理事及世話人は當町政の補助機關とも云ふべき名譽職で、昭和二年九月現在の氏名は左の通りである。

理事

相川宗次郎 渡邊嘉十郎 星野紋藏 高田源八

世話人

木村周助 菅野七郎 小林貞親 富田金藏 新井權之助
小川平次郎 永島米八 柿沼龍藏 小谷野一郎 星野哥九三
齋藤之助 關戸金松 田口彦太郎 土谷盛吉 山田六三郎
小山友吉 武笠正直

現任町長及助役略歴

○浦和町町長 大島寛爾君 嘉永六年十二月二十九日長崎縣に生る、後埼玉縣に轉じ、明治十九年縣會議員に舉げられ、或は衆議員議員に當選し、或は町長となり、更に又實業界の振興に奮闘する等本

縣政治經濟界に盡さる、事茲に五十餘年間、當町に取つては最も功勞ある名士である、現在辯護士の外關係公職及銀行會社等多數、住所浦和町三九五二、電話二三九番。

○浦和町助役 松澤藤助君 明治五年十一月十四日出生、町會議員として當町の堅實なる發展に努力し、衆望を負ふて大正十四年七月助役に推さる、現在當町大通りに藥種商を營みつゝある。電話六一番。

○浦和町助役 岸上克己君 明治六年十一月出生、曾で故島田三郎氏の東京毎日新聞に記者たり、後縣下模範界に活躍、其の流暢潤澤の文章は廣く謳歌され、人物又穩健、克く公益のために盡さる、現在自から無産者を以て任じ専ら著述を試む、町會議員に推され又大正十五年八月助役に舉げらる、岸町に質素なる住宅を造り、町民の相談相手と執筆とに毎日を費しつゝある。

○浦和町有給助役 伊藤石雄君 明治二十一年一月五日出生、明治大學法科を出て大正九年一月戶籍主任同十二年九月當町助役に就任、爾來町長を補佐して町務の處理に計劃提案等に没頭して餘念なき發展途上の繁雜な役場事務を快刀亂麻に片づけ、又一面には隠れたる世の同情者として幾多の美談がある、市制町村制に精通し、各自治體の發達及比較研究に興味を有してゐる、町民及び役場職員の信望あること多言を要しない。

浦和町歴代町長名錄

氏 名	生 年 月 日	在職年數	備 考
星野平兵衛	嘉永元年十二月十五日	十 年	死 亡
平野勝明	嘉永三年十一月二十四日	十一年	
土肥政芳	文久三年三月八日	二 年	死 亡
小谷野傳藏	明治十六年一月一日	二 年	
石内保太郎	明治元年十二月三日	三 年	
大島寛爾	嘉永六年十二月二十九日	八 年	現 職

浦和町會議員

決議機關たる町會議員の定数は二十四名であるが、先に縣廳所在地の特別なる事情ある町として人口に據らず三十名に増員すべく、増加條例を設定して其筋に許可稟請した處遂に詮議相成らず今猶ほ二十四名である、然かし次回の總選舉には當然三十名に増加し得るとは勿論である、次に各年地方制度の改正に基き特別の事情ある町村には町會議長及其の代理者を設置することが出来る様になつたから、理論上實際上の必要を認め當町としては客年九月十二日之が條例を設定し、同十一月十九日附内務大臣の許可あり、直に之が選舉を行ひて他町村に先模範的決議を示した譯である、此の光榮ある初代の議長及其の代理者

及現議員は左の通りである。

町會議長	田中榮三郎	(酒類商、電話八番)
同代理者	清水武藏	(荒物、印刷業、電話一〇六番)
町會議員(順序不同、昭和二年末現在)		
伊藤國太郎	(藥種商)	會田惣七
		(辨護士)
長沼新平	(教育家)	高橋泰雄
		(辨護士)
高田源八	(醫師)	池田彦吉
		(傘商)
關口佐源太	(甘薯、凍米)	松井半次郎
		(農藥)
岸上克巳	(著述家)	松澤藤助
		(藥種商)
野村鶴太郎	(織物商)	永島米八
		(織物商)
瀧澤信芳	(荒物商)	脇田金次郎
		(洋雜貨)
根岸甲子太郎	(銀行員)	田中榮三郎
		(酒類商)
柳義三	(辯護士)	渡邊武彦
		(辯護士)
佐久間常吉	(材木商)	金子米吉
		(雜貨商)
清水武藏	(荒物、印刷)	石井其三郎
		(肥料、荒物)

人口

當浦和町の人口が年を逐ふて増大しつゝあることは勿論であるが、最近に於ては驚くべき躍進振りを示し、今や一日一月平均以上の割合で新築され、住宅建設地の拂底をさへ訴へつゝある有様である、依て當局が今後住宅地たるべき敷地の實地調査を行った結果によると、最早僅々十一萬五千坪内外で、一戸當最少百坪と見積るときは家屋の新築は千九百五十戸位で餘地がなくなり、之を人口に假定すると一戸當四人七分とし約九千六十五人を收容し得ることになり、現在の情勢では所詮隣村併合の餘儀なき状態である、京北發展の上から云つても此の方面に隣村を打て一丸となし一市を作るとは輿論として動かすことの出来ないものとなつてゐる。

	世帯數	男	女	計
大正十年末	二、三八七	六、五七三	五、八四一	一二、四一三
同 十一年末	二、五六〇	七、四二〇	六、六六〇	一四、〇八〇
同 十二年末	二、七八五	八、四〇五	七、四六四	一五、八六九
同 十三年末	三、二五三	八、七四五	七、八三六	一六、五八一
同 十四年 現在	三、六二六	九、六三七	八、六二二	一八、二五一

昭和元年末

三、九五六

一一、〇八三

一〇、〇七〇

一七、一五三

財政

浦和町の財政は町の發展に伴ひ膨脹し行くことは當然であつて、近時の如き町内の急激的發展に對しては又自から町財政の増額は免れない、試に昭和元年度(大正十五年度)の歳入出決算額を示さんに歳入決算總額は三十五萬一千五百二十四錢で歳出は經常部に在て十一萬七千八百七十二圓一錢、臨時部に在て二十一萬一千一百五十六圓七十八錢、歳出合計三十二萬九千〇二十八圓七十九錢である、猶ほ此の數字に基き大要を左に記して參考の一端に供する。

	○歳入(經常)	使用料及手数料
財産より生ずる收入	一、二二一、〇〇	三、六四六、七七
國庫下渡金	一〇、四七八、七五	九、二九八、七三
報償金	二、三五四、四三	四、〇〇一、六〇
寄附金	三、四三〇、六八	七、六九六、〇八
繰越金	三六、六三三、二二	二一、二八一、五六
町債	八、一七〇、〇〇	一七一、七七〇、四四
合 計		三五、五〇二、一四

○歳出(總)費		役令場費	
會議費	一、三三九、六〇〇	主木費	一、三三九、六〇〇
教育費	四、五九〇、〇八六	傳染病預防費	一、三三九、六〇〇
隔離病舎費	二、三六六、〇〇〇	衛生諸費	一、三三九、六〇〇
汚物掃除費	一、六〇〇、二〇〇	公園費	一、八四三、四二〇
墓地費	一、二二八、〇〇〇	市場費	七、六六六、九三〇
勸業費	四、〇七一、〇〇〇	警備費	八、九三六、一〇〇
基本財産造成費	一、〇四六、八七〇	財産費	一、〇八一、三三〇
公會堂費	一、三三三、五五三	諸税及負擔	一、三三三、五五三
雜支	一、三三三、五五三	合	一、三三三、五五三
土木費	七、六五九、九七〇	衛生費	一、三三三、五五三
公債費	三、六三五、二六〇	補助金	四、九〇〇、〇〇〇
雜支	一、四八五、〇〇〇	寄附金	六、八八九、〇〇〇
		役令場費	一、三三三、五五三

小學校費	八、九八三、一三〇	公設市場建築費	四、九四三、三二〇
町營住宅維持費	三、八三三、〇〇〇	助成金	一、〇〇〇、〇〇〇
積立金	五、六四九、九六〇	都市計費	三、三六〇、〇〇〇
土地費	一、八三三、七九七	教育費	一、四四九、三二〇
本年度支出額	二、一五六、七八	歳出總計	三、三九〇、三六〇

○官有地、本町内、於ける官有地は左の通りである。

○官有地、本町内、於ける官有地は左の通りである。

神社地	一、五〇〇、〇〇〇	並木敷	一、二二〇、〇〇〇
寺院地	一、五〇〇、〇〇〇	鐵道用地	二、五三九、〇〇〇
官有地	一、五〇〇、〇〇〇	他	一、八一三、三三〇
道路敷	一、五〇〇、〇〇〇		
浦和町有租地	一、五〇〇、〇〇〇		

畑 (百四十二町二反一畝六步。地價一萬五千七百五十三圓餘。筆數二千九百七十二)

宅地 (十七萬三千四百十一坪六勺。地價十六萬九千一百一十一圓餘。筆數千六百七十九)

山林 (三十五町一畝八步。價額一千三百二十四圓餘。筆數三百六十一)

原野 (三反四畝二十步。八圓六十七錢。筆數九)

池沼 (一反九畝二十六步。九十八錢。筆數十二)

雜種地 (五畝一步。十二錢。筆數二)

計 (二百五十四反五步六厘) 十九萬二千二百二十二圓餘。筆數五千六百二十(一)二百五十町三反

○土地所有人員 十町歩以上の所有者左の如し。

十町歩以上 五町歩以上 一町歩以上 五反歩以上 五反歩未満 計

四 五 一八八 三三五 四三五

○都市計劃調査委員會 浦和町の交通衛生保安經濟等に關し永久に公共の安寧維持福利増進に必

要な施設を計劃し町是に基く大浦和市建設上の大綱を樹立するために設置されたもので、會長には町長之に當り、委員は町長以外の吏員三名以内、郵便局長、驛長等關係各廳官吏員五名以内、町會議員等が其の任に當り毎月一回開會する事になつてゐる。さうして之に要する經費一切は町の負擔である。

○浦和町臨時町村合併調査交渉委員 之は當町と接續町村との合併に關する調査及其の交渉事務に當るもので、委員の定數は九名とし町長の推薦、依り町會議員より、町會に於て定むることになつてゐる。

○浦和町住宅委員 之れは住宅に關する當設委員で委員規程が設置され町會議員中より九名を推薦し町會に於て選定せしもの。職務の概目は公營住宅管理計畫經營の調査及び轉賃住宅組合員の資格其他一切必要事項の調査等が主なるものである。之れも住宅政策を以つて町是とする本町特有の委員である。

○町名番地 浦和町には從來公稱の字名なく番地も地番も戸番も二様になつてゐるから郵便物の配達や訪問者などに非常な不便を與ふもの事由で、先づ市制施行の第一歩として町字名を一般から懸賞募集して都市計劃委員會に於て審議し、大體四區四十町に區割することになつたのであるが、字名改稱區域變更に關する手續は未了であるから町民は當分の間前記改正の區町名は訪問者、郵便配達等便宜上の使用以外、公簿上の手續には之を使用しないことになつてゐる。又番地に就ても目下耕地整理中であるから之が終るまでは矢張り舊來の「浦和町何番地」と記す方が好ましい。而して整理完了すれば境界變更番地新設の上其の筋の許可を得て正式に公告の上使用する事になる。

町営住宅と公営住宅

住宅地を以て自ら誘引住宅都市として伸展すべく町是を住宅政策として樹立した浦和町は自然社會的施設の方法にも住宅の經營が多い町営住宅の公営住宅はそれである。町営住宅は岸町、高砂町、仲町、常盤町の四箇所集合して建設せられその數五十四戸あり之れは住宅の拂底を緩和する爲め建設したもので貸賃借を本意とし希望に依りては月賦償還にて所有權を得るの方法もあるが貸賃借が得策である建設費が低利資金で町の社會施設であるから家賃も頗る廉價で一般賃家に比較するに三割方安く詳細は左記貸付規程承知の上役場の住宅係へ申込み親切に案内して呉れる。町営住宅は貸賃借が本意でなく所有權の移轉が本意で町に於ては健全なる住宅の所有者を多くするのをその目的として政府より低利資金三十萬圓を借り入れ之れに依りて建設せられたものでその數百戸あり町内一圓に散在して建設せられ頗る文化的のものが多し敷地も申込人に自由に選定せしめ住宅の様式も或る程度までは申込人の意見を尊重して一定の條件の下に變更を許しつゝあるから住宅を所有せざる者が住宅を所有し茲に永住するには此の上もない社會施設で使用料も一般の賃家よりは二割以上廉價で然も知らず知らずの内にもその住宅の所有權が使用人に移つてゆくのであるからたのしみなものである。その使用規程は次の如くである。

町営住宅貸付條例

第一條 町営住宅は一定の職業ヲ有シ一家經營ハ能力アリト認めルモノニ該當ノ上之レヲ貸付ス

第二條 町営住宅貸付方法ハ之レヲ二種ニ區別シ普通貸賃料ヲ徴シ貸付スルモノヲ甲種トシ月賦償却ノ方法ニ依リ賃借人ニ住家ノ所有權ヲ取得セシムル爲メ月賦金及ヒ期間ヲ定メテ貸付スルモノヲ乙種トス

第三條 貸付ヲ承認シ受ケタルモノハ來住前保證人連署又ハ第五條ニ定メタル貸賃料參々月分ヲ敷

金トシテ納付シ借家證書ヲ差出ス

保證人ハ本町内ニ在住シ借家人ト連帶シ義務履行ニ堪ヘルモノト町長ニ於テ承認シタルモノニ限ル

第四條 乙種貸付方法ノ月賦償却期間ハ大正十一年十月ヨリ起算シ滿十二箇年トス

但シ非常災害ノ爲メ町ニ於テ復舊工事ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第五條 住宅ノ貸賃料又ハ月賦金ハ住宅料、敷地料、火災保險料ヲ合算シタル額トシ左ノ區別ニ

ヨリ毎月五日限リ納付ス

但シ甲種借家人新ニ貸與ヲ受ケ又ハ返還ノ場合借家一箇月ニ滿タサルトキハ日割計算ヲ以テ來住ノ際之レヲ納付シ退去ノ場合ハ前納金ノ剩餘ヲ生シタルトキ之レヲ還付ス

甲種
一 一戸建 一箇月金二十八圓
二 二戸建 一箇月金二十八圓
三 三戸建 一箇月金二十八圓
乙種
一 一戸建 一箇月金二十八圓
二 二戸建 一箇月金二十八圓
三 三戸建 一箇月金二十八圓

第六條 前條ノ貸賃料又ハ月賦償却金ハ住宅所在地ノ便否ニ依リ

町長ニ於テ二十分ノ一以内増減
スルコトヲアルベシ
第七條 甲種借家人ニシテ中途乙
種ニ變更セシトスルモノハ既往
経過月數ニ對スル乙種月賦金ノ
差額ニ年利七分ノ利子ヲ加ヘ
時ニ納付スル時ハ何時ニテモ乙
種ニ變更スルコトヲ得
但シ乙種借家人ニシテ中途甲種
ニ變更スルコトハ之レヲ許サ
ルモ事情已ヲ得サル場合ハ既往
拂込済ノ超過分ヲ變更後ノ賃
料ニ充當セシメ之レヲ許スコト
ヲ得
第八條 乙種借家人契約期間満了

迄ノ月賦金却金ヲ完納シタルト
キハ其ノ所有權ヲ取得ス
但シ契約期間満了迄ノ月賦金ヲ
前納シタルトキハ期間満了前ト
雖モ其ノ所有權ヲ取得スルコト
ヲ得
前項ノ場合ニ於テハ敷地ノ賃賃
借契約ハ之レヲ住宅所有者ニ更
改シ爾後ノ敷地料積算額及ヒ年
利四分八厘以内ノ利子ヲ控除ス
第九條 住宅ノ借受ハ轉賃又ハ讓
渡ノ目的ヲ以テ之レヲ爲スコト
ヲ得
第十條 住宅ハ居住以外ニ之レヲ
使用スルコトヲ得

第十一條 乙種借家人不得止事情
ノ爲メ他ニ轉居スルコトキハ町長
ノ承認ヲ得テ其ノ住宅ヲ他ニ轉
賃シ若シハ其ノ賃借權ヲ讓渡ス
ルコトヲ得
第十二條 二月建ニ對スル乙種借
家人所有權取得後其ノ家屋ヲ他
ニ移轉セントスル場合ハ殘存家
屋ノ保存上差支ナキ部分ヨリ切
斷シ殘留家屋ニ相當修理ヲ加
ヘシ
第十三條 借家人ハ町長ノ承認ヲ
得シテ家屋ノ構造ヲ變更シ又
ハ増築ヲ爲スコトヲ得
敷地ノ原形ヲ變更シ又ハ附屬建

物ヲ築造セシトスルモ亦同シ
前二項ノ場合ニ於テ原狀回復ノ
費用ハ借家人ハ負擔トス
第十四條 借家人ハ常ニ家屋ノ内
外ヲ整理シ荷モ外觀ヲ汚損シ又
ハ比隣ノ迷惑トナルハキ行爲ヲ
ナスコトヲ得
第十五條 借家人故意又ハ過失
因リ建物及附屬物ヲ滅失若シハ
毀損シタルトキハ之レヲ原形ニ
復シ又ハ其ノ費用ヲ賠償スヘシ
但シ賠償金額ハ町長之レヲ定ム
第十六條 住宅ニ對スル諸稅公課
ハ借家人ノ負擔トス
第十七條 電燈料及ヒ障子ノ換

張替、小修繕費ノ金額並ニ墨
表裏返シ及ヒ表替費并月深夜費
等ハ半額ハ借家人ノ負擔トシ墨
表裏返シ並ニ表替ノ回数ハ三年
一回ニ限ル
但シ乙種借家人ハ電燈料其他總
テノ修繕ヲ負擔スルモノトス
第十八條 甲種借家人借家ヲ返還
セントスルコトキハ五日以前届出
テ建物及ヒ附屬物ノ検査ヲ受ケ
本返還ノ公算ハ日付ニ定ム
前項ノ場合ニ於テ滅失又ハ毀損
セルモノハ返還トキハ退去前ニ其
賠償ヲ済スベシ
第十九條 町ニ於テ必要アルトキ

ハ甲種ノ貸付期間ヲ短縮スルヲ
得
第二十條 乙種借家人ハ住宅焼失
シタルトキハ既納ノ月賦金ト甲
種賃貸料トノ差額金ヲ還付シ保
險金ハ町長ニ於テ取得ス
第二十一條 住宅倒壊シタルトキ
ハ乙種借家人ハ月賦期間満了迄
ノ月賦金ヲ前納シ其ノ材料ヲ
取得スルコトヲ得
第二十二條 借家人差ノ各號ノ六
ニ該當スルトキハ住宅ノ貸付ヲ
解除ス
第二十三條 義務手続ルコトニ

箇月以上及第十六條第十七條

ハノ義務ヲ盡ササルトキ

第二十九條 第十三條及第三條

第十四條第十五條第十六條

第十七條第十八條第十九條

第二十條第二十一條第二十二條

第二十三條第二十四條第二十五條

第二十六條第二十七條第二十八條

第二十九條第三十條第三十一條

第三十二條第三十三條第三十四條

第三十五條第三十六條第三十七條

第三十八條第三十九條第四十條

第四十一條第四十二條第四十三條

第四十四條第四十五條第四十六條

第四十七條第四十八條第四十九條

第五十條第五十一條第五十二條

第五十三條第五十四條第五十五條

第五十六條第五十七條第五十八條

第五十九條第六十條第六十一條

第六十二條第六十三條第六十四條

第六十五條第六十六條第六十七條

第六十八條第六十九條第七十條

第七十一條第七十二條第七十三條

第七十四條第七十五條第七十六條

第七十七條第七十八條第七十九條

第八十條第八十一條第八十二條

第八十三條第八十四條第八十五條

第八十六條第八十七條第八十八條

第八十九條第九十條第九十一條

第九十二條第九十三條第九十四條

第九十五條第九十六條第九十七條

第九十八條第九十九條第一百條

第一百零一條第一百零二條第一百零三條

第一百零四條第一百零五條第一百零六條

第一百零七條第一百零八條第一百零九條

第一百一十條第一百一十一條第一百一十二條

第一百一十三條第一百一十四條第一百一十五條

第一百一十六條第一百一十七條第一百一十八條

第一百一十九條第一百二十條第一百二十一條

第一百二十二條第一百二十三條第一百二十四條

第一百二十五條第一百二十六條第一百二十七條

第一百二十八條第一百二十九條第一百三十條

第一百三十一條第一百三十二條第一百三十三條

第一百三十四條第一百三十五條第一百三十六條

第三十五條 本規程ハ將來經濟上

之狀態ニ應ジ改正スルコトアル

ハシメテ之ヲ施行スルハ本規程ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施

行スルコトヲ定ム

第三十六條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第三十七條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第三十八條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第三十九條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第四十條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第四十一條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第四十二條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第四十三條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第四十四條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第四十五條 公營住宅ハ町長於テ住宅

ノ建設又ハ購入ヲナシ之レヲ一

定ノ申込人ニ供給シ及其所有權

ヲ讓渡スルモノトス

第三十條 一家經營ノ能力ヲ有シ且

之所定ノ使用料ヲ完納シ得ル

資力アリト認ムルモノトス

但シ未成年者ノ場合ハ後見人

親權者ヨリ申込コトヲ得

第三十一條 本町内ニ居住ニ適スル住

宅ヲ所有セサルモノトス

第三十二條 住宅供給ノ順位ハ町長詮

衡ス上申込順ニ依リ之レヲ定ム

但シ申込數超過ノ場合ハ抽籤ニ

依ルコトアルモノトス

第四十三條 公營住宅ノ供給ヲ受ケタ

ルモノハ第七條ニ定ムル一定

ノ金額ヲ使用料トシ月賦償却方

法ニ依リ所定期間拂込メシメ其

移轉スル迄毎月二十五日限り納

付スベシ

但シ用地料保險料ノ關係ニ依リ

將來變更スルコトアルモノハ

甲種ニテ使用料トス

乙種同要

丙種同要

第八條 住宅供給ヲ受タルモノ

契約期間満了迄ノ使用料ヲ前納

シタル時於期間満了前雖モ其

所有權ヲ取得ス

前項ノ場合ハ其使用料申込リ取

得後ノ利息相當額ヲ控除ス

第九條 住宅ハ居住以外ニ之レヲ

使用スルコトヲ得ス

第十條 住宅供給ヲ受ケタル者

其所有權ヲ取得スル前左ノ各號

ノ一ツニ該當スルモノトシ之レヲ

除名ス

(イ) 三ヶ月以上使用料及用地料

拂込メ義務ヲ怠リ町ノ催告ヲ

受ケタル後三ヶ月内ニ其義務

ヲ履行セサルトキ

(ロ) 第十一條ニ規定スル住宅使

用條件ニ違反シ町ノ戒告ヲ受

メテ仍モ之レニ從ハサルト

前項ノ規定ニ依リ除名セラレタ

ル者ハ之レヲ爲メ損害賠償ハ勿

論何等ノ異議ヲ申立ツルコトヲ

完納ニ依リ所有權ヲ取得セシム

ルモノトス

第五條 住宅供給ヲ承認ヲ受ケタ

ルモノハ住宅ノ使用前本町ニ在

住シ町長ニ於テ適當ト認メタル

受供給者以外ノ保證人二人以上

連署シテ別ニ定ムル契約書ヲ差

出スベシ

第六條 住宅供給ヲ受タル住宅月賦償

却期間ハ大正十五年〇月ヨリ起

算シ滿十六〇年〇月止ス

第七條 住宅ノ使用料ハ建築費附

屬設備費ヲ元利相當額火災保險

料等ヲ合算シテ算出シタルモノ

トシテ左ノ區別ニ依リ所有權ヲ

得ス且ツ速カニ住宅ノ引渡シヲ
ナスヘシ

第十二條 住宅ノ供給ヲ受ケタル
モノハ其所有權ヲ取得スル迄ハ
間住宅ノ使用ニ關シ左ノ各號ノ
條件ヲ遵守スベシ

- (イ) 他人ヲシテ其ノ住宅ヲ使用
セシメ又ハ其持分權ヲ讓渡セ
サルコト但シ住宅ノ使用開始
後滿八ヶ年ヲ經過シ町長ニ於
テ相當ノ事由アリト承認シタ
ル場合ハ此限リニケラス
- (ロ) 修繕其他住宅保存上必要ナ
ル管理ヲ爲スコト
- (ハ) 町長ノ承認ヲ受ケタル場合

除クノ外住宅ノ模様替ヲ爲
サハルコト
前項各號ノ外特ニ必要ナル條件
ヲ生シタル時ハ町會ノ決議ニ依
リ之ヲ定ム

第十三條 住宅ノ設計ハ町長ニ於
テ之ヲ行フ
但シ供給ヲ受ケキ者ノ希望ヲ
參酌シ受供給者ノ費用ヲ以テ之
ノ變更更ナリ許スコトアルヘシ
基礎工事並ニ井戸堀ハ町ノ仕様
書ノ標準ニ據ルモノニシテ土地
ノ狀況ニ依リ費用ニ増加アルコ
トハ其差額ハ受供給者ノ負擔ト
ス

第十四條 住宅用地ハ住宅ノ供給
ヲ受ケタル者當町内適宜ノ場所
ニ之ヲ選定シ町長ニ於テハ其土
地ニ對シ地主ト直接賃借契約ヲ
締結シ借地權使用權ハ町長ニ於
テ有ス前項用地料ハ各々用地ノ
契約高ニ應ジテ一ヶ年分ヲ算出
シ之ヲ十二分シテ一ヶ月相當
額ヲ毎月二十五日限リ住宅使用
料ト共ニ住宅使用者ヲシテ納付
セシム但シ其期間ハ住宅ノ所有
權移轉迄トシ同時ニ敷地ノ賃借
契約ハ之ヲ住宅所有者ニ更改
シ町長有スル借地權地主權使用
權ハ無償所有者ニ讓渡ス

第十五條 住宅ノ設計ハ町長ニ於
テ之ヲ行フ
但シ供給ヲ受ケキ者ノ希望ヲ
參酌シ受供給者ノ費用ヲ以テ之
ノ變更更ナリ許スコトアルヘシ
基礎工事並ニ井戸堀ハ町ノ仕様
書ノ標準ニ據ルモノニシテ土地
ノ狀況ニ依リ費用ニ増加アルコ
トハ其差額ハ受供給者ノ負擔ト
ス

第十四條 電燈料井戸汲水其他總
テノ修繕ハ受供給者ノ負擔トス

第十五條 住宅ノ所有權受供給者
ニ移ル迄ハ町長ニ於テ之ヲ火災
保險ニ付ス其保險金額ハ保險償
格ニ依リ

第十六條 供給シタル住宅カ其所
有權移轉前焼失シタル時ハ其處
ニ町長ニ於テ之ヲ火災
保險ニ付ス其保險金額ハ保險償
格ニ依リ

轉貸住宅組合

是れは公營住宅の變體的なもので町が直營せず健全なる住宅組合に一定の貸付規程により縣より借り受
けたる住宅費を更に組合に轉貸し以つて住宅を建設せしめて健全なる住宅所有者を多くするのがその目的
である故にその設備も頗る嚴重で九名の常設住宅委員に依つて資格その他を審査し不良貸付を未然に防止
してなる希望者は左記規程を承認の上補利町役場住宅係に申込みば親切に案内することになつてゐる。

理方法ヲ次ノ如ク定ム

(イ) 火災ノ爲メ住宅カ滅失シタ
ル場合ニテ町長ハ町長ノ受領保
險金ノ範圍内ニ於テ再ビ建設
供給シ同方法ニ依リ殘期間
使用セシム

但シ其原因カ故意又ハ重過失
ニ基ク時ハ此限リニケラス

(ロ) 火災以外ノ原因ニ依リ住宅
カ破壊又ハ倒壊ノ場合ハ町會
ノ決議ニ依リ住宅ノ現形ヲ參
酌シテ之ヲ定ム

附則 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行
ス

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行
ス

浦和町住宅費建設費貸付規程

（昭和二年三月三十日浦和町告示第三號）

第一條 本町の轉貸目的とし縣下四ヶ村へ借入申込書ヲ町長ニ提出承認

ヨリ融通ヲ受ケタル低利資金ノ

範圍内ニ於テ住宅ヲ建設購入又ハ

ハ用地ノ取得ノ爲ニ要スル費用

ヲ貸付シテ之ヲ利用スルモノニ

第二條 住宅建設費ハ本町主々

ハ事務所ヲ有シ且ツ本町其區

域トスル住宅組合ニシテ縣ヨリ

設立許可セラルレ事務ノ遂行權實

ト認ムルモノニ貸付スルモノト

第三條 住宅建設費ヲ借入セント

スル組合ハ左ノ事項ヲ記載シテ

第五條 住宅組合ニシテ前條記載

ノ事項中一、二、三、ハ變更セ

ントスルトキハ豫メ町長ノ承認

ヲ受ケタル後其筋ニ申請スヘシ

第六條 住宅建設費ハ町長ニ於テ

工事又ハ購入及其用地ノ取得進

捗状況ニ應シテ一時又ハ三回ニ

貸付ス但シ三回ニ分ツ場合ハ第

一回工事着手第二回棟上第三回

竣工ニ區分ス

第七條 住宅建設費ハ貸付金對シ

テハ左ノ擔保ヲ要ス

一、不動産組合ニ於テ建設又

ハ、土地賃借契約書（用地借用

ノ場合）

五、火災保險契約書

六、住宅建築工事請負契約書但

ハ、直營ノ場合ハ支拂精算書

七、其他町長ニ於テ必要ト認ム

ル書類

第十條 擔保物ノ價格ニシテ著シ

ク減損シ又ハ火災以外ノ原因ニ

依リ擔保物件滅失シタル場合ハ

組合ハ更ニ町長ヲ要求スル擔保

ヲ提供スベシ

第十二條 貸付金ノ償還方法利率

償還期ニ貸付期間等ハ組合ガ知

四、土地賃借契約書（用地借用

ノ場合）

五、火災保險契約書

六、住宅建築工事請負契約書但

ハ、直營ノ場合ハ支拂精算書

七、其他町長ニ於テ必要ト認ム

ル書類

第十條 擔保物ノ價格ニシテ著シ

ク減損シ又ハ火災以外ノ原因ニ

第十三條 償還期日又ハ期限前償還要求セラレタル場合組合ニ於テ元利金ノ償還ヲ遲滞シタルトキハシノ期日ノ翌日より規償還ノ利息償還スベキ金額ニ對シテ且百圓ニシテ金四錢ノ割合ヲ以テ遲滞利息ヲ支拂ハシム

第十四條 町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ擔保ニ附シタル住宅ノ改善修繕ヲ命スルコトアルヘシ但シ之レニ要スル費用ハ組合ノ負擔トス

第十五條 擔保ニ供シタル住宅及其用地ハ町長ノ承認ヲ得ルニテラサレハ理由ノ何タルヲ問ハス元利金ノ償還ヲ終ルニ至ラズ之レヲ取毀テ又ハ他ニ讓渡シ若クハ擔保トナスコトヲ得ス但シ組合ニ於テ組合ニ所有權ヲ移轉セシムル場合ハ此ノ限りミナラス

第十六條 組合ハ擔保ニ供シタル住宅又ハシノ用地ニ關スル收支ヲ明瞭ニ整理シ町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ吏員ヲシテ收支ニ關スル帳簿證憑書類及事業ノ檢査ヲ爲サシメ又ハ之レヲ報告書ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

第十七條 法令ニ依リ期限ノ利益ヲ失フ場合又ハ本規程ニ違背シタルトキ其他町長ニ於テ必要ナルトキハ貸付ヲ中止シ若クハ繰上償還ヲナサシムルコトアルヘシ

第十八條 町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員ニ對シテ元利金ノ償還ヲ遲滞シタルトキハシノ期日ノ翌日より規償還ノ利息償還スベキ金額ニ對シテ且百圓ニシテ金四錢ノ割合ヲ以テ遲滞利息ヲ支拂ハシム

第十九條 町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員ニ對シテ元利金ノ償還ヲ遲滞シタルトキハシノ期日ノ翌日より規償還ノ利息償還スベキ金額ニ對シテ且百圓ニシテ金四錢ノ割合ヲ以テ遲滞利息ヲ支拂ハシム

第二十條 町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員ニ對シテ元利金ノ償還ヲ遲滞シタルトキハシノ期日ノ翌日より規償還ノ利息償還スベキ金額ニ對シテ且百圓ニシテ金四錢ノ割合ヲ以テ遲滞利息ヲ支拂ハシム

第十四條 町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ擔保ニ附シタル住宅ノ改善修繕ヲ命スルコトアルヘシ但シ之レニ要スル費用ハ組合ノ負擔トス

第十五條 擔保ニ供シタル住宅及其用地ハ町長ノ承認ヲ得ルニテラサレハ理由ノ何タルヲ問ハス元利金ノ償還ヲ終ルニ至ラズ之レヲ取毀テ又ハ他ニ讓渡シ若クハ擔保トナスコトヲ得ス但シ組合ニ於テ組合ニ所有權ヲ移轉セシムル場合ハ此ノ限りミナラス

第十六條 組合ハ擔保ニ供シタル住宅又ハシノ用地ニ關スル收支ヲ明瞭ニ整理シ町長ニ於テ必要ト認ムルトキハ吏員ヲシテ收支ニ關スル帳簿證憑書類及事業ノ檢査ヲ爲サシメ又ハ之レヲ報告書ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

第十七條 法令ニ依リ期限ノ利益ヲ失フ場合又ハ本規程ニ違背シタルトキ其他町長ニ於テ必要ナルトキハ貸付ヲ中止シ若クハ繰上償還ヲナサシムルコトアルヘシ

第十八條 本規程施行ニ關スル細則ハ町長之レヲ定ム

第十九條 本規程ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

町政當務者の一人として
浦和町助役 伊 藤 石 雄

浦和町が近時躍進的發展を見つゝあることの因由は云ふまでもなく、第二は教育機關の完備せらるゝこと、第三は縣廳の所在地として所謂縣政の中心地なること、第三は土地高燥且つ閑靜で而かも帝都に近接してゐること、第四は土地家屋の料金が比較的低廉であること、第五は關東大震災に當り最も安全であつたこと等である。而して之を約言すれば全く住宅地として理想的であると云ふことに歸着する。故に浦和の町是が住宅基準に存することは何人も異論のない所である。凡そ自治體の本領とする所は其の地特長の相互擁護である。此の信念が住民と治者ととの間にシツク結合致して相協力すれば其の地の發展は毫も疑を容れないのである。

わが浦和町に於ても住宅地本位である以上此の大目標の下に各種の施設を行ひ、町民存続も又舉て之を

協賛するに點に於て、大浦和の建設が實現するものである。而して理事者としては時代の要求に適應すべき其の計劃と案件とは、常に胸中横溢するものがあるが、之を實行するには又自から財政の宜しきを得なければならぬ。而して唯一の財源は町税であつて、町税は即ち町民各位の負擔で、此の財源さへ豊富であれば輿論の要求に應じて施設し得ることは何でもない、けれども物事は自から範圍といふものがあるから、若し此の範圍を越えたならば均等調節を失し禍根を作ることとは無論である。故に町税に於ても此點を考慮し、先づ特別税戸數制の如きも受益者負擔の意味で、地主に重く給料生活者に輕くと云ふことになつてゐる。

實際上大浦和の建設には今後種々なる公益事業を實現せなければならぬが、何しろ財政との相談であるから、彼を思ひ此を考へながら思ふ様にならない譯である、けれども吾々は假に貧弱なる財政にしても、町是の急を要するものに向つては有ゆる犠牲を拂ひ之を實現せしめつゝあるのである、假へば學校の建設に付ては先づ敷地を寄附するものが、浦高、師範、女學校然り、或は衛生事業に對し、消防警備の事業に對し、或は上地下水に對し、或は交通文化の施設に對し、皆夫々多大なる努力を試みつゝある、故に過去五年前の浦和と今日の浦和とを比較すると其の成績實情は直に判明するのである、而して今後爲すべき施設に對しては、只今投資時代として之を容認しなければならぬ、今日の苦心は必ず數年ならずして町民自身の樂しみと化するものである、町民各位も此點を能く諒解され、經濟的及び精神的二つながら今暫

く二大後援者たることを切望するものである。

次に町役場 對する希望事項又は注意事項等は決して遠慮なく申告されたが、當事者に於ても不斷の注意を拂てはゐるが、前陳の通り自治體は治者被治者打て一丸となり町是を擁護展開するにあるから、兩者相倚て町の仕事をし行く度いのである、發展途上に在る浦和としては今や諸事複雑、僅少の吏員を以てしてはなから思ふ様に任かせぬ點もある、町民各位は申すまでもなく其の本體であるから何事によらず自發的に應援されたいものである、猶ほ一言すべきは、町役場としては總て絶對公正で又公開的であるから萬分不詳の點説明を要する點等あらば書面なり出頭するなり之又遠慮なく申出でられたい、其の一方法とし町公報を發行してゐる譯である、之を要する、浦和は浦和町民の浦和であり、浦和町役場は浦和町民の自治機關であることを常に念頭に置かれたいものである。

學 事

浦和高等學校

浦和高等學校は浦和町の北方浦和驛から約十五丁の地點に在る、總面積二萬一千四百十四坪であつて泉野町の一小部を含むてゐる、校舎の附近一帯松樹密生、風光甚だ揃すべきものがある、左に大要を記して參

考に供する。

○沿革摘録 大正七年政府に於て高等諸學校の増設及擴張と共に埼玉縣下にも一高等學校の建設決定、審議の上浦和町に設けらるゝこととなり、埼玉縣敷地二萬餘坪を寄附さる、大正十年十一月第五高等學校長兼教授吉岡郷甫氏本校長に任命、事務所を文部省内に置き、全十一年一月事務所を本校會内に移す、同三月本館の新築成る、同十一月開校式舉行、同十二年十月御眞影御影拜戴式舉行、同十三年十一月第三回創立記念式を兼ね校舎落成式を舉行、全十四年二月大正十四年四月一日以降の入學者に對する授業料を一學年金六十五圓に増額、同十五年三月土地千三百七十四坪を購入し運動場を擴張、昭和二年二月吉岡校長東京女子高等師範學校長に轉任、同時に東京女子高等師範學校長茨木清次郎氏本校長に任命さる。

○學科及教授目 學科は文科及理科であつて文科の教授科目は修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歴史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操、理科の方は修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操である、外國語は文科では英語、獨語又は佛語、理科では英語、獨語である、第二外國語は隨意科目となつてゐる、修業年限は何れも三年である。

○學年及學期 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日で終り、第一學期は四月一日から八月三十一日、第二學期は九月一日から十二月三十一日、第三學期は一月一日から三月三十一日となつてゐる。

○創立記念日 毎年十一月八日

○授業料 一學年の授業料は六十五圓であつて第一學期分二十圓、第二學期分二十五圓、第三學期分二十圓に分けて徴收するものである。

○寄宿寮 新に入學を許されたものは少くも一學年間は總て寄宿寮に入ることになつてゐるが、特別の事情ある者に對しては詮議の上通學を許さる、寮金は一學年三十圓(食費其他別)とし第一學期分六圓、第二學期分八圓、第三學期分六圓に分けて徴收さる。

○生徒心得 生徒は居常左の四綱領を遵守することになつてゐる。

一、知徳を研ぎ體力を練り剛健博大の性格を陶冶すべきこと 二、廉恥を尙ひ勤儉を旨とし高潔敦厚の精神を滋養すべきこと 三、規律を守り責任を重んじ自重自治の習慣を體得すべきこと 四、師長を敬ひ學友を愛し恭順寛容の風度を保持すべきこと

○事務分課 本校に教務課、圖書課、生徒課、庶務課の四課があつて一般事務を統一し、課長は何れも教授か其の任に當つてゐる。

○本校職員 校長茨木清次郎氏(文學士)以下左の通りである。(昭和二年七月)

受持氏名	受持氏名
第一文學科	主任、修身 (教授、文) 荻田萬一郎

修身	(教授、文) 須之部 量學
法制及經濟	(教授、農) 服部 實
第二文學科	
主任、國語	(教授、文) 沼澤 龍雄
漢文	(同) 小野 機太郎
國語	(同) 遠藤 佐市郎
漢文	(同) 秦 慧玉
第三文學科	
主任、歷史	(同) 大野 法瑞
歷史	(同) 竹村 昌次
地理	(同、兼) 内田 寛一
歷史	(同) 桑原 親通
第四文學科	
主任、心理	(生徒監) 須之部 量學
哲學概説、論理	(教授、文) 坂 崎 侃
第一語學科	
主任、英語	(教授、文、博) 松村 武雄
英語	(同) 馬場 吉信
英語	(同) 乙 骨 五郎
英語	(同) 岩 永 隣一
英語	(教授) ビーター、ブラム ウエル、クラーク
第二語學科	
主任、獨語	(教授、文) 上村 清延
獨語	(同) 小野 澤百八
獨語	(同) 石川 鍊次
獨語	(同) 大和 邦太郎
獨語	(講師、文) 三浦 吉兵衛 フランツ、マクシ ニールス、ミヨブス
第三語學科	
主任、佛語	(教授、文) 市原 豊太

佛語	(講師、文) 仁羅山 政治郎
佛語	(教 師) アルベール フリーゾン
第一理學科	
主任、數學	(教授、理) 坂本 秀一
數學	(同) 向坂 義太郎
數學	(同) 白石 早田雄
數學	(同) 鈴木 昭
第二理學科	
主任、物理實驗	(同) 向坂 義太郎
物理、自然科學	(同) 鈴木 昭
第三理學科	
主任、化學實驗	(生徒監) 江見 節男
化學、自然科學	(教授、理) 柳屋 勉治
第四理學科	
主任、植物、植物實驗、自然科學	(教授、理) 島地 威雄
動物、動物實驗	(講師、理) 内田 亨
礦物及地質	(講 師) 和田 八重造
礦物及地質實驗	(教 員) 栗津 秀幸
第五理學科	
主任、圖畫	(助教授) 村窪 廣正
圖畫	(講 師) 平井 富夫
體操	
主任、體操	(步、中佐) 大木 健次郎
體操	(同) 長村 利光
同、(劍道)	(步、特曹) 龜山 文之助
同	(同) 渡邊 三三
同	(同) 長谷川 泰藏
同	(同) 奥山 慶治
同、(柔道)	(講、兼) 橋本 正次郎
同	(助教授) 工藤 三三

○教務課

課長

(教授) 菰田萬一郎

(助教授) 榎窪廣正

(書記) 太井楠男

(助手) 江森貫一

(同) 大原儀作

(同) 三藤 忠

(雇) 野島彌三郎

○圖書課

課長

(教授) 上村清延

(書記) 棚町 健

(雇) 武笠春男

(雇) 野島眞佐治

○生徒課

課長

(生徒監) 須之部量學

○庶務課

課長

(同) 江見節男

(講師) 長村利光

(同) 渡邊三太

(同) 長谷川泰藏

(同) 奥山慶治

(助教授) 工藤一三

(書記) 鈴木宣昭

(同) 鈴木宣昭

(教授) 桑原親通

(書記) 石塚保次

(同) 寺田岩繁

(雇) 鈴木鐵太郎

(雇) 川窪長一郎

(雇) 溝田榮一

○學校醫

(同) 溝田榮一

○校歌 (歌詞)

(醫學士) 高橋鐵之助

一 大いなるかな武藏野は

渺茫として果もなし

自由の翼音高く

我等に何そふさはしき

大いなるかな我等

二 美しいかな武藏野は

繚亂として亂れ咲く

眞紅の血潮色若く

我等に何そふさはしき

美しいかな我等

三 壯なるか武藏野は

魔々として渦を巻く

永遠の勝を制すべき

天の紺碧地の縁

あゝ人生の朝にして

理想の國を天翔る

大いなるかな天地

このもかものもに櫻草

あゝ人生の春にして

至純の郷にあこがるゝ

美しいかな天地

秩父麓のひたよせに

あゝ人生の戦に

加の戦士義の勇士

石井 清

我等に何ぞふきはじき
 壯なるかな我等

壯なるかな天地

○學費概算 中學入りの難關を越へ、更に高等學校入學の險峰に差しかゝり入學試験を首尾能くパスしたとし、其の麓たる第一學年に於て幾何の學費を要するかは、世間屢々話題に上るもので、此の見當が着けば第二學年及第三學年即ち高校を卒へるまでの大體の豫算が目論見らるゝ譯である、依て左に各種の材料に據り調査した概算を示して參考の一端に供する。(一ヶ年分)

入學檢定料	五、〇〇	消 耗 品 代	一〇、〇〇
入 學 料	三、〇〇	文 具 料	三〇、〇〇
授 業 料	六五、〇〇	學 友 會 費	五、五〇
教 科 書 代	二五、〇〇	同 入 會 費	二、〇〇
化學實驗費	四、〇〇	幾何畫用器具	一、〇〇
野外演習費	五、〇〇	鐵物地質實習旅費	一〇、〇〇
正 服 費	二二、〇〇	同 器 具	六、〇〇
寄 宿 寮	二〇、〇〇	正 帽 費	三、〇〇
同 食費其他	二一六、〇〇	略 服 (夏)	六、〇〇

以上は理科に入學した場合を假想したもので、三ヶ年を通じて要するものは其の一ヶ年分を、一ヶ月の所要金は三ヶ年に見積り採算したものである、而して之は校内寄宿寮に入る者で、若し市内下宿に入るものとせば多少の増額を免れない、又第二學年に於て調度したもので卒業するまで間に合ふものもある、兎に角一ヶ年が二ト六百圓は要るものと思はるから、卒業までには即ち千八百圓の學費を要する譯である、以上はたゞ目算の一端であることを諒承されたい。

埼玉縣立師範學校

埼玉縣立師範學校は町内常盤區櫻町に在り(電話本校一四九番)浦和驛から西方約十町、徒歩にて約二十分を要する。

略 帽(夏)	一、〇〇	諸 會 費	六、〇〇
靴 代	一〇、〇〇	通 信 費	一、〇〇
脚 代	一、五〇	雜 誌 代	一、二〇
同 體操 用 袴	一、三〇	雜 費	三六、〇〇
同 帽	二、二五	合 計	五四七、五五

○沿革摘録 明治六年一月學校改正局設置、同七年七月埼玉縣師範學校と改稱、校舎は最初浦和驛舊本陣の民家を使用、同年八月岸町に新築して附屬小學校を併置、同十一年八月伊奈利丸に校舎成る、太政大臣實美題して「鳳翔閣」と云ふ、同三十三年四月現在の場所に新築成。

○學級 本校は定員八百二十名で第一部十五學級、第二部四學級、專攻科二學級、合計二十一學級に編成されてゐる、入學期は毎年四月第二部後期は十月である。

○現在生徒 學年別によると左の通りである。(昭和二、九、一)

在舍生	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	二部	專攻科
七十七	九八	八二	九八	九二	一一七	—	五六四
通學生	五二	二五	四〇	二二	二五	三一	五四
合計	一二九	一二三	一二二	一一九	一二七	一四八	五四
							八二二

○現校長略歴 現校長東向胤氏は明治三十九年七月東京帝國大學文科を出て直に縣立川越中學校の教壇に立ち、次て各縣に轉じて滋賀縣立八日市中學校長、岩手縣立一關中學校長を経て大正十二年三月本校長に榮轉されたものである、高等官四等、正六位勲六等、文學士で劍道に深く、大日本武徳會埼玉支部劍道四段である。

○現在職員 昭和二年八月現在教職員は左の諸氏である。

浦和町仲町	東 向 胤	浦和町	福田賢藏
浦和町	沼田 龜之介	浦和町常盤町	石田正一
浦和町	笠原 義平	浦和町本校前	高岡好廉
浦和町	中 村 好	浦和町本校前	關口安爾
浦和町	鈴木 定	高砂町	鈴木桂太郎
浦和町	成澤 潤藏	府下瀧川	清水忠治
浦和町	鈴木政吉	東京市外東中野	徳永新太郎
浦和町	加藤邦造	浦和町四七一	内田安久
東京市芝區	小河雅男	浦和町東本宿	金田福次
入間郡	橋本高次		菊地武繼
浦和町	杉 野 亘	浦和町	新井金次郎
浦和町常盤町	小林福太郎	市外高田町	佐久武雄
浦和町	新井誠治	浦和町	椎名好雄
大宮町	今島益造	浦和町岸町	井上忠義
浦和町	平井 林	浦和町	小山 隆

本校前	佐久間重孝	浦和町岸町	藤内洋橋
高砂町	木場一夫	浦和町岸町	高橋鐘太郎
東京 高井戸町	小倉好雄	木崎村	武藤寅之助
浦和町	平野 巖	土合村	飯田 茂
	諸田啓三		

○本校體育運動の特色 明治十八年文部大臣森有禮閣下は兵式教練を各學校に課するに當り先づ最初に我が鳳翔閣にその實施をはかつたのである、由來鳳翔健兒は此のブライドをしつかと胸に刻みつけて行動し來つた、森文相の感稱狀も吾等の誇であり又學校教練や軍事講習に於て更に全國に先鞭をつけ我こそ斯界の權威者なりと云ふ信念の下に行動し來つたのである、近年一般青年並學生間に運動熱の勃興するや、本校益々其氣勢を昂進し、東都に於ける全國學生大會の競技運動に於ても嶄然覇を天下に稱ふるの概ありて常に世の耳目を集中せしめた。競技部は浦高主催近縣中等學校陸上競技に四回共連勝し、其他の大會に於ては概ね其首位を占め數度の優勝旗を贏得し本年は關東代表として大阪毎日東京日々主催の全國競技大會に出場柔道剣道共に浦高主催の關東中等學校大會に優勝し空前の盛名を馳せたのである。

○開校記念日 十月十八日

埼玉縣立女子師範學校

埼玉縣立女子師範學校は北足立郡六辻村大字別所に在る、舊町の西方俗に別所沼(昭和園)の附近風光頗る好き地點に設けられてある、浦和驛から徒歩二十分、電話は浦和一四四番である、大要左の如し。

○沿革摘録 明治三十四年四月一日開校、建物は明治十一年建設の埼玉縣師範學校の舊校舍を用ゐ、前年設立の縣立高等女學校を併置す、明治四十四年四月一日高等女學校と分離、同年十二月廿五日勅語謄本を下賜せらる、大正四年十月二十九日 天皇陛下御眞影奉戴、同五年十月二十八日 皇后陛下皇太子殿下御眞影奉戴、同十三年九月六日本校舎移轉完了、同八月より新築校舍に於て授業開始。

○卒業生數 明治三十七年三月より昭和二年三月に至る過去二十四ヶ年間に於ける本科、第一部、第二部、尋講科、裁講科、正講科、専攻科等の卒業生及修了生を合せると正に二千名に達する。

○現在生徒 科別に依る現在生徒數は左の通りである。

専攻科	本五	本四	本三	本二	本一	二部	裁尋	講二	講一	計
	一三	七五	三八	七三	七五	七九	七八	三九	三九	四五〇

○校長略歴 現校長宮澤健作氏は明治三十九年東京高等師範學校を出て直に兵庫縣御影師範學校教諭に赴任、同四十五年六月長野縣師範學校教諭兼倉屋に轉じ、次で大正五年二月和歌山縣師範學校教諭兼附屬小

學校主事を拜命、同九年三月富山縣師範學校教諭を経て大正十二年三月本校長に榮轉されたものである。
 ○現教職員 昭和三年八月現在教職員氏名住所及び受持は左の通りである。

受持	現住所	氏名	受持	現住所	氏名
修身	浦和町鹿島臺	宮澤健二	心理、教育	浦和町	瀧本幸男
修身、物理	浦和町岸區	海野洋	教育史	浦和町常盤區	林時三郎
教育、博物	同	栗岡龜治	歴史	浦和町在別所	内田武
修身、法經	浦和町	近江三作	物理、數學	浦和町四四	小林吉松
地理、歴史	熊谷町	島山彌榮藏	地理	同	野口スミ
修身、社	浦和町鹿島臺	伊藤好太郎	裁縫	同	桑田常
圖書	浦和町常盤區	竹内久代	國語	浦和町鹿島臺	正木むら
家事、作法	府下瀧ノ川	元原利一	國語	浦和町	齋藤龍
體操	浦和町常盤區	山下剛一	國語、漢文	浦和町岸區	稻葉良治
哲學、英語	浦和町	緒方政野	數學	大里郡久下村	谷部正
裁縫、手	浦和町岸區	富田喜久次	手工	浦和町岸區	山中綾子
博物、園藝	浦和町常盤區	井上智真	化學、理科	本校寄宿舎内	藪内テイ
國語、漢文			裁縫、手工		

音楽	浦和町鹿島臺	山本れん	事務物品	大宮町	鯉沼隆太郎
數學	東京府下高田町	白井キヲ	同、庶務	浦和町在白幡四	島澤俊雄
體操	浦和町鹿島臺	長友キヲ	同、學校醫	浦和町	鈴木泰壽
英語	東京府下岩淵町	伊藤キヲ	同、齒科醫	同	大久保盛次
習字	浦和町岸區	本村増三	臨時校醫	同	山口治太郎
音楽	東京市神田區	澤智子	同	同	若山久一
學校衛生	縣廳官舎	中島鏡雄	衛生事務囑託	日本赤十字社	野原キヲ
事務會計	浦和町岸區	田北欣哉			

○開校記念日 四月十五日

埼玉縣立浦和中學校

○所在及電話 浦和町常盤橋町。(電話二六二番)

○沿革 明治二十八年六月浦和町に開設埼玉縣第一中學校と稱す、同二十九年九月新築校舎竣工、十月五日開校式舉行、生徒定員三百五十名で當時の生徒數百五十名、同月二十九日、兩陛下御眞影下賜、同三十五年十二月生徒定員を五百名に變更、同三十九年十月五日開校十週年祝賀式及校旗、校歌制定式を行

ふ、同四十四年十月五日開校十五週年祝賀式舉行、大正四年十月 天皇陛下御眞影下賜、同五年十月 皇
后陛下御眞影下賜、同七年三月生徒定員を五百五十名に變更、同八年二月生徒定員を六百名に變更、同九
年三月生徒定員を六百五十名に變更、同十年三月生徒定員を七百名に變更、同年十月五日開校二十五週年
祝賀式舉行、昭和二年三月生徒定員を七百五十名に變更。

○歴代校長氏名

氏 名

就任年月

退任年月日

石川 一	明治二十九年七月一日	明治三十年十一月二日
藤井 宣正	同三十年十月二日	同三十三年十一月二日
高橋 重藏	同三十三年十一月二日	同四十二年七月一日
寺内 淳二郎(事務取扱)	同四十一年七月一日	同四十一年九月十日
平山 正	同四十一年九月十日	大正二年四月一日
渡部 鑄	大正三年四月五日	全 六年一月二十三日
岡部 章太	同六年一月二十三日	同 九年七月二十九日
小林 隆助	同 九年七月二十九日	昭和二年八月十三日

○現在校長 昭和二年九月三十日香川縣立高松中學校長今井精一氏本校々長兼教諭に任命せらる。

○卒業生徒數 明治三十二年度から昭和元年慶に至る二十八年間に於ける卒業生徒總數は三千六百二十三名
である。

○現在生徒數 昭和三年九月一日現在左の通りである。

一學年	二學年	三學年	四學年	五學年	計
一九七	一四七	二四一	三三九	二二二	七三六

○開校記念日 毎年七月五日

○入學期 毎年四月上旬

○現在教職員氏名住所 昭和二年九月一日現在左の通り。

擔任學科

氏 名

住 所

國語	漢文	高橋健二郎	浦和町四〇〇二番
英 語	本 原 元 三	浦和町々營住宅	
博 物	松本與三郎	浦和町三、七九六	
國語	漢文	石田利三	浦和町四五八
英 語	鈴木重敏	浦和町三、九三七	
英 語	土肥教勝	浦和町四二九	

物理化學	白川 掃市	浦和町四五〇四ノ四
英語	松井 計郎	浦和町本宿三二七
國語漢文	尾崎 筆五郎	東京市外王子町上十條一四八八
物理化學	加藤 旺作	浦和町建築組合住宅
數學	柳川 清	浦和町石井住宅
體育	原 八二朗	東京市外瀧野川町田端五二八
英語	吉田 六路	浦和町二四二
數學	市川 得成	浦和町二五五四
數學	三橋 秀郎	浦和町二五四
國語漢文	高橋 俊人	浦和町二、七二四
國語	福 宿光雄	浦和町鹿島臺ヘノ三〇一二
體育	堀 出牛福藏	浦和町常盤町乙三三九三
數學	伊 東荒雄	東京市外目黒町上目黒駒場八二三
教 練	菅 谷 仁助	浦和町二四
英語	法制經濟	東京市外瀧野川町西ヶ原九七三

歷史	阿 武 實	浦和町岸町二五
國語漢文	染 谷 進	東京市外西巢鴨町池袋二、一六七
歷史地理	掛札 猛三郎	浦和町四、〇〇一
博物地理	所 清吉	浦和町四、〇〇一
漢文習字、劍道	木村 定治	浦和町二五一
柔 道	森山 喜代助	東京市外王子町上十條一、四九〇
劍 道	奥田 芳太郎	浦和町三九
柔 道	野村 泰光	東京市赤坂區青山北町一ノ八
會計	島 根 一郎	北足立郡三室村四、一二一
庶務	内田 平吉	同 郡同 村三八七
學 校	高田 源八	浦和町四、五七四
配屬將校	瀧 武 之	東京府下代々幡町大字代々木一、五七七

埼玉縣立浦和高等女學校

○所在及電話 浦和町元宿臺、(電話一五四)

○沿革編輯　本校は明治三十三年三月是れより先本縣私立教育會の設立に係る私立埼玉高等女學校を引繼ぎ、埼玉縣高等女學校として四學級外に裁縫專修科の編成にて五月五日現今の埼玉縣圖書館にて授業を開始、縣下にて最も古き歴史を有する高等女學校である、翌三十四年三月當縣女子師範學校設立せらるるや當校は埼玉縣立浦和高等女學校の名を以て之れに併設、歴代の女子師範學校長は當校々長事務取扱を命ぜられ其後十年を経て四十四年三月學則變更從來の女子師範學校併設を改め元宿臺の現校舎に分離、大正十年と十四年とは學則の一部に變更があり修業年限五箇年の縣下唯一の學校となり今日に及ぶものである。

○入學期 每年四月八日

○現在生徒數 各學年三學級宛生徒總數約七百名

○卒業生數 本科卒業生を出すと二十六回其の數千六百五十三名、補習科修了生を出すと二十二回其の數二百三十名

○現校長略歷

○現校長略歴 現校長梶原亮輔氏は第十二代目で大分縣大分中學校第五高等學校を経て大正二年東京帝國大學文科大學史學科卒業、大正四年四月より同五年三月まで宮城縣立佐沼中學校に在職、同年三月三十一日埼玉縣立川越中學校教諭、大正十二年三月廿二日埼玉縣立川越高等女學校校長兼教諭を経て、同十四年四月八日埼玉縣立浦和高等女學校校長兼教諭に榮轉されたものである。

○現在職員數 校長以下男女教員二十八名書記二名

1. The first step is to identify the problem. This involves understanding the current situation and the goals that need to be achieved.

2

○開校記念日 五月五日

埼玉縣師範學校附屬小學校

○所在及電話 浦和町常盤區櫻町。(電話二四〇番)

○沿革摘錄　明治六年一月師範學校創立、同七年六月附屬小學校新築落成、八月開校式舉行、同十年六月浦和小學校を本校の附屬小學校に加へ、實地授業練習の途を擴む、同十二年五月浦和小學校の附屬小學校を廢す、同十七年十一月幼稚科を設置されたるも廢止年月不詳、同十九年十二月本校々内の附屬小學校を舊新座郡立中學校跡に移轉、同三十五年十二月現在の場所に校舍新築移轉、同四十五年四月浦和町立尋常小學校二個學級と同町外五ヶ村學校組合立高等小學校三個學級を分割して當校の分校とさる、大正八年三月校舍一棟増築成り十四學級となる、分校舍廢止、同十五年四月尋常科一學級、高等一學級の學級増加行はる。

○現在生徒數 昭和二年九月一日現在左の如し。

學年

學年	男
第一	四六
第二	七三
第三	五八
第四	四五
第五	五九
第六	五三
小計	三五六
高等科	二六
小計	三七
合計	三九三

計	女	五三	六三	四五	四四	四六	五一	三〇二	一六	二五	三二	三三
		九九	一三六	一〇三	一〇一	一〇五	一〇四	六五八	四二	三六	六八	七二六

○卒業生数 明治二十四年度以前は未詳なるも同二十五年度以降昭和元年度に至る三十五ヶ年に於ける卒業生は尋常科二千〇五十一名、高等科一千二百五十九名である。

○開校記念日 毎年十月十八日

○現在職員氏名 昭和二年九月一日現在左の通りである。

主事	加藤木臥雄 (浦小前)	訓導	佐藤徳三郎 (郵便局裏)
訓導	田中吉造 (五四〇)	同	韭塚一三郎 (中學校裏)
同	田口鷲雄 (師範前)	同	田中武男 (四三六二)
同	高橋正吉 (仲町)	同	竹之谷仁重 (綾瀬村)
同	中里イナ (木崎村)	同	中島春義 (鹿島臺)
同	大河原宏三 (裁判所前)	同	猪野進 (中學校前)
同	栗原勇藏 (仲町)	同	大熊軍治 (高砂町)
同	富久長小衣 (常磐町)	同	柳喜壽 (師範前)
同	荒井富之 (同)	同	小松虎之助 (中學校裏)

同 齊藤忠利 (師範前) 同 清水次留 (武徳殿裏)

○保護者會役員氏名 昭和二年度に於ける分は左の諸氏である。

常務理事 渡邊武彦、田中吉造、田中武男、栗原勇藏、古川保次、理事 石塚邦慶、細淵寅象、金子龜太郎、川上榮三、高田源八、中川竹次郎、奥平鎮之助、柳田昌雄、松村留太郎、福永友諒、小林龜郎、

會田惣七、齋藤祐美、木原元三、島田五十三、平野勝明、須之部量學。

○入學期 新學年入學期は毎年四月である。

埼玉縣立女子師範附屬小學校

○所在 北足立郡六辻村大字別所。電話浦和二三四。

○沿革 明治三十六年三月二十四日縣令第三十號を以て埼玉縣女子師範學校附屬小學校學則を制定、同年四月一日開校、明治四十四年四月一日浦和町立尋常小學校及浦和町外六ヶ村組合高等小學校を代用本校を同校へ合移轉、明治四十一年二月十日縣令第十號を以て女子師範學校學則を改正、明治四十五年本縣教育事務の都合上高等科兒童中女兒のみを残し男兒全部を尋常科第二學年兒童の半數とを師範學校附屬小學校に轉學せしむ、大正八年五月七日六辻村大字別所に新築中の當校舎落成浦和小學校より現在の當校に移轉、大正十五年四月二日より從來八學級なりしを十學級に増加。

○入學期、學則第五十一條に依り児童を入學せしむべき時期は毎學年始(四月)とし、缺員ある時は臨時に入學せしむることがある。

○現在児童數 左の通り。

學級	第一	第二	第三	第四	第五	第六	高女	高男	合計
人數	四六	三六	三九	三八	三九	四六	四二	三五	二四三

○卒業生數 明治三十七年以來今日までの卒業生は高等科四百六十四名、尋常科千五百十八名である。

○現主事略歴 栗岡龜治氏は明治二十六年十一月二十九日出生、明治四十五年三月兵庫縣立龍野中學卒業、全四月東京高等師範學校本科博物部入學、大正五年三月同卒業、同四月和歌山縣師範學校教諭、同九年十二月京都府女子師範學校教諭兼倉敷府立桃山高等女學校教諭、大正十二年七月埼玉縣女子師範學校教諭(附屬小學校主事)に任されたものである。

○現在職員氏名住所 左の通り。

主事	栗岡龜治	(浦和町)	訓導	齊藤幸平	(浦和町)
訓導	江原四郎	(同)	同	金山誠人	(同)
同	田畑武二	(同)	同	宮寺好郎	(同)
同	關口平治	(同)	同	大塚仁之助	(同)

○訓導 大室 恬 (大宮町) 訓導 武井ふみ (浦和町)

○同 佐藤茂興 (浦和町) 同 丸山鈴江 (同)

○開校記念日 四月十五日 遠足又は小運動會舉行

○保護者會役員名(昭和二年度理事) 石川清隆、伊藤二郎、内木讓一、江原四郎、駒宮治作、齊藤倉次郎、

新藤榮吉、新藤千嘉藏、柴田愛藏、土屋益、豊泉貞十郎、中村信三、永堀文司、長島金作、服部熊次郎、

藤井藤之助、森永忠雄、寺村鈴太郎、伊藤嘉一郎、惠藤卯平、三澤善哉、田畑武二、(常務理事) 石川清隆、江原四郎、田畑武二。

○環境整理 (1) 恵まれたる自然的環境、鹿島臺の西方氣清きところ林をひかへ沼を臨み児童が或は魚に或は菌にあちゆる自然的直觀物に直接出來、更に廣漠たる畑と田とは以つて土と田舎を愛せしむ、主として市街地の児童教養の地として最も恵まれたる環境である。(2) 校内環境設備、教育の實際的第一着歩が環境の整理にあること論をまたす、との故に本校に於ては恵まれたる自然的環境の上に更に校内に遺漏なき設備を立し以て児童に體驗的學習をなさしめつゝある、教室を眞に學習室たらしめ、運動場たらしめ、

學校園を眞に學校園たらしむるために、そこには小鳥や兎も飼はれ水槽に魚類をどり三月にひなもかざられ、五月にはのぼりはたたく。

大正十年三月	尋常科	五〇	三九	八九	高等科	七〇	三三	一〇三	一九七
大正十一年三月	同	六三	六二	一二五	同	六九	三四	一〇三	二二八
大正十二年三月	同	五九	六六	一二五	同	五三	二九	八二	二〇七
大正十三年三月	同	八九	八四	一七三	同	五三	四一	九四	二六七
大正十四年三月	同	八五	八四	二六九	同	六一	五四	一二五	二八四
大正十五年三月	同	一二二	一〇九	一三三	同	七五	四七	一二三	三五五
昭和二年三月	同	一三五	一三六	一六六	同	四三	三六	八〇	三四四
總計	同	六四四	六二七	二六二	同	四八二	二九八	七八〇	二、〇四一

○現校長、署歴訓導兼校長馬場顯一氏は埼玉縣北企郡大河村出身、明治三十七年三月二十九日埼玉縣師範學校第一部卒業同年四月二十三日比企郡小川高等小學校訓導を兼任す、大正八年三月三十一日浦和尋常高等小學校訓導兼校長を兼ね、大正十二年十一月十五日浦和公民學校助教諭兼校長、大正十三年浦和小學校少年赤十字團長、大正十四年浦和町立少年圖書館長、大正十五年浦和町立青年訓練所主事、昭和二年三月浦和町立商業學校校長を兼任、同年七月公立實業學校校長に任ぜられ高等官七等を以て待遇せらる、此の間埼玉縣教育會長より初等教育士功勞勲なからざる故を以て表彰せられた。

○現在教員、職員、住所、氏名、左の通り

住所	氏名
浦和町岸區	馬場顯一
浦和町岸區	板倉 順吉
浦和町岸區	竹内 正雄
北足立郡三宅村	武笠道三郎
浦和町高砂區	小峯 輔三
同 岸區	峯岸 栄一
同 高砂區	千田 吉英
同 常盤區	安川 喜三郎
東京本郷區	國吉 眞禮
浦和町常盤區	竹内 不器
同 高砂區	神田 金藏
同 岸區	山崎 純三
北足立郡土合村	甲中 ともあ

浦和町常盤區	小杉 志志	浦和町仲區	粉生 オウ
同 高砂區	根本 久野	同	針谷 ヌ
同 高砂區	關口和香枝	現役中	細井 岩男
同	田畑 六元	同	新井政左右
同 岸區	清水トシ子	縣立浦昭高等女學校兼任	五月女 庚四郎
同	小林 せい	同 浦和中學校兼任	掛札 猛三郎
同 仲區	桑田田 琴	同	所 清吉
同	關井 太夫		
○開校記念日、四月十一日			
○保護者會役員名、會長大島寛爾、副會長馬場驥一、常議員山口治太郎、宮崎一、小泉庄八、木村隆三郎、松井半次郎、橋村達三、吉野有武、倉田惣七、高田源八、堀口房太郎、石井吉藏、田中千代松、松本與三郎、水谷庄五郎、木村周助、野村鶴太郎、平野勝明、根岸甲子太郎、渡邊武彦、長沼新平、高野保平、三尾秀太郎、木野逸作、加藤木剛雄、新井與三郎、龜井義六、幹事板倉禎吉、竹内正雄。			
○分校學年別現在児童數。(收容區域常盤區一區)			
第一尋	二	三	四
計			

男	四八	三六	一三八	一四三
女	四五	四三	一四四	一五九
合 計	九三	七九	二八二	三〇二

浦和町立商業學校

實業學校令により尋常小學校卒業者に對し商業に關する智識技能を授け併せて普通學の基礎を啓培するを以て目的とし本年四月一日開校、現在生徒は第一學年五十九名である。

○所在、浦和町裏門通り。(電話一九番)
○現在校長、馬場驥一、同教職員(專任)岩本武雄、(兼任)板倉禎吉、山田小次郎、新井誠治、齋藤龍、井上智信、岸岸火二、學校醫針谷赫次。

○入學選考、毎年四月學科及身體に關する試験を行ふ。
○教授の時期、四月一日より翌年三月三十一日まで三學期に分つ、第一學期四月一日より八月三十一日まで、第二學期九月一日より十二月三十一日まで、第三學期一月一日より三月三十一日まで。

浦和公民學校

○所在及電話 浦和尋常高等小學校内
○設立趣意大要 實業補習學校規程により小學校の教科を卒へ商業に従事する者に對し商業に關する智識技能を授けると共に國民生活に須要なる教育を施すものである。
○開設年月日 大正十二年十二月二日
○現在生徒數 在學の通りである。

科	前期二年			後期二年			後期三年			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
前期二年	一〇	一〇	二〇	四三	二二	六五	八二	五	二	八七	七	九四
後期二年	一〇	一〇	二〇	四五	一〇	五五	二五	一	一	二六	一	二七
後期三年	一〇	一〇	二〇	三二	一〇	四二	一〇	六	一六	五	二	七
計	三〇	三〇	六〇	一二〇	三二	一五二	一一七	一六	一三三	一〇七	一〇	一二七

○現在職員 校長馬場廣一、教職員山田小次郎(專任)、下山懋(專任)、水谷祥子(專任)、(兼任)五月女庚四郎、板倉禎吉、竹内正雄、小峯輔三、峯岸久一、千田吉英、安川喜一郎、神田金藏、粉生オコウ。
○教授の時 四月一日より翌年三月三十一日までとし三學期に分ち、第一學期四月二日より八月三十一日に至る、第二學期九月一日より十二月三十一日に至る、第三學期一月一日より三月三十一日に至る。
○授業料其他 授業料は徴收しない、開校記念日は十一月一日、大學資格は前期尋常小學校卒業者、後期

高等小學校卒業者、研究科本科卒業者。

青年訓練所

浦和町立青年訓練所は青年訓練令に基き青年の心身を鍛鍊して國民の資質を向上せしむるため大正十五年七月一日設立されたものである、現在浦和小學校内に在る、所員總數五千九名(二年次十三、三年次十六、三年次十三、四年次十七名。
○職員 主事馬場廣一、教練指導員木内清、杉野亘、渡邊泰吉、栗原七郎、普通學科職業科指導員小田小次郎、板倉禎吉、竹内正雄、小峯輔三。

濟美家政女學校

本校は女子に對して家政に關する智識技能を授け、且つ婦徳を涵養する爲めに比較的短期間に實際的教養をなすべく設立したもので、現在の女子教育の缺陷とも云ふべき勤勞教育や家政教育の缺如を補ふ爲めに、其の中心は家政教育で、之に加へて普通學の實施である、恐らく家政教育の理想的機關として生れたものとしては、本縣最初であらう。勿論、父母と教師と生徒とは三昧一體として家庭的な愛を基としてゐる。

本校の進むべき主義は三H主義でハンド、ハート、ヘッドを打つて一丸として教育に現して行き、而して本質的に良妻賢母に完全なる主婦を養成するのが大眼目で、顧問として澤柳文庫博士外二名が援助しつつある。

○場所 浦和町舊本陣清美學園内。(電話三五〇番)

○設立 大正十五年四月三日

○入學規程 普通科一學年尋常小學卒業、同二學年普通科一年修業生、高等小學校卒業生、同三學年、研究科普通科及高等女學校卒業。

○授業時間及科目 授業は一週に三十三時間である、科目は修身、國語、教育、家事、裁縫、手藝、音樂、英語、體遊、算術、花等であるが、研究科生には保育の實習もある。

○教職員 校長長沼依山、教諭(生徒監)長沼治林、教諭(生徒監)教務係)金田アサ、教諭多田晴子、講師(教務係)渡邊傳哉、講師小川信光、講師赤間倚義、顧問文學博士貴族院議員澤柳政太郎、同早蕨幼稚園長久留島武彦、同東洋家政女學校岸邊福雄。

京北齒科醫學校

京北齒科醫學校は埼玉會館前に新築され、男子にして齒科醫師たらむとする者に必須な學術を教授する

を以て目的として。

○科別 晝間部、夜間部の二部に分ち共に修業年限は三ヶ年である、別に研究科の設けもある。

○入學 本科第一學年に入學せんとする者は中學校教師範學校を卒業した者、專門學校入學者檢定規程に依る檢定試験に合格した者、高等學校第一學年修了者、修業年限三年以上の大學豫科第二學年を修了した者、各種實業學校卒業者の二に該當する者であることを要する。

○學資金 入學料は金五圓であつて本科の授業料は一ヶ年八十圓研究科は一ヶ年五十圓である、生徒實習費は一ヶ年第一學年は十圓、第二學年は二十圓、第三學年は三十圓である、而して授業料實習費共に分納することが出来る。

○其他 詳細は直接學校に照合するを便とす。

浦和産婆看護婦學校

高田病院院長高田源八氏を校長とする私立浦和産婆看護婦學校は大通りの北方に位し大正三年四月一日の設立である。

○入學資格 高等小學校卒業又は之と同等の學力を有し體格強健、保護者より産婆看護婦たるの許可を得たる十五歳以上の女子たることを要する。

- 修業年限 満一ヶ年であつて通學生は月謝一圓七十錢と書籍及實習費一ヶ年十圓位を要する、又寄宿生に在りては自炊制度であるから入浴電燈料などで一日三十錢以下で済む。
- 卒業生 設立以來の卒業生は今日まで六百六十二人である。
- 高田校長 は浦中出で千葉醫學專門學校の出身である、町内常盤區の理事とか町會議員とか色々公職に就て當町の爲に盡力せられつゝある。

宮崎裁縫女學校

私立宮崎裁縫女學校は當町の西方鹿島臺に在り、家庭に必要な智識技能を教授することを以て目的とし
てゐる。

- 科別 本科研究科別科の三科に分ち本科は二ヶ年、研究科別科は一ヶ年である。
- 入學 本科入學には高等小學校卒業以上の學力あるを要し、研究科は本科卒業若しくは高等女學校實科高等女學校卒業以上の學力あること、別科は義務教育修了以上の學力を有する者である。
- 授業料 授業料は各科共月額三圓で入學に際しては二圓の入學金を要する。

浦和和洋裁縫女學校

私立浦和和洋裁縫女學校は浦和驛から北方約三丁の所に在る、和服洋服の裁縫と之に必要な學科を教授
することが目的である。

- 修業年限 隨意科四ヶ月、本科一ヶ年、研究科一ヶ年(學年は四月一日に始め翌年三月三十一日に終る)
- 授業時間 午前八時から午後四時までであるが季節に依り多少伸縮がある。
- 入學資格 本科は満十四歳以上で小學卒業又は之と同等以上の學力ある者、何れも保證人を要する。
- 入學金及授業料 各科共月額三圓の授業料と一圓の入學金を要する。
- 寄宿舎 寄宿舎に入る者は一ヶ月食費十五圓で寢具等は各自用意である。

浦和幼稚園

本園は現在東京郊外として理想的教育地として喧傳されつゝある浦和町に幼児教育の機關として完全な
るもの少いを遺憾として、大正天皇の銀婚式の祝典が舉げられた大正十四年五月十日に開園したのである
顧問として、早蕨幼稚園長久留武彦、東洋幼稚園長岸邊福雄、池袋幼稚園長多田房之輔氏で賛助員として
兩師範學校長及兩主事、浦和校長、町長等で主義として桃太郎主義を樹て愛と賢と健を一丸として教育的
に保育することを標榜してゐる、外に同園を中心とした小鳩會、母の會等がある。

○場所 浦和町舊本陣、濟美學園内。(電話三五〇番)

- 設立年月日 大正十四年五月十日
- 入園規程 卒 満三才以上學齡以下に毎年三月末日までであるが、一時入園を許すこともある。
- 保育修了者 八十六名。
- 保育時間及科目 保育時間は時に依つて違ふが、暑い時は朝八時から十一時半まで寒い時は九時から午後一時半まで、科目は勅令に依つて定められてある遊戯、唱歌、談話、手技及觀察である。
- 教職員 園長長沼依山、主事保母長沼治枝、保母多田晴子、保母砂田る、助手星野えす。

麗和幼稚園

浦和町仲町に在り、大矢敬香氏の經營するもので大正元年十一月二日の設立、今までの卒業生は二百八十七名、現在園児の定員は四十名である、ミス、マキム、千葉しげる、一戸チヨの諸氏教導の任に當りつゝある、授業時間は一週間二十時間、科目は唱歌、遊戯、手技、談話、自然觀察等で、一ヶ年の經費約一千六百圓は保養料及教會よりの補助を以て支辨しつゝある。

常盤幼稚園

町内常盤町七〇三番地(製麻會社南)に在り、大正十五年五月二日の設立で、今日までの卒業生は二十

名である、保育科目としては遊戯、談話、音楽、手技、觀察等で、水野幸氏經營し泉田美子、永瀬静亥氏等水野氏を輔けて保母の任に當りつゝある、入園規程は左の通り

一、満三才以上學齡以下の幼兒たること、二、入園の時期は毎年四月但し缺員あるときは隨時入園を許可すること、入園希望者は所定用紙を以て保護者から願書を出すこと。

幼稚園は此の外二葉幼稚園と云ふのがある。

帝國自動車學校

公認補帝國自動車學校は浦和驛から東北方約四丁の所に在りて、校舍と實習場の完備せることが評判である、設立以來多數の卒業生を出し何れも免許證受験に好成績を示しつゝある、日下在學生多數、校長以下熱心に教導の任に當りつゝある、本校に關する大要左の如し。

○入學 本科及速成科入學は毎月一日、十五日(一月に限り八日)に新學期を始むることになつてゐるが、臨時入學することも出来る。

○科別 速成科は十六才以上の男女で尋常小學卒業程度の學力ある者。本科は十六才以上の男女で速成科卒業又は之と同等の實力ある者。受験科は前記修了者又は相當の實力を有し本縣に於て受験せんとする者。責任科は職業の傍ら専ら家族的に研究技能を修得せんとする者等である。

○學費 は左の通りである。(各科入學金五圓)

一、本科	二ヶ月修業	壹百〇五圓
一、速成科	一ヶ月修業	五十五圓
一、受驗科	一ヶ月修業	五十圓
一、責任科	特別	實費

○合宿 學生の合宿に就ては特別の便宜を圖り一ヶ月實費二十一圓で済むことになつてゐる。

其他本校の特色とする所は學科及實習には毎週一回づゝ競技を行ひ優秀な者には優秀章を與ふこと、又校門は九期卒業生の記念建立であり、事務所には大型時計、優勝旗、各署の感謝狀等が列をなし、大廣場東南には校長の建立せる稻荷神社があつて其の鳥居、燈籠、建物等は生徒中多くの免許證を得た心からの記念物である、次に本校で云ふ卒業とは免許證を得てのことである。

浦和自動車學校

公認浦和自動車學校は多年米國デトロイト市に在て研鑽を積める米田清一郎氏を校長とする自動車専門の學校であつて開校以來今日までの卒業生は無慮一千名に達し、各方面に活躍しつゝある。本校に關する大要は左の通りである。

○事務所 は浦和驛前浦和自動車商會内。(電話二二七番)に在る。○練習所 學校の所在及實習場は浦和驛の東北方約四丁の地點に在て廣大なものである。○主旨 自動車の操縦並に設計、製作、修理に關する學術技能を教授し其の普及を圖るに在る。○入學 満十五歳以上の男女で尋常小學校卒業程度の學力を有するものば何時でも入學することが出来る(新學期毎月一日、十五日)○種別 本科二ヶ月卒業(初心者入學)受驗科一ヶ月修業(相當經驗あるもの入學)○學費 左の通り

	入學金	實習費	授業料	合計
本科二ヶ月	三圓	九十圓	二十圓	百十三圓
受驗科一ヶ月	三圓	五十圓	十圓	六十三圓

縣立埼玉圖書館

縣立埼玉圖書館は町内稻荷丸(埼玉會館の背面)に在る、浦和驛の西方約三丁、徒歩にて約五分で達する(電話三二四番)

○沿革摘錄 本館設置の議は大正十年頃起り同十三年三月十日文部大臣より設置認可、同四月一日一切の手續を了して開館閱覽を開始したものである、翌十四年四月本館の模様替を行ひ、同五月一日より現在の

所に設置されたものである。

○館舎 現在の館舎を細別すると左の通りである。

本館階上 會議室(十八坪) 婦人閱覽室(十七坪五) 臨時書庫(十七坪五) 大閱覽室(六十一坪九) 行在所(十七坪五) 研究室(十七坪五) 郷土室(十八坪) 露臺(五坪三)

本館階下 昇降室(十八坪) 新聞兼休憩室(十七坪五) 第一事務室(十六坪六二) 第二事務室(十七坪五) 館長室(十六坪六二) 兒童室(三十五坪) 娛樂室(十八坪) 支關(五坪三)

附屬建物 小使室並物置(十九坪五) 便所(十二坪)

○圖書分類 全國主要圖書館と同一様式に據るものである、本年四月一日現在冊數左の通り。

總記	六一三冊	法制、經濟、社會	九三七冊
宗教、哲學	七四七冊	理學、醫學	七九三冊
教育、修養	六六七冊	工學、通信、兵事	三六二冊
文學、語二	二、七九五冊	美術、諸藝	五〇六冊
歷史、地理	一、二五九冊	產業、家事	五七九冊

兒童用 一、五一五冊 (和漢書一〇、五九七冊、洋書一七六冊) 新聞、雜誌

○閱覽人員 一日平均の成績に徴すると大正十三年度は百八十九人六分、同十四年度に於て三百九十八人

六分、昭和元年度は四百六十七人九分であつて漸次増加しつつあることは明かである。

○閱覽時間 左の通りであるが時宜に依り伸縮することもある。

四月一日より九月末日まで 午前八時より午後九時まで

十月一日より三月末日まで 午前九時より午後九時まで

兒童閱覽室に限り平日は午後一時より日曜日、祭日は午前九時より午後五時までである。

○閱覽者心得 館内閱覽者は館外に特出することと閱覽室に於て喫煙、音讀、談話等凡て他閱覽者の妨害となるべき行爲をなさないこと、猥りに机椅子其他の物品を移動、毀損又は汚染せざること、一時に三冊以上は謝絶、携出閱覽希望者は係に申出ると、新着圖書及當月分の雜誌は一冊たると、閱覽料は無料
○現在職員 館長川口彝雄(兼)、司書遠藤哲嶺、書記兼司書中村桂太郎、雇淺香儀作、同石塚徳次郎
○参考事項 本館の昭和二年度に於ける經費豫算は二萬六千九百六十三圓(總額)であつて、内圖書購入費は五千圓である、縣下各市町村に於ける圖書館の總數は百九十、經費豫算五萬五千百〇八圓(元年度)内圖書購入費は二萬八千〇六十二圓である。

浦和町立少年圖書館

浦和尋常高等小學校内に在る、大正十三年九月一日の設立で現在藏書數一千五百六十三冊、一ヶ年の經

費五百圓である、館長以下職員左の通り。
館長馬場驥一、司書板倉頑吉、同小峯輔三、書記峯岸六、神田金藏、中山とう子、根本久野。

法務

浦和地方裁判所

浦和地方裁判所は常盤町に在る、電話六十六番、浦和驛から北西約七丁、裁判所前通りには兩側に櫻樹の植付あり、花時には町内名所の一とされてゐる、裁判所の設置されたのは明治十五年一月一日で管轄區域は埼玉縣一圓である。

○職員、昭和二年八月現在左の通りである。

所長	安藝茂富	判事	平山慎英
判事	海老原一	同	鶴比左志
同	今圭一	同	宮原増次
同	安藤弘	検事正	三吉兵衛
検事	岡廻	検事	松室季夫

○取扱件数、大正十年以降同十五年に至る取扱件数は左の通りである。

地方裁判所 監督書記	篠崎 治郎	書記	金森 盛三		
書記	清水 高三	同	淺見 治三久		
書記	長谷川 信吉	書記	高野 彌壽次		
同	長谷川 武	同	松本 光三郎		
檢事局 監督書記	山本 一 次	檢事局書記	松本 成喜		
檢事局書記	本橋 豊 八	同	小川 泰吉		
供託局局長 書記	伊藤 宗次郎	供託局書記	澤田 岩吉		
取扱件數、大正十年以降同十五年に至る取扱件數は左の通りである。					
年 別	民 事	刑 事	年 別	民 事	刑 事
大正 十年	四三六件	一三三件	大正 十三年	五四三件	九八件
同 十一年	四四〇	一三三	同 十四年	五九三	一七〇
同 十二年	四六六	一四八	同 十五年	五四八	一五三

浦和區裁判所

區裁判所は前記地方裁判所と同一構内に在る、電話六十七番、明治十五年一月一日の設置で、現在判檢

同 書記	檢 事	監 督 書 記	書 記	同	同 書記
澤田直二	金子龜次郎	森亮次郎	大谷美	根岸勝助	蜂谷永志

○取扱件數

年 別	民 事	刑 事
大正十三年	三、七三八 件	三九二 件
同 十四年	四、一三八	六〇四
同 十五年	四、五四八	四六三

前橋刑務所浦和支所は縣廳の左側、浦和驛から約五丁の地點に在る。明治十一年十月設置されたもので

あるが、大正十三年十二月官制改正に依り前刑務所の支所となつたのである。面積約一萬二千六百六十坪、昭和三年九月二十日現在の收容人員は二百三十五名で、囚人の作業としては木工、指物工、薬工、三坪、昭和三年九月二十日現在の收容人員は二百三十五名で、囚人の作業としては木工、指物工、薬工、瓦工、大工、鍛冶工、土工、炊事夫、掃除夫、看病夫、看護夫、理髮夫、便捨夫、運搬夫、洋裁縫、洗濯、靴工、印刷工等である、支所長は典獄楠藤井藤藏氏である。

(昭和二年八月一日調)

氏 名 住 所 電 話

山口邦臣	山崎弘道	堤常雄	高橋泰雄	渡邊武彦	畑義三	池內錄輔
同	高砂區	仲區	同	高砂區	仲區	常盤區
				二四五	二九	
			一〇九			

古山貞三 仲 區
青木 洵 常盤區
會田惣七 仲 區
宮崎 一 高砂區 一六九

司法代書人

司法代書人諸氏は大正八年法律第四十八號を以て公布された司法代書人法に基き、司法代書人組合を設ける、大要左の如し。

○事務所 浦和町常盤町

○役員 會長深澤正一、副會長鈴木郡司、常議員關口八郎、會員戸山準三郎、鈴木彦太郎、小原廣淵

○規則 司法代書人書記料規則は左の通り。

第一條 司法代書人ノ受クベキ書記料ハ本則ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二條 督促事件申請書、登記申請書、判決謄本抄本請求書、證人旅費請求書、記録閲覧申請書等文案ヲ要セサル書記料ハ左ノ區別ニ從フ

一、美濃紙 一枚 十二錢
二、半紙 一枚 十錢
但シ半枚ノ時各其半額トス

第三條 訴狀答辯書非訟事件申請書、戶籍事件申請書、執行事件申請書、證據保全申請書、假差押假處分

申請書、失踪禁治産宣告申請書、告訴狀等文案ヲ要スルモノハ前條ノ二倍トス

共同擔保目録ハ前項ニ準ス

第四條 代書スヘキ書類ハ美濃紙ニ一行二十字詰二十四行ヲ以テ三枚トシ半紙ハ二行十六字詰二十行ヲ以テ二枚トス

第五條 圖面ハ一枚十錢乃至五十錢トス但シ特別技能ヲ要スル者ハ此限ニ非ス

第六條 司法代書人ハ代書ニ着手シタル後囑託人ノ請求ニ因リ之ヲ止メタルトキ又ハ囑託人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ之ヲ完結スルコト能ハサルトキモ雖モ書記料ヲ受クルモノトス

第七條 書記料ノ定ガキモノニ付テハ類似スルモノト同一ノ書記料トス

警察

浦和警察署

浦和町大通りに在る、電話五十二番ハ本署の設置されたのは遠く明治二十二年一月であつて、茲に約四十年の星霜を経てる、此間公安維持人民保護の大任を全ふするため幾多の苦心を積まれたことは勿論である、現在署長は地方警視伊達徳次郎氏であつて部下に警部補加藤幸助、警員勝太郎の兩氏其他が居る、管轄區

域は五町十八ヶ村に亘り、志木町に警部補派出所があり、森清次郎氏之が主任である、交通機關の發達、町村の振興、人口の増加に伴ひ警察事務は益々繁雜を呈しつゝある。

○署内各係 本署内に高等係、司法係、保安係、人事相談係、營業係、統計係、衛生係、工場係、會計係、交通係、消防係等があつて夫々事務處理の分擔を行ひつゝある。

○警察事故 管内に於ける大正十四年中の警察事故は盜難八百二十件、火災三十八件、交通事故二十八件、其他三十四件である。

○文書取扱 本署に於ける大正十四年中の文書取扱件数は收受二萬五千四百八十三件（内人民諸願伺届に屬するもの五千二百三十五件）發送一萬三千四百五十二件（内人民諸願伺届に屬するもの三百八十五件）猶ほ口頭受理に依る願件数は一千七百七十三件に達し縣下各署中最も多數を示してゐる。

○犯罪檢舉 大正十四年中に於ける統計上の數字は左の通りである。

縣内各署總數	殺人 傷害 放火 強盜 窃盜 詐欺 恐喝 横領 賭博 其他 計									
	五三	三二八	三六	五六	二八三	五二七	一、七〇	二六二	一、七〇	二、八〇三
内浦和署の分	一	三三	一	一四	一九三	一三四	五一	二〇	一一〇	五五七

○營業取締 凡そ左記該當の營業は所轄警察署の取締を要するものであるから、假に浦和で營業するものは浦和警察署の許可を経なければならぬ。

銃砲關係業	煙火關係業	火藥類關係業	電氣關係業
人造絹製造業	石油關係業	瓦斯關係業	寄席
遊技場	古物商	實業屋	旅館
下宿	木賃宿	料理店	飲食店
貸席	待合茶屋	工場	娼妓
劇場	活動寫眞	貸座敷	藝妓
酌婦	藝妓屋營業	雇女	遊藝師
遊藝家	幫間	箱屋	俳優
角瓶	代書人	雇傭紹介業	理髮結髮
牛馬商	湯屋	鑛泉浴場業	印刷業
活版業	運送業	仲仕業	市場
渡船業	私設鐵道	電氣鐵道	乘合馬車
人力車	自轉車	牛車	荷馬車
荷車	自動車	汽船	開業醫師
開業齒科醫	開業獸醫	開業藥劑師	産婆

看護婦 口中師 接骨師 鍼術
灸術 按摩術 藥種商 劇毒物商
氷製造販賣 清涼飲料 著色使用營業 屠場
屠畜業 獸肉販賣 獸乳業 墓
火葬場 胞衣産穢取扱

其他何業たるを問はず營業せんとする者は一應警察署に照合指示を受けることが肝要である。

○人事相談所 浦和警察署内に設けられてゐる、民事刑事事件を除き警察事務に關係せる人事百般の相談に應ずることになつてゐるから身上、就職其他何事に據らず遠慮なく此の相談所に持込むと、係の人が親切に夫々方法を講じてくれる。

埼玉縣警察官教習所

本縣警察官教習所は縣廳裏手武徳殿前通りに在る、現在(昭和二年七月一日)職員氏名は左の通りである。

所長 警部東山榮三郎、教官 警部補川端榮作、同岡田喜與志、巡查助教 巡查部長奥田芳太郎、同鈴木祐之丞、同田中範藏、同黒澤要三、菅原吉郎、總道教師囑託 高野佐三郎。

衛生

埼玉健康保険署

○所在及電話番号 埼玉縣北足立郡浦和町二二番地。電話浦和三四八番。

○設置年月日 大正十五年十月一日

○設置の由來 健康保険署は大正十五年七月一日及昭和二年一月一日より實施せられた健康保険法施行の實務を處理すべき官廳である。健康保険といふのは健康保険法といふ法律の規定によつて工場法の適用を受ける工場又は鑛業法の適用を受ける事業場(鑛山)若し工場に使用せらるる職員、職工、鑛夫、守衛、小使等の小額所得者が負傷又は疾病に罹りたるるとき之に醫療手當を受けしめ又不幸にして死亡したるとき之に埋葬料を支給し其の他傷病を療養する爲めや又は分娩の前後休養を要する爲め勞務に従事することの出来ないときは此等の人々に對し報酬日額の六割を生活費として支給する公の社會施設である、健康保険署はこの社會施設たる政策遂行の爲め設置せられたもので、廳舎は目下の處元北足立郡役所の建物を借用して居る。當署の管轄區域は埼玉縣下一圓であつて管内の工場数は凡千二百其の使用人即ち被保險者の概數は四萬人である。

○健康、保險、醫、及健康、保險、藥、劑、師、健康保險の診療機關として縣下に從事して居る醫師藥劑師は、健康保險醫六百四十二人、健康保險齒科醫百九十二人、健康保險藥劑師百六人、計九百四十人である。

○現在職員名、署長健康保險署事務官橋爪平兵衛、囑託地方技師山崎太一、給付課長書記立石靜一、庶務課長書記片野秀信、徴收課長(缺員中)書記金田豊實、同瀧田多利雄、同鈴木孟明、同新井義一、書記補平野清吾、同折原進一、同五十嵐正、同櫻井正二、同關根富之助、同岸一郎、同若尾友義、同牧野伴三郎、同高久千代喜、同品川晃、同高橋修、視察員竹澤武作、同照沼秀治。

浦和町衛生組合

浦和町衛生組合は事務所を町役場内に置き町内の衛生實行並に其の普及に關し種々なる事業を行ひつゝ、ある、其の重なるものは撒水、清潔方法、蠅取紙石油乳劑の配付、傳染病豫防消毒及同宣傳、衛生活動寫眞の公開等である。

○組織及經費、本組合は浦和町に一月を構ふる者を以て組織し、併て本組合の經費負擔の義務を有するものである、經費の支辨方法は浦和町補助金、組合費過怠金、寄附金、組合費、賦課金等を以て之に充てるものであるが、賦課金の標準は縣稅戸數割賦課と殆んど同様であつて所得千圓以上の者は二圓、所得千圓以下は一圓五十錢、同七百圓以下は一圓、同四百圓以下は五十錢と云ふ割合である、而して徵集期は七月

十五日より七月末までと十一月十五日より十一月末までの二期に行ふものである、猶ほ昭和二年四月一日より同三年三月三十一日に至る豫算額は歳入四千七百六十四圓で内組合費の收入三千四百六十一圓である、又歳出は四千七百六十四圓の内事業費の三千〇三十一圓、事務費の一千四百三十九圓などが主なるものである。

○現在役員、組合長一名(横山病院院長横山茂連氏)副組合長一名(石井清氏)の外左記の通り各町に委員を置いてゐる。

常盤町 櫻井繁次郎、小川武兵衛、山田六三郎、佐藤和助
仲町 齋藤勝之助、薄羽子之吉、藤塚時治、星野悦次郎、三枝長次、中島又右衛門
高砂町 富澤幸正、渡邊嘉十郎、渡邊仁助、佐々木新三郎、高野義次郎、町田房次郎
岸町 池田彦吉、佐藤友吉、清水歌吉、鈴木留五郎

組合は以上の陣容を以て公衆衛生の改善進歩を圖りつゝあるが、組合員たる町民も又協力特に左記事項を勵行することが必要である。

○家屋の内外を常に清潔にすること、○採光換氣を圖ること、○臺所、流、井戸、下水、溜下水、溝等は浚渫疎通を圖ること、○井戸は毎年浚渫し其の附近は常に清潔に汚水の滲透を防ぐこと、○畜舎肥料置場、塵芥溜等は常に清潔にすること、○被服器具は洗濯を怠らず又日光に曝らすこと、○蠅の驅除を

行ふこと、○飲食物及食器には覆蓋其他適當の設備をすること、○傳染病の疑ある病患者發生した時は直に醫師の診斷を受けること、○傳染病若くは其の疑ある患者の在る家には交通訪問を遠慮すること、○傳染病流行時に於ては成るべく會食會飲をしないこと、○種痘の豫防注射施行の場合は進んで之に應ずること、○病者に對しては醫療を主とし迷信を避け攝養上の注意を怠らないこと。

町内醫院一覽

醫院名	種別	院長	所在番地	電話
石川醫院	産、婦、内科	石川清隆	二二二	一六一番 四五八番
石井醫院	皮膚、外科	石井清	四五二八	二二九番
伊藤醫院	内、外、産科	伊藤二郎	一三四	一二七番
横山病院	X光線、花、科	横山茂連	三八二五	三八番
同	産、婦、内、外	高田源八	四五七四	二三番
浦和醫院	小科	内田三千太郎	鹿島臺	七六番
菊池醫院	内、小、科	菊池二郎	四二九	九番

赤井醫院	内科	赤井直方	五九二	二一〇番
鈴木醫院	内、小、科	鈴木泰壽	四〇七	四六〇番
高宮醫院	泌尿、内、外、科	高宮精	三六四	二二〇番
好古屋病院	耳、咽、科	針谷赫次	四六二	四五九番
針ヶ谷醫院		關根綱雄	一四五八	七三番
關根病院		橋村達三	三五九八	七七番
橋村醫院		山口治太郎	一六三	七番
山口醫院	眼科	若山久一	三九二四	二五〇番
若山病院	内、小、脳、神、科	大久保盛次	二七二四	一五七番
大久保醫院	齒科	染谷友次郎	四六二八	
染谷醫院		今西武夫	一三九	
今西醫院		須永西馬	四八三	
須永醫院		山田治郎	二二五〇	
山田齒科醫院		吉村邦次郎	三九六四	
吉村齒科醫院				

山本齒科醫院	同	山本善之助	三六〇五
熊坂齒科醫院	同	熊坂與三郎	一〇四
深谷齒科醫院	同	深谷昌	一六七二
森永齒科醫院	同	菊池辰夫	二二六五
衣笠醫院	同	衣笠 豁	四〇六
鈴木齒科醫院	同	鈴木國香	四五一〇
大久保醫院	同	大久保通次	表門通り
水野齒科醫院	同	水野辰男	二一五
			三六三番

備考 以上の外開業せる醫師町内各方面にあること、思はるゝも調査未了のまゝ、参考のため取敢えず
以上を掲記したものである、猶ほ以上各醫院掲記事項中多少相違の點なきを保し難く、それ等は追て
改版の際に訂正する。

醫師報酬規定 (北足立郡醫師會)

診察料規定	適宜往診料一回	金五十錢以上
自宅初診料	一回	金五十錢以上

對診料一回	金二圓以上	生命保險會社囑託検査一回	金三圓以上
死體檢案料一回	金二圓以上	工場健康診斷料一時間	金二圓以上
理化學檢査料一回	金五十錢以上	處方箋料一通	金二圓以上
傳染病健康診斷料一回	金二圓以上		
○診斷書料規定			
簡易診斷書料	金五十錢以上	生命保險死亡診斷料	金三圓以上
死亡診斷及檢案書料	金一圓以上	料手數を用する診斷書	金五圓以上
鑑定書料	金五圓以上		
○藥料規定			
內服藥一日分劑	大人廿五錢以上 小人二十錢以上	先 瀉 藥一劑	金三十錢以上
頓服藥一回	金三十錢以上	點 眼 藥同	金三十錢以上
合嗽藥一劑	金三十錢以上	器 法 藥同	金三十錢以上
吸入藥同	金三十錢以上	外 附 藥同	金三十錢以上
○處置料規定			
外科處置料一回	金五十錢以上	眼科處置料一回	金三十錢以上

耳鼻咽喉科處置料	一回	金三十錢以上	靜脈注射料	一回	金一圓以上
婦人科處置料	同	金五十錢以上	食鹽注射料	同	金二圓以上
皮膚梅毒處置料	同	金五十錢以上	サルバルサン注射料	同	金八圓以上
電氣處置料	同	金五十錢以上	皮下注射料	同	金五十錢以上
灌腸料	同	金五十錢以上	種痘料	同	金三十錢以上
血精注射手数料	同	金一圓以上			

○手術料規定

手術料一回、自金五十錢以上至金百圓以上

備考 一、右は總て即時申受くるものとされ、又貧困患者に對しては會員に於て適宜施療を行ふことがある。二、齒科醫の分は別に齒科醫師會にて設定されてる。

助産婦(産婆)

埼玉縣内に於て産婆を開業する者は皆埼玉縣産婆會に加入することになつてゐるから、當時の産婆諸氏も其の會員であることは云ふまでもない、而して産婆に關する事は此の會の内容を見れば判かる譯である、其の會則に據ると本會の目的は産科衛生の改善發達並に會員相互の親睦を圖るに在る、さうして事業とし

ては産科衛生、乳幼児保護、講習會、講演會開催、産科衛生思想の普及宣傳、其他必要な事項を行ひ、會員は年額二圓の會費を納め、毎年五月定時總會を開くの外必要の場合は臨時總會を開き、役員會は臨時會長が招集することになつてゐる、猶ほ別に吊慰救済規程、表彰規程などがある。

夫れから大正十五年七月一日埼玉縣令第百三號を以て産婆規則施行細則が改正され、本縣産婆諸氏の連絡及び業務上の刷新等一層面目を更めたことになる、本會の名譽會長は縣衛生課長山崎太一氏、會長は木村久氏(浦和)副會長は菅原アサ氏(川越)池田まさの氏(本庄)で、事務所は縣衛生課内にある、會員中浦和の分左の如し。

- 宮崎とし 佐藤とり 伊藤みよ 木村たけ 五十嵐たけ
- 三田たみ 加藤のぶ 小倉美樹 長谷部みい 木村くに
- 古積せい 新井タイ 帆足たまえ 萩原くら 福田しづ子
- 町田れい 林アサ

次に産婆に對する謝禮はどんなものか之は別に法則で決めてある譯ではないが、世評を綜合するに初診後毎週一回診察、分娩までの面倒を見て貰ひ、出産後御禮としては家に依て異ふが普通拾圓内外中二十圓位ひ特別三十圓、外に御膳料として幾分かを包むさうである。

看護婦會

本縣下に於ける看護婦會は聯合會を組織して相互の親睦と斯業の向上發展を圖りつゝある、大要左の如し。

○名稱、埼玉縣看護婦會聯合會 ○事務、當分の内埼玉縣衛生課内に置く ○事業、講演會及講習會、公衆衛生及救護事業、其の他必要なる事項 ○會費、會員は一ヶ年壹圓五十錢を納め、入會する時は金拾圓を要することになつてゐる ○會員、昨年十一月一日現在の會員は約三十名で内浦和に於ける分は左の通りである。

名	氏	住	所	電	話
辻看護婦會	辻	か	つ	四五五	一七一
村越看護婦會	齋藤	た	み	四五二	二五五
浦和看護婦會	小倉	美	樹	二三九	一一九
日本赤十字社埼玉支部 救護看護婦外勤部主幹	小川	與之助		一一〇	六八

○看護料、左の通り協定されてゐる。

等級	普通病	傳染病	特種傳染病
----	-----	-----	-------

一、等	金二圓	金二圓五千錢	金四圓
二、等	金一圓八十錢	金二圓三十錢	金三圓五十錢
三、等	金一圓五十錢	金二圓	金三圓

- 一、特種傳染病とは、コレラ、ペスト、發疹チフス、流行性脊髓膜炎を云ふ
 - 二、流行性感胃、癩、肺結核、丹毒の各症にありては傳染病の日當を申受く
 - 三、重症患者又は二人よりの患者看護の場合は各種料金の三割増を申受く
- 看護婦會には以上の外、高砂看護婦會といふのがある。

塵芥焼却場新設

町内各住宅から出る無數の塵芥は、從來町役場から取集めて之を遠方の低地に埋没して居たが、保健衛生上面白くないと云ふので浦和町宇天王に新式の塵芥焼却場が出来た、土地購入費二千圓、機關、施設費約三千圓を要し、毎日二千五百貫以上の塵芥を焼却し得ることになつてゐる、而して此の機能發揮せしむるため、町民は左記事項を特に遵守する様にしたい。

○塵芥箱に雨水の入らない様蓋をすること、○硝子、瀬戸物、金物等は別の箱に捨てること。

税 務

浦和税務署

浦和町字稻荷丸、縣廳の北方に在り、電話二二番、明治三十五年十一月、今の浦和町職業紹介所の在る場所に設置されたが、大正十四年五月新築落成現在の所に移轉したものである。

○署内各係及取扱事項 課別に依る取扱事項左の通りである。

○直税課 (イ)直税賦課減免に關する事、(ロ)直税の検査に關する事、(ハ)民有地地種目變換に關する事、(ニ)土地臺帳地圖に關する事、(ホ)其の他直税に關する一切の事項

(備考) 前項に於て直税と稱するは所得税、地租、營業收益税、資本利子税、相續税、通行税、礦業税及登録税を謂ふ。

○間税課 (イ)間税の賦課減免に關する事、(ロ)間税に關する營業免許の許可及取消に關する事、(ハ)關税の戻税關税の免除及拂戻に關する監視検査、檢定及査定に關する事、(ニ)間接國稅犯則者處分に關する事、(ホ)酒母醪及麴の取締に關する事、(ヘ)其の他間税に關する諸般の事項

(備考) 前項に於て間税と稱するは直税以外の國税を謂ふ。酒造税、麥酒税、清涼飲料税、織物消費

税、印紙税、骨牌税の如きものをいふ。

○庶務課 (イ)内國税の徵收及税外の收入に關する事、(ロ)國有財産中雜種財産に關する事、(ハ)徵收額計算の證明に關する事、(ニ)滞納處分に係る訴願訴訟に關する事、(ホ)拂戻及誤納下戻に關する事、(ヘ)經費の豫算支出及決算に關する事、(ト)物品の出納保管及所要物品に關する事、(チ)物品出納計算證明及其の検査に關する事、(リ)廳舎及國有財産中公用財産に關する事、(ヌ)文書の發送編纂及保存に關する事、(ル)官報報告に關する事、(テ)統計及報告に關する事。

○現署長略歴 現署長加藤嘉藏氏は大正八年七月東京帝國大學法學部卒業、大正十一年四月司稅官に任ぜられ函館稅務署長を経て大正十二年八月浦和稅務署長に榮轉されたものである。

○現在職員名 直税課 關謙吉、海老澤清、岡野慶之助、與水吉長、羽成長策、齋藤瑞穂、川村幸親、關田作造、石井五十二、森田柳治、小野寺博、中野榮、山下英治、永井岩、浪江重次郎、田中周英、岩田三郎、稻川清吉、太川清嗣、間税課 小林儀作、森田克巳、押田憲義、田中龜藏、長谷部與平、石黒讓一、庶務課 關根嘉一郎、山川嘉七、齋藤千代。

○管轄區域 北足立郡

○納税上の注意事項 主なるものは左の通りである。

(一)納税管理人の設定 國稅徵收法第四條の六に「納税義務者納税地、住所又は居所を有せざる時は納

税に關する事項を處理せしむる爲納税管理人を定め政府に申告すべし其の納税管理人を變更したる時亦「同じ」と規定されてある。然るに其の手續きを爲す人は極めて稀であつて納期に至り遂に滞納に陥る向が尠くない。此の種の納税者は將來益々増加の傾向があるので今にして此の弊害を矯正せざるに於ては徵收事務彌々煩雜を極め相互の不便不睦は言を俟たない所である、此點に付ては從來と雖も各町村當局者と共に相當苦心を重ねて來て居るのであるが其の效果見るべきものがない。そこで何よりも必要なるは實に納税者其の人の自覺であるが、之に該當する方々は特に納税管理人設置の勵行を希望する「申告スベシ」とあるが別に一定の様式がある譯ではないので、要するに何人を納税管理人に定めたといふ事を届くればよいのである。

(一)個人所得税、營業收益税の申告と申請 毎年三月十五日迄に税務署へ申告と申請と同時に提出さればならぬ。期限に後れると控除——所得税に付いては扶養家族と保險料に對する控除、營業收益税に付いては營業用土地に對する地租の控除——の恩典が受けられない。申告書はなるべく詳しく書いた方がよい。之も別に様式は定まつて居ないが、便宜税務署で印刷してある用紙に書けばお互ひに好都合と思ふ。

(三)土地臺帳、贈本の請求 土地臺帳の贈本を請求するには土地一筆に付金十錢の手数料を要する。從來は一筆に付金五錢であつたが本年(昭和三年)の四月から右の如く改正された。又此の手数料は郵便切

手でなく収入印紙で納めるのである。贈本は郵便を以て請求する事も出来るが此の場合には返信料に相當する郵便切手を添付せねばならぬ。
(四)其の他國税全般に付いて不審の點、了解の出來ぬ場合は直接税務署に行て問合すか、或は書面にて照會すれば詳しく説明してくれることになつてゐる、参考のため國税納期を左に示す。

國税納期別一覽表

月別	税目	摘要	納期
一月	田宅地租	第一期地租額四分ノ一	前年十二月十六日ヨリ
二月	田酒造	第二期地租額四分ノ一	一月一日ヨリ
三月	田酒造	第三期地租額四分ノ一	二月十六日ヨリ
四月	田酒造	第四期地租額四分ノ一	三月一日ヨリ
五月	田酒造	第四期地租額四分ノ一	三月十六日ヨリ
六月	田酒造	第四期地租額四分ノ一	五月一日ヨリ
七月	田酒造	第一期地租額二分ノ一	七月一日ヨリ
八月	田酒造	第一期地租額二分ノ一	七月十六日ヨリ
九月	田酒造	第一期地租額二分ノ一	七月三十一日限
十月	田酒造	第一期地租額二分ノ一	七月三十一日限
十一月	田酒造	第一期地租額二分ノ一	七月三十一日限
十二月	田酒造	第一期地租額二分ノ一	七月三十一日限

八 月	九 月	十 月	十一 月	十二 月	麥酒稅、清涼飲料稅、每月分ヲ翌月末日迄ニ納付ノコト
乙種資本利子稅 個人營業收益稅	煙地稅 雜地稅	酒造稅 第三種所得稅	煙租、雜地稅 個人營業收益稅 乙種資本利子稅	田租	
第一期稅額二分ノ一	第一期稅額二分ノ一	第二期稅額四分ノ一	第二期稅額二分ノ一 第二期稅額二分ノ一 第二期稅額二分ノ一	第一期稅額四分ノ一	
八月一日ヨリ	九月一日ヨリ	十月十六日ヨリ	十一月一日ヨリ 十二月一日ヨリ	十二月十六日ヨリ	
八月三十一日限	九月三十日限	十月三十一日限	十一月三十日限 十二月三十日限	翌年一月十五日限	

通信

浦和郵便局

○沿革摘錄 明治四年浦和宿字上町に浦和郵便役所なるものが置かれた、之が浦和郵便局開設の初め、爾後三等郵便局、二等郵便局又は電信局を置かれたりして、明治三十一年四月一日現在の所に新局舎が出来

上り、同三十六年四月一日から浦和郵便局と改稱、大正八年五月一等郵便局に昇格したものである。

○取扱數 當時の發展に伴ひ郵便物及一般郵便事務の繁雜を呈して來たことは勿論であるが、最近の數字を示すと左の通りである。(昭和元年度)

普通郵便 引受數三百三十二萬二千〇十七通、配達數三百三十七萬七千四百五十一通
書留郵便 引受數五萬四千六百六十一通、配達數七萬五千三百三十四通
普通小包 引受數二萬六千七百九十八件、配達數三萬六千六百六十四件
書留小包 引受數一萬二千六百九十件、配達數一萬九千二百六十八件
集金郵便 引受數八千〇四十七件、配達數九千三百二十五件
電報 發信數三萬〇九百五十四通、外國向三千九百九通、着信三萬七千八百六十六通、外國より五十七通
貯金 預入口數五萬六千七百六十八口此の金額百〇五萬三千八百七十七圓四十三錢、拂戻口數一萬五千〇二口此金額七十七萬六千〇七十圓六十三錢
爲替 振出口數一萬七千三百五十一口此金額三十一萬二千九百八十三圓十五錢、外國向二百十口此金額一千七百十一圓九十錢、拂渡口數三萬二千七百六十四口此金額六十九萬七千八百八十四圓九十五錢、外國より二十七口此金額八百五十五圓九十三錢
振替貯金 拂戻口數一萬六千六百十九口此金額三十七萬四千四百八十四圓八十四錢、拂戻口數二千〇二十

四口此金額百十九萬二千〇三十九圓二十九錢

○郵便受付時間 午前八時より午後十時迄但し十二月二十九日より三十一日までを除くの外休日及休暇日は午後三時までとす。

○電報取扱時間 三月一日より十月三十一日まで午前六時より午後八時まで、十一月一日より翌年二月末日までは午前七時より午後八時までとす。

○爲替貯金取扱時間 左の通りである。

四月 一日より七月二十日迄 午前八時より午後四時迄、但し土曜日は午後三時迄

七月廿一日より八月卅一日迄 午前八時より正午迄

九月 一日より十月三十一迄 午前八時より午後四時迄、但し土曜日は午後三時迄

十一月 一日より三月卅一日迄 午前九時より午後四時迄、但し土曜日は午後三時迄

(日曜日休日及一月二日は全く扱はず)

○管内ポスト取集時刻 左記時刻は局を出発する時刻である。

一號便(午前七時) 二號便(午前九時) 三號便(后一時二十分) 四號便(后八時十分)

○管内郵便配達時刻 前同様

一號便(午前七時) 二號便(后〇一時) 三號便(午後四時十分)

○管内小包配達時刻 前同様

一號便(午前八時) 二號便(午後一時三十分)

○郵便局から見た注意事項 凡そ左記事項は最も注意を要するものとされてゐる。

一、切手 郵便切手は成るべく高額なものを用ゐる(例へば三錢の場合五厘切手を六枚用ゐるとか一錢を

三枚用ゐるとかせず)長形の状袋に在りては左の上、角封では右上に貼ること

二、名札 各戸に必ず名札を出すこと、さうして字體を明瞭に書くこと、同居人ある場合は其人の分も

示記すること

三、受函 郵便受函と軒燈とは最も必要である、夜間など此の設備がないと非常に不便を感じる

四、書留 書留郵便とか價格表記の郵便物を受取つた時は成るべく速に受領の手續を了すること

五、監視 郵便の集配に付過送人の行動に對しては一般に間接に監視し併て便宜を與ふる様にしたい

六、誤配 郵便局の過失又は同姓異名などで誤て配達された郵便電信は成るべく直接本人に送達せず、

一應付箋をつけて郵便局に届出る様にしたい

七、包装 郵便物は總て其の品質形狀に應じ安全な包装を施すこと

八、表記 郵便物の表記は楷書行書を用ゐる宛名を明瞭且つ詳細にすること、名筆に走り過ぎては色々な不便がある

九、爆発。爆発性發火性其の他郵便局員に危害を加へ、一般郵便物に損害を與ふべき物件並に公安を妨げ風俗を亂す文書圖書等は決して郵便に差出さざること。

一〇、賠償。損害賠償の件ふべき郵便物は受取る前、且嚴重に注意すること、受領後は異議の申立が出來ぬ。

一一、小包。小包には決して信書を封入せざること。

一二、通貨。通貨は價格表記郵便物とすること。

一三、代金引換。代金引換又は留置郵便物の到着通知を受けた時は速に掛頭して受領の手續をなすこと。其他不明不詳のことは遠慮なく郵便局に行て照會することが必要である、規則に違反して思はぬ迷惑を蒙ることがないとも限らぬ、局に行けば親切に説明してくれることになつてゐる。

○電話に關すること。電話は明治三十六年二月局内に電話所を設け、同日より通話開始、全四十三、三月六日特設電話を設け電話交換業務を開始、大正八年一月一日から普通電話となつた。

○簡易保險、郵便年金。當局に於て取扱はるるに付詳細は局に照會のこと。

○職員。局長久保勉(通信事務官)、主事高橋鶴三郎(通信書記)同新藤信次郎(通信書記)同土川松太郎(通信書記)庶務主任守屋彦次郎(通信書記)郵便主任野口恭良(通信書記)同山崎一(通信書記)保險主任野本鳥太郎(通信書記)集配手取締後星野祐太郎、同内田松次郎。總人員は局長以下吏員五十七名、傭人四十四名である。

○管内郵便切手類賣捌所並ニ柱國位置

氏名	同上住所	郵便局位置	氏名	同上住所	郵便局位置
金子清一郎	六辻村大字白幡 一五三	六辻村白幡九一	小林松藏	浦和 二六五	浦和 二六五
石田佐一郎	浦和町 二、八五三	浦和町 七〇	中村述三	同 三、五五三	同 三、五五三
相川宗次郎	同 二、七六一	同 二、七六一	山口由太郎	同 一五六	同 一五六
森田金太郎	同 三、八五五	同 一七五	平田香吉	同 三、八三〇	同 三、八三〇
中村朝次郎	同 一一四	同 一一四	濱田福三郎	同 二、一三九	同 二、一三九
星野きつ	同 二、二七〇	同 二、二七〇	根岸甲子太郎	同 三七六	同 三七六
伊藤淺五郎	同 四四八	同 四四八	大熊政治	同 四、三七七	同 四、三七七
榎本久太郎	同 四六一	同 四六一	關根たけ	浦和町鹿島臺 二、〇〇一	浦和町 二、〇〇一
林ノブ	同 三〇二	同 三〇二	齋藤龍	同 一、八四五	同 一、八四五
田口彦太郎	同 三二七	同 三二七	吉田友嘉	同 四、一二一	同 四、一二一
加藤清	同 四〇八	同 二四三	鈴木辨之助	同 三〇五	同 二、一四八

小川 榮吉	浦和四〇七ノ一
神山 嘉吉	同 五八一 浦和町 五八一
柳澤 茂明	同 二、二五〇
埼玉縣師範學 校寄宿舎	浦和町
岸上 とう	同 二、六九七
社団法人 埼玉自衛會	浦和町 二、六九七
浦和地裁判所 構内	同 二、六九七

○内國郵便電信爲替料

爲替金額	通常爲替料	電信爲替料	内地臺灣朝鮮樺 太南洋群島關東 州及南滿洲相互 間電信爲替料	小爲替金額	小爲替料
二十圓迄	十五錢	五十錢	七圓十錢	一圓迄	三錢
五十圓迄	二十五錢	七十錢	一圓	五圓迄	七錢
百圓迄	三十五錢	九十錢	一圓三十錢	十圓迄	十五錢
百五十圓迄	四十五錢	一圓十錢	一圓六十錢	十五圓迄	二十錢
二百圓迄	五十五錢	一圓三十錢	一圓九十錢	二十圓迄	三十錢
二百五十圓迄	六十五錢	一圓五十錢	二圓二十錢		

平澤 辰之助	浦和町 三、二五六
矢野 政雄	同 八〇八ノ一
島田 五十三	同 三、七二二
高岡 のぶ	同 一六一
小島 與四郎	同 二、〇三二
鈴木 忠吉	同 七四〇
埼玉縣廳構内	同 七四〇

三百圓迄	七十五錢	一圓七十錢	二圓五十錢
三百五十圓迄		一圓九十錢	二圓八十錢
四百圓迄		二圓十錢	三圓十錢
四百五十圓迄		二圓三十錢	三圓四十錢
五百圓迄		三圓五十錢	三圓七十錢

○内國電報料

種別	和文	英文
一、市區町村內發受ノモノ	基本(十五字以內) 十五錢 累加(五字以內ヲ増ス毎ニ) 三錢	基本(五字以內) 十五錢 累加(一語ヲ増ス毎ニ) 三錢
二、市區町村以外發受ノモノ	三十錢	三十錢
内地、小笠原島、臺灣、樺太、朝鮮滿鐵沿線及南洋ヤツノ島相互間ノモノ	四十錢	四十五錢

常盤郵便局

町内常盤町大通りに三等郵便局が新設されて目下一般郵便物及爲替貯金事務を取扱ひつゝある。

運輸交通

浦和驛

當驛は明治二十六年七月二十八日、日本鐵道會社時代に開設營業を始めたもので、其後國有鐵道となり現在に及んで、從て驛としては古い方で、殊に最近當驛の乗降人員は、町の發展に伴ひ益々増加し、有餘の方面に不便少からざるため近く改築することになつてゐる、愈よ改築することになれば當然今までなかつた驛の東側にも乗降口が出来る譯で、改築實現が町民に取て至大の好影響を與ふことは勿論である、現驛長は加來直彦氏、東京、おかしまち驛より榮轉し、其の下に助役として吉澤孝之助、坂口清二、瀬戸保藏の三氏が居る、驛員は全部三十七名、貨物作業方面には會社側から毎日五六十名の當務者が働いてゐる。

○乗降人員 最近六ヶ年の數字を示すと左の通りになる。

	乗車人員	降車人員	計
大正十年度	九六一、八三二	九六〇、七三二	一九二二、五六四
大正十一年度	一、〇三六、五〇八	一、〇三三、九九五	二、〇七〇、五〇三
大正十二年度	一、一七八、七〇八	一、一〇五、二四五	二、二八三、九五三

○普通 用

大正十三年度 一、四三二、八四三 二、八六二、四三五
大正十四年度 一、五二七、〇八五 一、五二四、〇六三 三、〇五一、二四八
昭和元年度 一、八五四、二一四 一、八四三、八三七 三、六九七、九五二
即ち一ヶ年の乗降客は震災後莫大なる増加を示してゐることが判かる、猶定期乗車券當驛發行數は八月十八日現在(昭和二年)で一千五百七十七名で浦和上野間が二番多い。

○定期乗車券料金 現行の分左の通り

着驛	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	十二ヶ月
東京	二、三、二〇	二、三、八〇	二、四、三〇	二、五、四〇
有樂町	一、三、五五	一、四、〇五	一、四、五五	一、五、〇五
池袋	八、九五	二、四、五〇	一、八、〇五	一、七、六〇
新宿	一〇、二五	二、四、五〇	一、八、〇五	一、七、六〇
上野	一、八〇	二、八、二〇	一、七、六〇	一、七、六〇
王子	八、八〇	二、一、一五	一、三、二〇	一、三、二〇

着 驛	○學 生 用				
	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	十二ヶ月	
赤羽	七、一五	四、四五	一七、一五	一〇、七〇	二七、〇五
川口町	五、八〇	三、六〇	一三、八五	八、六五	二一、八五
大宮	四、三五	二、七〇	一〇、三五	六、四五	一六、三五
東 京	六、二〇	一四、九〇	二四、〇五	三七、四〇	二一、六〇
有 樂 町	六、三五	一五、二〇	二四、〇五	三七、四〇	二一、六〇
池 袋	四、六五	一一、二〇	一七、七五	二八、〇五	三三、九〇
新 宿	五、六五	一三、五五	二一、四五	三三、九〇	三三、〇〇
上 野	五、五〇	一三、二〇	二〇、九〇	三三、〇〇	三三、〇〇
主 子	四、一五	九、九〇	一五、七〇	二四、八〇	二〇、〇五
赤 羽	三、三五	八、〇〇	一二、七〇	二〇、〇五	一六、二〇
川 口 町	二、七〇	六、四五	一〇、二五	一六、二〇	九、二五
大 宮	一、五五	三、七〇	五、八五	九、二五	

大 宮 一 二、〇〇 四、八五 七、六五 一三、一〇

○貨物發着數量 最近の調査に依る當驛の發送貨物は八千二百二十二噸、到着貨物は六萬六千九百二十六噸、(昭和元年度)で到着の方が多い譯である。

自 動 車

埼玉縣下に於ける自動車營業者は其の組合を作り、斯業の發達を期してると別項(組合の部)の通りであるが、大正十四年末の現在營業用自動車は五百七十四臺、自家用五十七臺、荷物運搬用二百八十五臺である、而して浦和警察署管内の分は營業用六十八臺、自家用所有者十三名となつてゐる、町内主なる自動車業者としては、高砂自動車運輸會社、浦和自動車商會、鶴屋タクシイ、常花タクシイ、京北自動車商會、宮澤自動車部、武藏自動車部

等がある、高砂自動車會社の荷物運搬走路は大宮、與野、浦和、蕨、東京間一日七八回(定期)で、各商會の乗合自動車運輸系統は

- 鳩ヶ谷——浦和——與野——大宮間
- 浦和——志木間
- 浦和——越ヶ谷間(浦和自動車)
- 浦和——大宮間(ツルヤタクシイ)
- 蕨——浦和間(ワラビ自動車)
- 浦和——片柳——大宮間(ムサシ自動車)

等である、猶ほ町内巡回線、浦和驛浦和高等學校間もあつて交通の便を圖りつゝある、又浦和驛から町内各所までの自動車賃は八十錢(三人乗一臺)である。

人 力 車

浦和驛構内人力車營業人は金子龜吉氏が代表で、現在椅子約二十三名、驛からの町内料金は左の通り協定されてゐる。

普通	通	の	日	晝	夜
雨	天	惡	路	の	日
三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢
猶ほ本崎村本太、本崎、前地、六辻白幡までは普通の日晝が三十五錢、雨天惡路の日が三十五錢、夜は普通三十五錢、雨天惡路四十五錢で、待賃一時間毎に二十錢、綱引後押は二倍といふことになつてゐる。					

◎大宮―浦和―東京間毎日貨物自動車定期運轉

◎御引越荷物は既に評判のある取扱振りであります

高砂自動車運輸株式會社

浦和町調神社前 (電話一七〇番)

御婚禮用自動車

出張所

埼玉縣大宮町
埼玉縣與野町

御散策用自動車

新形御希望に
應じます

取扱所

東京日本橋馬喰町一丁目
大原回漕店支店內
東京本郷區本郷五丁目
大原回漕店

- ▼生活難失業難恐ルルニ足ラズ
- ▼自動車界ハ益々進歩發達ス
- ▼本校ハ時勢ノ要求ニ依テ設立ス
- ▼本校卒業生ノ世評ヲ調べヨ

公認 浦和帝國自動車學校

埼玉縣浦和町

- ◎本校ハ浦和驛東北方約四丁ニ在リ
- ◎校舍、練習場ハ廣大ニシテ完備ス
- ◎本科、速成科、受験科、責任科アリ
- ◎希望者ハ一刻モ躊躇セズ來校アレ

◎内科小兒科 醫學博士 内田三千太郎

◎外科 醫學博士 中村邦

◎産婦人科 醫學士 五十嵐雄二

埼玉縣浦和町鹿島臺

浦和醫院

電話七六番

◎牛乳界の革新を以て新に開店

精良牛乳

濃厚ゼルシー牛乳

小兒専用牛乳

特別脫脂牛乳

三光舎

浦和町裏門通り(税務署前)

◎一度御試用を乞ふ、深く責任を有す

丙ノ四

丙ノ五

◎住宅建築の急務——當店の奉仕

○現在御支拂になつて居る家賃を五ヶ年間としたらイクラになりますか？夫れで立派な家が建てられます。

○御住宅の御建築は「親切、勉強、迅速」を旨とする當店へ御用命下さい。

○建物が特種の大いものにあらざる限り當店では無料で設計してあげます。

○住宅を御建築になる「土地」の周旋は出来るだけ安く良い地形を無料で御世話致します。

○當店で請負つた家の修繕は責任を持て致します。

○御考は御無用。御遠慮なく多少に不拘御用命下さい。

浦高外各方面御用

實驗の經歷證明書

御二報次第無料送

呈

土木

建築

設計

請

負

福茂工務店

福

埼玉縣浦和町(電話三六〇番)

浦和並其附近土地賣買の
御相談に應ず

大野土地案内所 大野 豊三

埼玉縣浦和町停車場前
電話 四三四番

丙ノ六

營業種目

果樹山林苗
觀賞植物類
農産種子類
花卉球根類
園藝器具類
農藝用藥劑
及書籍
庭園業務
一切

埼玉縣浦和町(縣立農事試驗場前)

埼玉農産株式會社

電話 浦和 二七六番
電信 略號(サ)又ハ(サ)
振替貯金口座 東京 三一六六番
振替貯金口座 長野 三三九九番
振替貯金口座 神根村 赤山(安行)
振替貯金口座 埼玉縣北足立郡 東京 二九二四番

出張所

◎美麗なるカタログ御申込次第無料呈上仕候◎

丙ノ七

靴商 野口龜之助

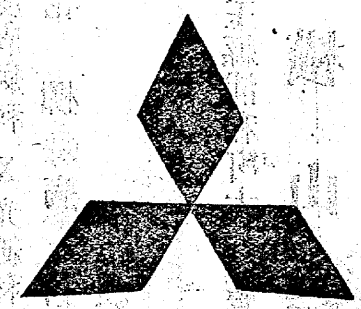
浦和町大通り

- 各國流行形御注文通り製靴
- 各種運動、登山、遠足用製靴
- ゴム靴 御好次第發賣
- 修繕は丁寧と迅速を第一義として
- 取引廣く、信用厚く、御用命絶へざ
- 今後共一層御引立を願ひます

丙ノ八

丁ノ二

火災保險は



三菱へ

東京丸の内

三菱上海火災保險株式會社

代理店 森田博榮堂

浦和警察署前

火災保險

建物				動産			
住宅	店舗	事務所	工場	商品	機械	仕掛品	衣類
建築中	諸	建物	並ニ	料	其他	一切	建築
ノ	建築	物		骨董	品	其ノ	他
				收藏	品		

外科
産婦人科、内科 院長擔任
皮膚病科、X光線科
花柳病科 副院長擔任

埼玉縣浦和町大通（電話三八番）

横山病院

院長 横山茂連
副院長 横山榮次郎

當方面に於て最も古く斯業に着手、信用確實、縣下各方面に御用命を蒙る

埼玉縣浦和町八（電話一〇四番）

辻村牛乳搾取場

精良牛乳
辻村義孝

衛生、配達迅速
充分なる責任を有す

材木商

矢島屋號

佐久間常吉

埼玉縣浦和町
電話浦和一〇五番

建築具製造問屋

上澤保一商店

浦和町縣廳前右入ル

〇〇〇〇 一般貨物
 〇〇〇〇 歐米行貨物
 〇〇〇〇 支那、鮮、滿行貨物
 〇〇〇〇 自動車運搬
 取扱

浦和運送合同株式會社

埼玉縣浦和町

電話 一二三番 (到着用)
 電話 二六二番 (發送用)

〇丁寧迅速 〇多少ニ不拘御一報次第直様社員參上

〇創業 明治四十二年
 〇資本金 五拾萬圓

不二炭製造株式會社

本社 埼玉縣浦和町

東京營業所 (東京麹町區飯田町三丁目九段二五八七番)

丁ノ四

最新式 大型貨切自動車部

御一報次第時を移さず參上

鶴屋タクシ

埼玉縣浦和町
 電話 (三〇四九番)

乗合自動車部

浦和、大宮間、中仙道直通

賃金表
 浦和大宮間 片道二十錢 往復三十錢
 浦和與野間 同 十錢 同 十五錢
 與野大宮間 同 十錢 同 十五錢
 (小人半額)

回数券及定期券も發行致します

電氣 其他
 ラヂオ及雜貨

二上商店

埼玉縣岩槻町
 電話 岩槻七番

二上支店

埼玉縣浦和町
 電話 浦和三六六番

丁ノ五

河内屋
藥劑師 小泉庄八

埼玉縣浦和町
電話 一五五番
振替東京一七五三七番

土木建築設計
工事請負業 齋藤雄吉

自宅 埼玉縣浦和町

賣藥
計量器種

龜屋藥舖

加藤有志美
(浦和町役場前)

高級靈柩車 寢臺車
葬祭具 販賣
人夫 請負

埼玉用達株式會社

浦和町 (電話四七七番)

二度栗山由來

二度栗山とは古へ、弘法大師御巡行の折り、井戸を求められ、栗山の二度成熟するを祈念せられた所、靈顯不思議にも年に二度栗のみのるを以て名あり、後世井原のぶ女古來記をたどり、大師の遺蹟をまつるため、百難をおかして苦心艱難遂に此の地に弘法尊院を創立して金剛峯寺本山の認むる所となり、其の末寺となつたものである、のぶ女今猶ほ世に在り、白髮其の苦心を語るに充分、由來記及び日比野雷風長逝の記念がな此の家に藏す四邊風光閑雅ラヂューム温泉に靜養する者甚だ多し。

温泉 御旅館 春夏秋冬靜養客絶へず

◎汽車浦和驛下車自動車にて約六分

與野町中里 (電話浦和一一八番)

ラヂューム 二度栗山温泉

◎内務省衛生試験所にて御試験済一度御ためしを乞ふ
温泉滾々として盡きず御静養御滞在願る御便利、總て實費主義

大言壯語世を偽るものにあらず

◎客室階上階下多數あり

各種揚水ポンプ
電動自動唧筒
衛生陶器洗面器
鐵管 鉛管 水道
銅鐵板金衛生
タイル 張工事

販賣請負業

泉屋ポンプ板金店

創業明治六年 今 泉 幸 太 郎

浦和町仲區
電話四七四番

商工業

當時に於ける商業は町の本質が住宅地であるために物産の取引はさまで見るべきものはない、所謂雜貨向き並に飲食料品の販賣が盛んである、勿論縣下主要物産たる諸織物の定期取引は行はれてゐるが未だ商業の中心地たるまでには至らない、然しながら今後人口の増加に伴ひ一般商業の勃興を來たすことは想見に難からぬ、工産品としては織物、コイルテン、建具指物、箆笥等が主なるものである。

埼玉縣立商品陳列所

○沿革 本所は去る大正三年十二月十二日を以て開館式を挙げ爾來今日に至る十有餘年、縣下産業の改善發達を圖り、其の物産を陳列して廣く一般の縦覧に供するのみならず、各地産業博覽會、展覽會、陳列會等の出品に努力し且つ製品の取引にも懇切に之が仲介の勞を執りつゝある、長くも今上陛下、攝政宮に御在せし當時、産業獎勵の御恩召を以て、特に御合臨を仰いだ、時に大正十一年五月七日武藏野御遠乗の際である。

○業務 本所は現在左の業務を執りつゝある。(規則第一條摘錄)

一、商品の見本及参考品の陳列、展示 二、商品の試賣 三、産業に關する各種の調査 四、商取引に

○縦覧 本所を縦覧せんとする人は左記事項を遵守することになる。(規程第十九條)

五、係員と無用の談話を爲さざること

知れぬ。

自午前八時
至午後四時

自午前九時
至午後四時

（縦覧人員）大正十年以來の本所

（縦覧人員）大正十年以來の本所

別人員開館日數一日平均

二年 七四、〇五〇人
三三五日 二二一人

同 十三年 七四、九二八 三三五 二二一

事は直接本所に照合せられたい。

○所在 本所は浦和驛から約四丁

○職員 昭和二年八月二日現在職

所長事務取扱(地方事務官) 楠木

なつてゐる。現在評議員は左の通りである。（昭和二年八月十五日現在）

秩父絹織物同業組合組長 荒船清十郎

所澤織物同業組合組長 平岡 兼吉

飯能織物同業組合組長 大河原廣作

武州織物同業組合組長 富永吉一

所澤飛白同業組合組長 井關丑五郎

武州本場絹織物同業組合組長 横川 重次

大里絹織物同業組合組長 高田 良平

兒玉郡織物同業組合組長	門倉與禰吉
越生絹織物同業組合組長	栗原勘五郎
熊谷染色業組合組長	黑澤國太郎
行田足袋同業組合組長	森三七吉
川口鑄物同業組合組長	淺倉多吉
埼玉縣小川製紙同業組合組長	橫川積三
鴻巣鑼玩具商組合組長	關口磯五郎
埼玉縣茶業組合聯合會議所會頭	市村高彥
埼玉縣酒造組合組長	北岡文次郎
埼玉縣醬油釀造組合組長	北野庄兵衛
埼玉味噌釀造組合組長	田中德兵衛
埼玉甘藷商同業組合組長	飯野喜四郎

埼玉縣商工會聯合會副會長 宮崎磯次郎	埼玉縣商工會聯合會會長 永瀨嘉右衛門	埼玉縣商工會聯合會會長 齋藤茂八	浦和商工會會長 田中榮三郎	川越商業會議所會頭 綾部利右衛門	埼玉眞田麻玉同業組合組長 細谷貞次郎	埼玉製氷同業組合組長 比企彦三郎	武州西川材木商同業組合組長 本橋重太郎	埼玉縣製紙同業組合組長 網野豊次郎	埼玉植物商同業組合組長 中山吉長	埼玉木炭同業組合組長 松本金太郎
-----------------------	-----------------------	---------------------	------------------	---------------------	-----------------------	---------------------	------------------------	----------------------	---------------------	---------------------

浦和商工會

浦和商工會は其の事務所を浦和町役場内に置き、會員相互の意思疎遠と町内商工業の發達に關する諸種

の事業を行ふことになつてゐる、云はゞ商業會議所見た様なものである、維持方法としては每一ヶ年の經費豫算を樹て之を總會に附議決定して會員が負擔することになつてゐる、現在役員及會員氏名左の如し。

○顧問 大島寬爾、小谷野傳藏、石內保太郎、綿貫與助

○會長 以下各役員氏名は左の通り。(昭和二、八、一現在)

役名	營業	屋號	電話	氏名	役名	營業	屋號	電話	氏名
會長	酒類販賣	八田中	第三郎	同	商議員	建具類	三六	大貫藤左衛門	
副會長	材木商	二〇五	佐久間常吉	同	同	陶器類	二〇五	池田三郎	
同	藥種商	一五	小泉庄八	同	同	せんべい		高野金三郎	
同	穀類及	三	岡田重藏	同	同	肥料及	一七五	石井其三郎	
同	乾物卸商	二〇	綿貫多吉	同	同	雜貨商	二二六	齋藤彌五郎	
同	肥料砂糖	二〇	竹田千代作	同	同	牛鳥肉商	三	野原榮吉	
代議員	酒類販賣	二〇三	平田辨太郎	同	同	穀商	三	永島ヒロ	
同	染料藥種	二〇六	田口莊平	同	同	コール天	二〇	金子常次郎	
同	雜貨商	二〇	辻村義孝	同	同	製米販賣	二七	新藤榮吉	
同	白米及	二〇	相川宗次郎	同	同	雜穀	二七	金子米吉	
商議員	牛乳販賣	二〇	辻村義孝	同	同	小問物	二七	金子米吉	
同	白米及	二〇	相川宗次郎	同	同	雜貨	二七	金子米吉	

[illegible]

○會員 左の通り。(順序不同) (昭和二年八月十日現在)

加藤精二郎	宮田仲三郎	栗本財次郎	高野富藏	金子清吉	吉田義二	高砂自動車株式會社	内田三代松
岸田川忠	中村述三	青山仲右衛門	田中榮三郎	池田三三郎	小池寅吉	石井庸三	岡村友吉
矢部三三	小金井勇明	秋元勘次郎	塙島貞次郎	佐久間常吉	相川宗次郎	田中辨五郎	辻村義孝
安藤奥之助	中村増太郎	飯田卯之吉	關根嘉兵衛	佐藤友吉	秋元豐藏	關治郎左衛門	天貫藤左衛門
岩崎少次郎	石田伊三郎	利根川甚之助	飯田喜太郎	池田彦吉	富田金藏	岡田三吉	佐々木安藏

牧野淺之助	秋田あき	高野義次郎	石塚久藏	相川鹿藏
細井浦吉	市川峰吉	脇田金次郎	松岡孝太郎	加藤彌兵衛
島根良治	野口菊藏	岩木金藏	關目いと	栗原藤作
遊馬藤次郎	坂本長藏	當間種三郎	池田七五郎	萩原東一
網島孫作	岸三九郎	金子榮吉	小泉助造	瀧島喜太郎
三角福太郎	小川平次郎	田村清藏	新藤榮吉	柳田よう
島崎竹松	關根健一	中村朝次郎	金子常次郎	青木傳藏
横山角次郎	新藤善吉	岡村儀助	田口喜右衛門	細井盛藏
金井清治	森田熊十郎	駒崎長藏	島田猪松	川上與兵衛
駒崎仁三郎	青山次作	佃喜代治	松澤康一郎	金子米吉
鈴木藤助	小谷野一郎	株式會社油仙吳服店	富澤幸正	野口龜之助
久保田道夫	森田喜知	細淵昌治	野尻次助	羽部與次郎
長谷川信	松澤藤助	中村福松	野原榮吉	安藤嘉一
青羽いつ	中村義彌	萩原長五郎	柴口金松	小池倉之助
渡邊政芳	川崎清太郎	齊藤彌五郎	小池増太郎	田口啓造

西野又八	原田吉五郎	木内瀧之助	潮地喜助	樫川米松
小高菊次郎	木村新吉	松澤文次郎	飛田和三次	藤村ナツノ
熊木恒吉	關口憲三	安藤建三	山田正彌	松澤清兵衛
浦和運送株式會社	山口由太郎	東海林ふよし	染谷七郎	柿沼まん
中村重三	須賀銀次郎	星野經男	栗原兼松	永島米八
尾崎芳次郎	平田晋吉	宇田平次郎	増戸倉之助	清水傳次郎
太畑勇治	石塚ひで	板倉佐平	宇佐見良作	老川つき
南雲らく	湯澤善次郎	田口晋三郎	島村章	渡邊嘉重郎
竹田千代作	石井萬次郎	中村權藏	井上むめ	渡邊仁助
森田榮三	岩淵貞治	小泉庄八	石内藤太郎	清水武藏
大熊岩藏	齋藤芳勝	岩淵三之助	石井其三郎	新井權之助
後藤文八	秋元春吉	神保安三郎	山田龜次郎	佐藤順治
森田庄次郎	山田喜二郎	星野重藏	久家新吉	采澤長五郎
薮島諒	山田きん	太熊竹次郎	石塚定吉	中島鐵太郎
中島藤四郎	薄羽子之吉	小山鐵次郎	貫井和平次	小池幸吉

鹿倉 鹿藏	原田 肥太郎	木村 隆三郎	小宮 武茂	高野 保平
平田 辨太郎	酒井 甚四郎	杉崎 増造	岡田 重藏	宮田 金次郎
富永 百太郎	宿谷 元四郎	星野 悦次郎	加藤 清	岡安 喜八
遊馬 邦太郎	藤塚 時治	松本 定吉	大竹 松五郎	麻生 寅松
池田 德太郎	伊藤 淺五郎	石關 龜次郎	白井 文次郎	柏谷 八百吉
施沼 寅松	秋元 政次郎	榎本 久太郎	野澤 甚治	藤倉 萬五郎
田中 肇三郎	金子 荒吉	平田 萬吉	草間 芳三	關根 陳太郎
岩淵 宗助	石井 伊之助	高須 常吉	品田 巳三郎	鈴木 夕力
星野 哥九三	雅名 よね	關井 由五郎	埼玉用達株式會社	仁正寺 喜助
岡村 才力	山崎 忠藏	森田 寅松	松本 豊司	五十嵐 勇次郎
小池 谷次郎	高橋 酉松	富澤 淺次郎	川邊 鶴郎	小林 松藏
榎本 佐久三	細淵 豐次郎	三上 利平	新藤 久助	武笠 正直
岡村 洪市	小宮 阿久次郎	石井 金藏	不二炭製造株式會社	福田 たま
三枝 長次	細淵 なつ	海野 三子	内田 八子	野村 ひさ
八島 子六	田中 とみ	野原 元次郎	大熊 政次	重野 ひさ

野村 鶴太郎	遊馬 角次郎	伊藤 石雄	内田 一藏	大江 善七
松澤 彌吉	淺子 とろ	中島 又右衛門	星野 彌吉	布施 久太
小池 仲次郎	川島 金次郎	田中 高次郎	伊藤 國太郎	榎原 源次郎
猪原 多四郎	古要 茂三郎	平今 德太郎	吉岡 甲子治	小山 友吉
大久保 文次郎	松澤 ふみ	星野 儀一	田口 莊平	若海 英輔
渡邊 善助	高橋 捨次郎	岩城 右膳	田口 嘉吉	關口 佐源太
藤倉 新吉	星野 勘太郎	加藤 治平	石井 福太郎	中川 善次郎
中村 留吉	野原 多藏	根岸 久人	小宮 なみ	小川 政八
杉浦 龜之助	山田 幸七	池上文次郎	富澤 鐵次郎	赤田 榮吉
山田 福松	松尾 フタ	吉野 末之助	名倉 仁兵衛	中島 守次
綿貫 與助	岡田 淺吉	田中 八右衛門	矢澤 和七	山田 德太郎
石井 慶次郎	志水 晋五郎	石川 伊右衛門	大室 彌太郎	田口 義治
比谷 盛吉	田口 豊吉	小川 榮吉	瀧澤 信芳	武笠 重右衛門
鈴木 柳藏	小山 誠一郎	町田 庄作	福地 文次郎	小杉 秀次郎
金子 勝次郎	蓮村 外次	吉田 德三郎	中山 金七	竹内 莊作

力村政太郎	町田隆之	加來務	今泉幸太郎	井原徳藏
細井康平	大堀長吉	羽田壽	星野銀次郎	三上忠藏
小林定憲	川島いし	近田豊	高窪清作	瀬谷辰次郎
武笠政之助	栗原龜吉	吉野啓治	中島政太郎	高橋常吉
青木鐵之助	宮本石松	名古屋憲二	宮澤六三郎	仲磨大吉
平井彦太郎	加藤有志美	水巻元治	渡邊榮	清宮捉助
山岸嘉助	松澤ひさ	松澤鶴之助	木南琴治	加藤長三郎
雪森長治	渡邊常治	伊藤與三郎	山田てふ	
三須卯喜	町田忍	長谷川兼吉	森田馬吉	

公設市場

浦和町警公設市場は從來玉蔵院大門前(浦和驛から西方約四丁)に一ヶ所設置されてあつたが、更に若王子稻荷神社前に第二市場が増設され、左記種類の物品が市價よりも精撰且つ安く販賣することになつて物價調節上所期以上の好成績を挙げつゝある。

- 魚介類
- 青物蔬菜類
- 漬物煮豆類
- 鳥獸肉類

○乾物類 ○味噌醬油類 ○米穀薪炭類 ○菓子類
○荒物類 ○洋物類 ○瀬戸物類 ○茶及加工品
公設市場取締上には役場に於て評價委員五人、評議員五人及び吏員の内市場專任の係員があり、夫々其の趣旨目的達成に努力しつゝある、一日の來客は季節に依つて多少の異動はあるが約一千人、賣上は約三百五十圓位ひで全戸數の約四分の一弱利用されつゝある。

○市場時間 公設市場規則及使用條例と云ふものがあつて一切の方法を決めてあるが、目下市場開閉の時間は左の通り規定されてゐる。
自四月至五月 自午前八時至午後九時 自六月至八月 自午前七時至午後十時
自九月至十一月 自午前八時至午後十時 自十一月至三月 自午前八時至午後九時

○指定商人 公設市場指定商人は目下左の通りである。
(青物蔬菜類)小池幸吉、細井盛造、小林三吾、(魚介類)細井康平、板倉佐平、(乾物類)細井喜市、細井せい、(漬物類)鹿倉鹿藏、(鳥獸肉類)鮎島諒、加來勝、(味噌醬油類)酒井甚四郎、(米穀類)岡安喜八、(菓子類)小田島機作、(荒物類)岡村あか、(洋物類)嶋田金次郎、(茶陶磁器類)新藤忠太郎

會計士

浦和に於ける會計士は福田義之氏(仲町在住)の外開いたことがない、否な埼玉縣下に於ても同氏が唯一人であるだらう、此の業務は外國邊りでは社會制度の重要な一機關として認められ、其の資格の如きもなかに大なる敷の條項がある、我が國に於ける斯業の歴史は未だ古くはないが、近時社會制度の複雑を呈するに及び漸次開業する者が増加しつつある、現在(昭和二年一月)の調査では全國を通じて二百十四名で東京、大阪は何れも五十名以上に達してゐる、依て政府に於ては斯業を監督統制する必要上本年三月三十日議會の協賛を経て計理士法を公布し、但し之が施行期日は勅令を以て定むることになつて居り未だ實施されて尚居ない、此の計理士法が實施されることになると、從來の會計士業者中無資格者も出て來る譯であるが、夫れ支那斯業界の淨化が出来て社會に貢獻する所も多し譯である、福田氏は大正九年五月より此の業務を執つてゐる人であるから斯業に關する詳細は直接同氏に照會する方が便利である。

○團體 會計士團體としては社團法人日本會計士會(東京)東京會計士協會(東京)第一會計士協會(東京)帝國會計士協會(東京)神戸會計士會(神戸)其他の團體がある。

○業務 會計士とはどんな仕事をするものかと云ふ事に就ては大體左記事項で判がると思ふ。

一、會計及帳簿組織の改良又は新立案、二、會計の定期臨時監査及記帳、整理、鑑定、三、決算報告書の作成、四、定款、目論見書作成又は調査、五、會社組織變更又は清算事務等で要するに會計に關する検査、監査、調査、鑑定證明、計算、整理、立案等に亘るものである。(昭和二年七月五日記)

農 業

當町に於ける農産品は麥、甘藷、米、大豆、小豆、蔬菜、苗木等であるが、附近町村から集るものが少くない、特に農産市場が開かれて需給の調節を圖つてゐる、而して縣立農事試験場は當町に設置され最も誇るべきもの一つである。

埼玉縣立農事試験場

○所在及電話 埼玉縣立農事試験場は浦和驛の東約二丁の所に在り、電話は二〇九番である。

○設立年月及沿革 同場は明治三十三年四月二日初めて大里郡玉井村に設立せられたもので、同時に附屬陳列所が浦和町に置かれたのである、而して後者は其の後浦和園藝部、浦和分場などと變換大正十年六月一日南埼玉郡越ヶ谷町に「同場越ヶ谷園藝部」が設置せらるゝに及んで本場即ち「埼玉縣立農事試験場」となり此の時から前者即ち玉井本場が「同場玉井種藝部」となつたのである。

○現在總面積 同場の總面積は十五町五反歩餘で内浦和本場分が五町歩餘である。

○現在業務 同場は農業の改良發達を圖らんと爲め次の業務を行つて居る。

一、農産の改良増殖に關する試験研究並調査、二、農業經營に關する試験研究、三、模範農事に關する

事項 四、農事練習生及見習生の養成に關する事項 五、農事に關する講話講習、實地指導、審査並質問應答 六、農業上に關係ある物料の分析及鑑定に關する事項 七、農作物種苗有益菌虫類其他の配付 八、農用器具機械及農業關係標本類の貸付又は配付 九、試験調査成績の普及並報告其他印刷物の刊行配付 十、其他必要なる事項

而して場長が浦和本場に在つて全場を統轄し前記の内米麥大豆特用作物農具等に就ては玉井種藝部、蔬菜及花卉の露地、温室並温床栽培園藝品の加工荷造等に就ては越ヶ谷園藝部が夫々事業を擔當し其他の各種の事業及全般に亘る事務は浦和の本場が行つて居る。浦和本場内各部の現在分擔して居る主な事業は次の通りである。

園藝部 一、蔬菜果樹花卉の品種改良、甘諸其他重要蔬菜原種の増殖配付 二、根菜類(所謂土物)の品種改良(農林省指定)及栽培法試験 三、蔬菜の促成軟化栽培並に採種法に關する試験 四、果樹の栽培法試験並に種苗の増殖配付 五、電熱利用に關する試験 六、蔬菜の品種及採種並に果樹に關する委託試験 農藝化學部 一、縣下各地に應じたる施肥標準調査 二、各種の土壤及作物に對する肥料試験 三、綠肥に關する試験 四、當業者依頼の肥料土壤其他の分析檢定分析規程は申込次第送呈 五、肥料土壤に關する委託試験

病虫部 一、苗木の病害防除に關する試験(農林省指定) 二、各種作物病虫害防除法に關する試験 三、

殺菌殺虫用藥用劑並に器具に關する試験 四、野鼠驅除用チブス菌の培養配付 五、病虫害防除に關する委託試験

雜穀部 一、甘諸馬鈴薯雜穀類の品種改良並に栽培法試験(農林省指定) 二、甘諸馬鈴薯の貯藏に關する試験

技術員養成部 一、農業技術員の養成(練習生) 二、農村中心人物の養成(見習生)(規程並に入場志願者心得は申込次第送呈)

更に共通事業として以上各部及玉井越ヶ谷兩部が各分擔の試験に應じて行ふものは農業技術員養成部關係事項、模範栽培見本栽培試作講習講話實地指導質問應答等であつて全場の事業としては全縣下各町村の農會技術員(之を缺く所は農會事務擔當者)及當業者各一名宛が會員たる同場成績講演懇談會を年々各郡で開催し又農事月報、業務成績報告其他各種印刷物の刊行又は配付等が其の主なるものである。

○現、農事試験場長 袴田輔明氏(地方農林技師)

○參觀 同場は執務時間内は受付へ申出れば何人でも參觀する事が出来且懇切に案内説明をする。

○其他 同場練習生、見習生及其の卒業生等よりなる路霜會は同場内に於て農事月報を發刊し同場職員等が試験成績を基礎とする通俗記事質問應答及同場通信記事等を登載して居り一ヶ年郵税共金四十錢で希望者に賞費頒布を行つて居る。

銀行及會社

銀行會社一覽

名 稱	資 本 金	設 立 年 月	業 務
株式會社武州銀行	八、二九〇、〇〇〇	大正七年十一月	銀行
同 浦和商業銀行	六〇〇、〇〇〇	明治三十三年四月七日	銀行
同 埼玉農工銀行	一、五〇〇、〇〇〇	明治三十一年三月	銀行
同 中 井 銀 行	五、〇〇〇、〇〇〇	明治二十六年	銀行
同 武州貯蓄銀行	五六〇、〇〇〇	明治二十九年	銀行
東京電燈浦和出張所	五七、三六〇、〇〇〇	大正十年	電 氣
惠美須織物株式會社	一、一五〇、〇〇〇	大正八年	織 物
埼玉工業株式會社	五〇〇、〇〇〇	大正九年	工 業
不二炭製造株式會社	五〇〇、〇〇〇	明治四十二年一月三十日	炭 料
株式會社武藏製衡所	二〇〇、〇〇〇	大正八年九月一日	製 衡

武州銀行

浦和運送合同株式會社	一五〇、〇〇〇	昭和二年一月	運 送
埼玉農產株式會社	二〇〇、〇〇〇	大正九年	農 產
浦和委託倉庫株式會社	一五〇、〇〇〇	大正九年四月二十八日	倉 庫
浦和劇場株式會社	五〇、〇〇〇	大正九年	劇 場
足立製材株式會社	五〇、〇〇〇	大正八年	製 材
高砂自動車株式會社	二〇、〇〇〇	大正八年	自 動 車
埼玉用達株式會社	二八、〇〇〇	大正九年六月	靈 樞
浦和農產市場株式會社	一五、〇〇〇	大正七年六月二十六日	農 產
合資會社調宮劇場	一〇、〇〇〇	大正十五年十二月	劇 場
浦和共立株式會社	一〇、〇〇〇	大正七年七月	見 番

株式會社武州銀行は戰後經濟上の必要に促され、大正七年十一月縣知事岡田忠彦氏主唱の下に全縣下の有力者を網羅し、縣の中央金融機關として資本金五百萬圓を以て設立せられた者である。即ち預金者の安全確保を第一とし、更に縣下産業の發達に力を注ぎ、又縣下金融の心臓となつて金融動脈を活動せしめ

金融の連絡調節を圖ると共に、銀行の合同をも行つて縣下金融機關の健全なる進歩を助成せしむる大使命を以つて生れたのである。産婆役としては岡田知事の外澁澤子爵、木村前日銀副總裁等が最も力を添へられ、頭取には縣出身の第一銀行重役尾高次郎氏就任し爾來前記の方針で諸般の施設を爲し今日に及んで居る。先づ心臓機能を十分ならしむる爲め東京に有力なる支店を設け、日本銀行並に第一銀行と取引を開き、手形交換に加入する等金融動脈の活動金融の連絡調節に遺憾なからしめ、又大正九年以來粕壁、熊谷、川越商業、本庄商業、黒須、大宮商業の六銀行を合併し、資本金を金額拂込済金八百二十九萬圓となし、支店を縣下産業の主要地十七ヶ所に配置し東京に三支店を増設して業務の擴張を圖つた、是れより先き大正九年二月尾高頭取死去し其後任として縣下出身者にして實業界の巨擘たる大川平三郎氏推されて頭取に就任し常務取締役には永田甚之助、柴田愛藏の兩氏あり他の重役は何れも縣下一粒擲りの有力者揃ひとして熱心業務の進展に努め、株主は澁澤子爵を始め縣下各町村に亘り有力なる四千七百餘名を有し、行員幹部は第一銀行日銀より招致し、經營の方法は凡て第一銀行の堅實主義を採り、貸付調査検査等の諸組織悉く完備し、其基礎は極めて鞏固、其經營は極めて堅實、其信用保證に至つては全く無限の強味を有して居るので日本銀行代理店縣本金庫、水利組合本金庫等荷も重要な公金は擧げて同行を指定委嘱せらるゝこととなつて居る。創業以來僅々八ヶ年で、本年上半期末の預金額は既に四千二百萬圓に達し、地方銀行中稀有の實例として異彩を放つて居る。今春の金融大恐慌に際し當行は内容

充實して支拂準備完全に整ひたる爲め、空前の大試験に優秀の成績を示し其實力信用を廣く天下に認められ預金者は翕然として同行に集まるといふことである、今同行の支店及役員を列擧すれば左の如し。

東京支店所在地

丸ノ内、日本橋、京橋、板橋町

縣内支店所在地

川口、蕨、與野、大宮、岩槻、粕壁、幸手、草加、熊谷、妻沼、本庄、兒玉、川越、川越南町、入間川、豊岡、松山

重役

頭取大川平三郎、常務取締役永田甚之助、柴田愛藏、取締役繁田武平、發智庄平、大島寛爾、尾高豊作、田中四一郎、松岡三五郎、松本直平、小林辰藏、齋藤安雄、齋藤善八、宮下林平、監査役石坂義平、原鐵五郎、岡田健次郎、渡邊澄、綾部利右衛門、森田熊吉

本店支配人及支配人代理

副支配人 大川平三郎
支配人 金澤弘、支配人代理 小原政孝、小原靖、藤田泰孝

○大川育英會 財團法人大川育英會は頭取大川平三郎氏が愛郷の一念から青年學生に學費を給與する目的

浦和商業銀行

で設立されたもので基金五十萬圓、大正十四年創始、目下の給養生八十餘名、縣下一美談として残されてる。

株式會社浦和商業銀行は明治三十三年四月七日の設立で資本金は六十萬圓である、營業最も堅實で信用又甚だ厚い、大正六年頃の預金額は百萬圓足らずであつたのが、大正十五年には五百萬圓近くに達して、貸出も之に伴ひ確實な方面ばかりで最近、百萬圓を突破して、先般の銀行騒動に當ても泰然として微動もしなかつた實情である。

○本店 浦和町停車場前通り(電話三九番、四三二番)

○支店 埼玉縣鳩ヶ谷、志木、蕨。東京府下 板橋、成増、練馬、石神井に設置されてる。

○重役及支配人 現在左の通り

頭取小谷野傳藏、専務取締役鈴木康太郎、取締役石井福太郎、松本武治、田中榮三郎、監査役豊田豊三郎、石關秀吉、支配人石井三郎

埼玉農工銀行

株式會社埼玉農工銀行は當時大通りに在り、電話七四番、資本金一百五十萬圓(金額拂込済)、明治三十

一年三月の設立である、重役及支配人左の如し。

頭取齋藤安雄、取締役松岡三五郎、齋藤善八、田中泰司、鈴木康太郎、田口庸三、小谷野傳藏、支配人田中文平

東京電燈株式會社浦和出張所

浦和町に電燈の設備が出来たのは明治三十二年末であつて埼玉電燈株式會社が夫れてある、當時の供給燈六百燈、次で大正十三年三月帝國電燈會社に合併、更に大正十五年五月東京電燈會社に併合されたものである、現在の供給區域は八町四十五ヶ村、供給燈六萬九千九百九十七燈に上り、電力の供給は一千四百八十四馬力に達してゐる。

○本社所在 東京芝區櫻田本郷町(電話銀座自二五〇二番至二五〇五番)

○本社重役 取締役會長郷誠之助、取締役社長若尾璋八、取締役若尾幾造、同越山太刀三郎、同廣瀬爲久、同島甲子二、同野村孝、同萩原孝吉、同河西豊太郎、同大道良太、同小林二三、同大橋新太郎、常務監査役伊東三郎、監査役岡崎正也、同大島戸一、同木村庫之助

○浦和出張所 浦和町縣廳前(電話四一番)職員左の如し。

所長河野左源治、營業係菅間良介、數井外次郎、小暮省三、中村陽吉、青山政治、齋藤龍、小宮岩松、

原恭一郎、田邊佐光、中和淳一、工務係土田作雄、根岸龜三郎、塚田幸司、中山義雄、楠見壽造
○電燈料 定額燈及臨時燈

燭 力	定 額 燈 (一ヶ月)			臨時燈(晝夜)
	屋 内 燈	屋 外 燈	公衆用電柱街燈	
五 燭 光	五十五錢	五十錢	三十五錢	五錢
十 燭 光	六十五錢	六十錢	五十錢	七錢
十六 燭 光	八十錢	七十錢	六十五錢	九錢
二十四 燭 光	九十五錢	八十五錢	八十錢	十一錢
三十二 燭 光	一圓十五錢	一圓五錢	九十五錢	十四錢
五十 燭 光	一圓四十錢	一圓三十錢	一圓十五錢	二十錢
百 燭 光	二圓四十五錢	二圓三十錢	二圓十五錢	三十錢

但屋内五燭光以下、湯殿、便所に限ること

○電燈取扱に關する注意事項

一、電球は塵拂にて拂はざること 二、電燈の上へ下げ下げは天井より吊せる下げ紐に取付けある自在球(九球)によりてすること 三、下げ紐を戸障子等の間に挟み又は釘等に掛くるときは外装を損じ危険を生ずること

する虞あり可成丁寧に取扱ふこと 四、下げ紐は濕氣を厭ふものに付濡手にて觸れぬ様、猶雨漏り等の爲め濕氣を帶ぶるときは危険を生ずる虞有之に付直に社員の出張方を請求すること 五、下げ紐其他器具を弄ぶときは感電の虞有之に付點滅器(電燈を點け消しする把手)の外可成觸れぬ様家族へ特に注意すること 六、電球を紙、布等にて蔽ふときは熱を籠らせ危険を生ずる虞有之に付必ずしないこと 七、電燈裝置に著しき異狀ありと認めたる場合には不取敢電線引込口に備付ある開閉器の紐又は把手を引くこと然るときは電流直に遮斷せられ危険を生ずること無之

○電氣事業法(抜書) 第十八條 電氣工作物ヲ損壞シ之ニ物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 第十九條 依電氣事業者ノ承諾ヲ得ズシテ濫リニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

○電燈及電力に關する詳細のことは直接會社に照會することが便利である。

浦和運送合同株式會社

當社は昭和二年一月鐵道省の方針たる一聯一店主義に基き設立されたもので、舊浦和運送株式會社、埼玉運送店、帝運株式會社支店を打て一丸としたものである、而して資本の充實、業務の統一作振を圖り信

用の向上を普及した結果、鐵道省公認運送會社となり、鐵道小荷物の配達、特別小口取扱貨物の取扱指令を受け、浦和驛發着貨物の大部分を取扱ふ状態となつた。特に社長大島寛爾氏の堅實なる主義方針の下に社員一同大に結束し、叮嚀迅速を主旨とし、公衆の便利を圖りつゝあるから今後一層の發展を呈するものと目されてゐる。現在資本金十五萬圓、浦和驛前に在る。(電話一二三番、二六二番)

○重役及社員 取締役社長大島寛爾、取締役田中榮三郎、駒崎徳良、監査役飯野喜四郎、同名古屋憲二、同小高菊次郎、支配人石井彦四郎、事務員永井榮、網島一、齊藤榮一、三上元一、鈴木勝二、茂木定治

不二炭製造株式會社

當社は明治四十二年一月三十日設立、資本金五十萬圓、不二炭の製造販賣を營み、浦和驛東北方三丁の地點に廣大なる工場を設け、販賣機能發揮するため東京飯田町三丁目(電話九段二五八七番)に營業所を設置してゐる。現任重役及職員左の如し。

重役 久木田重夫、五十嵐勇次郎、山本長次郎、金子米吉、青山次郎、山田美禰、眞田榮次郎、吉野嘉兵衛、職員 三好長次、齊藤幸門、相原勝藏

埼玉用達株式會社

當社は大通り(電話四七七番)に在り、大正九年六月の設立で、資本金二萬八千圓(全額拂込)高級靈柩臺車、葬祭具販賣、人夫請負を營業主目としてゐる。現任重役及支配人左の通りである。

事務取締役名古屋憲二、取締役高野保平、同渡邊嘉十郎、小池鐵五郎、石井吉藏、星野兼吉、監査役吉野武明、石井吉之助、名古屋留之助、支配人栗原喜四郎

浦和劇場株式會社

當會社は浦和町役場前に在り、昭和二年八月三十一日現在資本金五萬圓、(二千五百株、株主三百八十六名)活動寫眞常設館として名あり、其他諸種演藝娛樂場として町内及近在からの入場者が絶えない、重役左の如し。

取締役社長名古屋憲二、常務取締役渡邊榮太郎、取締役高田源八、同相川庫三、監査役岡田重藏、同羽部興次郎

調宮劇場合資會社

合資會社調宮劇場は調宮公園前に在り、昭和元年十二月設立資本金一萬圓、實演を主とし新派劇、喜劇、浪花節其他民衆娛樂場として一般に評判されつゝある。

○重役 相川宗次郎、小谷野傳藏、田中榮三郎、赤木儀太郎、相川康三

株式會社武藏製衡所

當會社は、大正八年九月一日の設立で、當町大通り北方に在り、一般衡器の製作及修覆並に販賣を營業とし、支店を横濱市櫻木町三ノ一〇に設置して、資本金二十萬圓、現在重役其他左の通りである。

取締役社長鈴木春吉、専務取締役稻葉文三郎、取締役綾部喜右衛門、清水伊三郎、小谷野傳藏、監査役矢澤貞助、水野新三郎

浦和農産市場株式會社

縣下農産品の集散賣買を圓滑にし輸入農産品の消化賣買を統一する目的を以て大正七年六月二十六日設立、七月二日業務を開始したものである、資本金一萬五千圓、當町役場裏後方に在る、社長は吉野龜治氏、市場は一日賣きに開くも、出廻り繁多な場合機宜に應じて開市しつゝある。

浦和委托倉庫株式會社

○所在 浦和驛前(電話二五一番) ○設立年月日 大正九年四月二十八日 ○資本金 十五萬圓 ○營業

科目、米麥雜穀保管、金錢貸付、一般倉庫業 ○現在役員 社長相川宗次郎、取締役小谷野傳藏、鈴木康太郎、野原榮吉、石井福太郎、監査役笠原源太郎、松本武治 ○事務員 森田正之助、石井秋次郎、吉野喜藏

諸組合

浦和町には同業者の組合が少くないが、其の内容を調査するに當つて甚だ困難を感じた、故に各組合に關する詳細なことは他日に譲ることとし、取敢えず左に調査し得た分丈けを掲記して參考の一端に供したいと思ふ、序に今後諸同業組合の健全なる組織を希望して止まない。

信用利用組合聯合會

有限責任埼玉縣信用利用組合聯合會は大正十一年五月縣廳構内(正門向て右側)に事務所を新築、爾來益々業務の發展に努力しつゝある、本會設立の事由は世人周知の如く、産業組合金融連絡の機關であつて、大正二年十月縣下産業組合大會に於て設置を可決し、同三年十二月一日設立されたものである、當時に在ては所屬組合も甚だ少く業務聊か振はざる觀もあつたが、漸次本組合の趣旨が一般に認められて、大正十五年十月末に在ては所屬組合及所屬聯合會が四百〇三、出資口數が二千〇〇四口に達した、本會は毎月一

「埼玉治産」と云ふ機關紙を發行して經營の狀況並資料を登載し、之を所屬組合及所屬聯合會其他に配付する外、毎年産業組合講習所を開き産業組合及地方自治に關する學術並に其の運用、實務等の修得を行はしめ、其他貯金、貸付、保證債務等縣下産業組合の發展策に努力しつゝある。

産業組合北足立郡部會

當部會は産業組合中央會及同埼玉支會の系統機關であつて北足立郡に於ける産業組合及農業倉庫の普及發達と其の連絡を圖るために明治四十一年設立されたものである。

○所在 浦和町(元北足立郡役所内)電話三五三番

○事業 目下左の通り

實地指導、調査講習、講演會、協議會、研究會、視察、表彰

○役員 會長鈴木梅太郎、副會長松本武治、理事渡邊榮太郎、評議員石川猛、遠山雄太郎、野口訓三、橋本長三郎、大竹喜三郎、藤倉彌平、鈴木左内、矢部家治、大澤慶廣

○講師 如義三、天沼忠一郎、伊原正雄

○職員 主事池田留藏、主事楠田中孝臣

○參考 大正十五年六月郡廢後專任指導員を二名増員して郡内に於ける各組合及農業倉庫の指導を行ひ

併て其の普及發達を促進しつゝある、現在組合數五十八、農業倉庫七、各組合の概要は左の通りである。

組合名	所在地	設立許可年月日	組合員數	組合長氏名	備考
與野信販	與野町	明治三六、九、一八	三二二	井原貞亮	四二、四中央會表彰
石戸信販	石戸村	三六、一、二〇	四一四	大澤慶廣	四、二支會表彰
平方信販	平方村	三六、一、二二	三二二	秋山次郎助	
小針信販	小針村	三六、一、二二	三四〇	加藤孝太郎	
谷塚信販	谷塚村	三七、一、一五	三一〇	吉岡周太郎	二、一〇支會九、四中央會表彰
大石信販	大石村	三七、一、一五	五六一	矢部家治	農業倉庫組合
箕田信販	箕田村	三七、一、二六	二八二	加村新兵衛	農業倉庫組合
神根信販	神根村	四〇、三、一七	四〇四	小澤定藏	農業倉庫組合
小室信販	小室村	四〇、四、二六	一五四	川田龍次郎	
日進信販	日進村	四〇、九、三〇	一〇九	山崎與利助	
大宮購買	大宮町	四一、六、三	八二四	齋藤宗三郎	七、三支會表彰
尾間木信用	尾間木村	四四、一〇、九	二二三	大熊正一	市街地購買組合
川田谷信利販	川田谷村	大正三、九、二八	五六九	天沼忠一郎	八、三支會二、四中央會表彰

菅原信販購	菅原村	二二、六・九	三〇四	沼野房五郎	菅原信販購
大和田至誠信販購	大和田町	二二、七・六	三〇七	篠原武四郎	大和田至誠信販購
小谷信販購	小谷村	二二、八・三	四三四	中山善長	小谷信販購
安行信販購	安行村	二二、八・三〇	七二	細淵寅象	安行信販購
六辻信販購	六辻村	二二、二〇・二八	四八三	高崎重利	六辻信販購
土谷信販購	土谷村	二二、一〇・二〇	一七	土間吉太郎	土谷信販購
埼玉織物信販購	大宮町	二二、一〇・三〇	四八六	峯岸善之助	埼玉織物信販購
大宮區信販購	大宮町	二二、一〇・三〇	三三九	野口與左衛門	大宮區信販購
鳩谷信販購	鳩谷町	二二、一〇・三〇	二二〇	野口訓三	鳩谷信販購
美谷本信販購	美谷本村	二二、一三・六	四〇九	瀧澤九八郎	美谷本信販購
谷田信販購	谷田村	二二、一三・一三	四〇六	小澤定藏	谷田信販購
章加建榮購利	章加町	二二、一三・一三	九五	織物業者組合	章加建榮購利
加納信販購	加納村	二二、八・二八	四〇九	織物業者組合	加納信販購
埼玉織物設備利用	神根村	二二、八・二二	四〇六	織物業者組合	埼玉織物設備利用

備考 組合名 信販、販、購、利とあるは信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の略記である、而して組合の組織は全部有限責任である。

浦和信用組合

浦和信用組合は、云ふまでもなく、産業組合法に據て各地に設置されてる庶民金融機關と同じく、一般中小産者の利用に應じつゝあるものである、但し浦和信用組合は大蔵省から特に指定された市街地信用組合であるから貯金は一般からの希望に應じ、融通は組合員に限定されてる、普通銀行と異なる點は商法とか銀行條例とかに據らざること、銀行の様に預金利率に對して所得税や資本利子税を賦課されないこと等である、即ち銀行は純然たる營利會社であるが、組合は共同共保存組合員相互の安定を圖る所謂民本主義團體である、當組合は大正十年十二月末から事業を開始し、逐年組合員を増加して漸次精神目的の普及貫徹に努力しつゝある、現在専務理事渡邊榮太郎氏以下各事務員の熱誠なる奔走に依り業務の成績甚だ舉り町民一般に尊重されつゝあることは慶賀に堪へない、以下大要を記すこと左の如し。

- 所在 浦和町役場の隣り（浦和劇場前）電話二二四番二六一番である。
- 事業 營業（産業）資金の貸付、手形割引（組合員に限る）貯金（廣く一般から取扱）普通貯金、定期貯金、特別當座貯金、定額貯金を取扱ふ。
- 加入 浦和に居住し獨立の生計を營む者は何時にでも加入すると志が出来る、拂込金は二口三十圓、第一回拂込は五圓、以後毎年半給月五圓宛拂込むと、但し五半口以上は持つと志が出来るない。

○保護政府から所得税、營業税、登録税等を免税され、猶ほ政府から低利資金の融通を受けらる、其他全國の組合と政府とで組織された資本金三千萬圓の中央金庫とも連絡あり、産業資金の運用は各々圓滑であること。

⑥定款 本組合の内容其他に就ては定款があるから詳細のことは此の定款を見ると直に判かる、希望者は組合に照會されたい。

◎成績 業務開始以來の成績大要左の通り

財政年度末の財政資金の貸付組合員

大正十年度合計六三九、五二
三四、三八九、七二

西曆一九二一年三月三十一日 三七〇

同 廿一年度 五五二・三〇・七一 五五二・五六・四五二

本館同 十三年度 一二、八五八、五四 八四、四二二、二 六六二

同 十三年度 三三二、七六九、五六一、六〇七、七四一

同前 十四年度 三七八、五九二 二四五、五八二 八一五

昭和元年度 三七一、四九五、九四〇、二五七、七二九、二三

○役員 現在役員左の通り（昭和二、八、一調）

組合長會田惣七、理事高田源八、専務理事渡邊榮太郎、同佐久間常吉、理事相川宗次郎、同石内保太

郎、監事尾崎芳次郎、同伊藤石雄、同藤田省三(常任)

○職員 現在左の通り（同上）

主事岩城久太郎、主事植屋常次郎、同野口義良、同今井光三、書託日本植坪、同泉三貞、同前日、

つ、同川窪ゆき、書記見習高橋清、同鈴木忠一郎、同肥留間り入、大浦外次郎、湯井金三貞

○執務時間 晝間及び夜間（午後五時より九時迄）

浦和實業建築信用購買利用組合

有限責任浦和實業建築信用購買利用組合は當町三千九百八十番地（電話連接五五一番）に在り、大正十三年四月五日の設立で、目的は組合員に産業及經濟に必要な資金を貸付け又は賸金の便宜を得せしむること、同上必要な物を買入れ之に加工又は加工せずして組合員に賣却すること、同上設備を利用せしむることである。

○役員 理事組合長清水武藏、専務理事竹田千代作、理事松澤藤助、佐久間常吉、相川宗次郎、辻村義
典、行末三郎、澤屋言孝、常主監事石井福太郎、監事小泉庄八、石井其三郎、金子荒吉、尾崎芳次郎、

卷之六

野原榮吉、事務員書記中川萬次

自動車營業組合

埼玉縣自動車營業組合は當縣下に於ける自動車運輸營業者を以て組織し、各警察署管内に支部を置くことになつてゐる。但し地勢の關係其他の理由で隣接區域を合併することも出来る。現在の事務所は浦和町調

神社前高砂自動車會社内に在る。役員は顧問若干名、組合長一名、副組合長四名、評議員若干名、各支部には支部長一名、幹事若干名を置く。現在役員は左の通りである。

○顧問 埼玉縣警察部長内山田三郎、保安課長藤澤喜久郎、縣會議員飯野喜四郎、晝間吉太郎、○顧問、辯護士石田政藏、小島周三、金子長衛、○組合長 横山茂連、○副組合長 矢島武男、上石喜平、平澤常三郎、○支部長 (久喜) 平澤常三郎 (所澤) 高田常五郎 (浦和) 米田清一郎 (鳩ヶ谷) 名倉甚藏 (川口) 中田喜三 (大宮) 小森勝吉 (鴻巣) 小谷野常作 (川越) 宮寺淺次郎 (飯野) 西田芳松 (比企) 久留田禮三 (秩父) 金子徳左衛門 (児玉) 貫井清憲 (大里) 秋山徹 (北埼玉) 齋藤一美 (岩槻) 新井和吉 (越ヶ谷) 岡庭善一 (杉戸) 關根福太郎 (吉川) 森田金次郎

以上の通りであつて本組合を維持するため組合員は一人に付てヶ月金五十錢、自動車一臺に付てヶ月金五十錢の經費賦課を勵行することになつてゐる。

浦和輪業組合

本組合は浦和警察署管内の自轉車及自動自轉車の製作加工及販賣業者を以て組織され、組合員相互の親睦融和商取引の圓滑及斯業の發展、交通道德の向上を圖るを以て目的としてゐる。組合加入金は十圓であつて、前記管内の當該業者は組合加入の義務あるものとされてゐる。

○顧問及役員 顧問浦和警察署長伊達徳次郎、組合長渡邊仁助、副組合長支部長兼務松本信太郎、岡渡邊仁三郎、支部長會計兼務藤倉新吉、同石田伊助、幹事稻垣兼二郎、大堀長吉、田中新吉、杉山平八郎、佐久間彦藏、山田留二郎、評議員大野金次郎、吉野撥一、稻垣千代松、圓城福松、飯田喜太郎、松本豊司

○組合員 最近の分左の如し。

渡邊 仁助 (浦和町)	藤倉 新吉 (浦和町)	大堀 長吉 (浦和町)
稻垣 兼二郎 (同)	松本 豊司 (同)	飯田 喜太郎 (同)
杉山 金次郎 (同)	佐藤 萬五郎 (同)	土谷 盛吉 (同)
利根川 甚之助 (同)	筒井 吉次郎 (同)	梅澤 久次郎 (同)
中島 勝治 (同)	山田 雄三 (同)	石井 龜丸 (同)
大野 信之助 (六間辻)	星野 米吉 (尾間木)	磯部 貞雄 (尾間木)

篠原正平(大間木) 町井清重(木崎)
國谷龍三(大辻) 石森豊吉(針ヶ谷)
森良太郎(木崎) 鈴木幸太郎(大間木)
町田孝藏(浦和町)
以上浦和支部。(廣支部、與野支部略す。)

浦和穀物商同業組合

同業者の親睦と協力一致斯業の發達を圖るため左の人々で同業組合を作る。
○組合員 現在左の通り。

石田伊三郎 武井貞次郎 相川宗次郎 中川精麥所 大熊岩藏
清宮提助 原田明治 長堀盛藏 湯澤善次郎 原田吉五郎
金子常次郎 湯澤仲吉 梅澤甲子次 大熊政吉 中島藤四郎
野原榮吉 岩淵貞次 森田熊十郎 森田寅松 大木順之助
相川庫三 岡田重藏 細井良助 岩淵宗助 岩淵長次
武笠正直 伊藤松五郎 岡安喜八 草間芳三 松澤彌吉
關井由五郎 石井四五六 小林松藏 星野松重 中村留吉

中島守次 金子荒吉 田中高次郎 榎原彦次郎 田口莊平
鈴木專太郎 和井浦吉 山田幸七 星野義一
○木崎村
田中榮吉 町田喜内 泰野忠平 吉野喜六 今井政吉
○三室村
齋藤林吉 ○圓正寺 栗原助左衛門 ○別所 貫井庄三郎
岡野作次郎 ○白幡關 幾太郎
○役員 組合長相川宗次郎、行事湯澤善次郎、岡安喜八、榎原彦次郎、田中高次郎

浦和酒類商睦會

○組織 浦和町及近村の酒類味噌鹽油販賣業者を以て組織されてゐるものである。
○役員 顧問田中榮三郎、會長五十嵐勇次郎、副會長田口彦太郎、酒井甚四郎、關次郎左衛門、竹田千代作、書記赤田榮吉

○會員 左の如し。

田中榮三郎	五十嵐 勇次郎	田口彦太郎	酒井甚四郎	赤田 榮吉
竹田千代作	關次郎左衛門	加藤清一郎	吉田 義一	佐藤與惣吉
佐藤清作	小池増太郎	森田 榮三	松岡孝太郎	島崎竹松
森田直次郎	遠藤武之助	井原 德藏	大熊竹次郎	小池初太郎
瀬川林造	石川伊右衛門	伊藤金太郎	佐藤龜太郎	野原多藏
吉野太郎	吉野采之盛	青木元久	高須常吉	川崎清太郎
飯野寅吉	大平善太郎	大矢權太郎	矢澤助作	齋藤清作
強瀬寛三	鈴木孝太郎	品田寅吉	小川藤右衛門	

浦和下宿業組合

當地に於ける下宿業者は同業者間の連絡と親睦を圖り併て業務の刷新向上を期するため古き以前（明治二十三年頃）から組合組織の議が上て居たのであるが、愈々大正六年七月時の署長島田警視時代に具體化し規約を作り現今に至つてゐる、以下大略を記して大方の参考に供する。

○組合事務所 現在は停車場通り田口屋内（電話三二四番）に置いてある。

○組合の規定料金 時勢の變遷に伴ひ漸次改正して現在では左の通り實行することになつてゐる。

○組合の月給料 二十二圓以上（室代一ヶ月一疊に付一圓）

備考 ○各等共寢具、電燈、炭油自辨、○室代は疊一疊に付一圓、入り込みの節は其の割合を以つて

申受く、室代は宿主に於て特別の事情ある場合多少割引することあるべし ○學生及び團體の申込

みに對しては特別安くすること ○十日以内の下宿料は一日一圓五十錢以上一圓八十錢まで、十日

以上三ヶ月以内の節は一日一圓二十錢以上一圓五十錢までとす、下宿料は前金のこと、詳細の事は

直接下宿屋に照會のこと

○謝絶事項 下宿人から藝酌婦を呼び入れることの依頼があつても決して之に應ぜざること、下宿人に

して租暴の行爲ある方は其筋に申告して指揮を仰ぐこと、其他旅宿業取締規則に依て營業することを

協約してゐる。

○現在役員及組合員 組合長田口善三郎、副組合長木南琴治、同森田乙次郎

所在	商號	電話	經營者
調宮神社前	常葉屋	渡邊 常治	岸 町東 屋
			初野 たけ

縣 藤 前 差入 三五 三角 清次郎 同 青山 ミキ
同 差入 本屋 瀧島 喜三郎 裏門通 藤本屋 齋藤 あい
同 昭和館 神尾 やす 高砂町 加藤 や 加藤 長三郎
停車場東側 新山口屋 四二 伊藤 石雄 仲 町 富士見館 松本 貞四郎
停車場前通 田口屋 三二四 田口 音三郎 同 同 常盤館 一三六 山田 てふ
大通り 森田屋 森田 乙次郎 同 同 二葉館 高橋 とき
埼玉會館 ふみや 小宮 かよ 同 同 中學校裏通 富壽館 立川 端藏
表門通 辻村屋 辻村 たつ 浦高南通 蓬萊館 塚田 君
同 南裏通 渡邊屋 渡邊 ゑい 浦高南通 蓬萊館 塚田 君
同 埼玉圖書館 長生館 木南 琴治 同 同 花月館 町田 ふさ
武徳殿裏通 高砂館 關根 信太郎 平和新道 平和屋 武藤 とよ
猶ほ當組合に在りては別に無盡講を設けて組合員中の吉凶禍福に對し表意するの外旅行なども企て親睦
を圖り理想的に團體行動を執りつゝある、近頃旅館業者とも合同して堅實なる組合を作るやうである、因
に旅館業者は凡そ左の通りである。

山口屋 山口清三郎 松屋 石塚正之助 伊勢彌治 山田 正彌 森田屋 森田乙次郎
田口屋 田口音三郎 東家 初野 々々 花月館 町田 フサ 常盤館 山田 テウ
▽宿料は一泊(二食付)上等三圓位、普通二圓五十錢位、晝食は五十錢以上である。

浦和理髮業組合

本縣下に於て理髮又は結髮業を営まんとする者は何れも所轄警察署の認可を受けることになつてゐる、
(大正九年六月埼玉縣令第四十三號參照)さうして其の區域内に於ける同業者は各組合を作り之 加入する
ことに定められざる猶ほ知事は必要と認むるときは各組合の聯合、分置、解散、規約の改訂、役員の變更
其他の事項を命ずることに規定されてゐる、左に浦和警察署管内に於ける浦和理髮業組合規約の要項を摘録
して一般の參考に供する。

①區域、浦和理髮業組合は其の區域を五部に分ち事務所は組合長方に置いてゐる。

第一部 浦和、六辻、美谷本、土合(大字道場を除く)谷田、尾間木、三室、木崎

第二部 與野、木崎(大字針ヶ谷)大久保、土合(大字道場)

第三部 蕨、月田、横曾根、芝、笹目

第四部 志未、宗岡、永谷、大和田、内間木

第五部 白子、新倉、片山、膝折、内田

○目的 組合員相互の親睦を圖り協力一致して業務の刷新改善を行ふ爲め衛生上必要なる事業を實行するに在る。

○役員 組合長一名、副組合長三名、會計主事一名を置き、各部の役員は部長各一名と幹事若干名を設けることになつてゐる。

○加金 此の區域内に於て新に開業せんとする者は所轄警察署の認可を受くと同時に組合加入の手續を執り市街地に在りては金五圓、村落に在りては金三圓を組合に納むることになつてゐる。又新設せんとする場合も其の通りである。

○定休日 毎月十七日、五日、三日を定休日とし、其の日に組合員は組合事務に出席する。

○料金 理髮、剃鬚の料金は左の通りである。

一等	甲 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	乙 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	丙 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	丁 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	戊 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	己 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	庚 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	辛 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	壬 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	癸 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
普通	一分以下		小兒	剃		毒	婦人			
一、二、三等	四〇、四〇、四〇	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
四〇、四〇、四〇	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
三五、三五、三五	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
二五、二五、二五	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
一〇、一〇、一〇	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
五、五、五	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
二、二、二	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			
一、一、一	同上	同上	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五	二五、二五、二五			

備考 一、染毛金五十錢、アイロン卷金十錢、二、耳、鼻の腔毛剃除は（規定料金の外に一、等金五錢、二、等四錢、三、等金三錢）各別に申請することを得、三、出張理髮及傳染性疾患者の理髮料は規定料金の三倍を申請（疾患者の理髮は特別消毒料を含むもの）、四、貧困者の理髮は町村役場の證明あるときは無料、等級別は等甲乙及二等は浦和町内、三等は其他の町村。

組合員中浦和に在る分を示す左の通りである。（但し多少の異動を免れず）		組合員中浦和に在る分を示す左の通りである。（但し多少の異動を免れず）	
組合長兼店舗改造實行委員	浦和町 加茂 武夫	幹事	浦和町 宇田川 千太郎
第二部々々長	與野町 鈴木 浪二郎	同	六辻村 小林 幸八
第三部々々長	蕨町 關 藤太郎	同	谷田村 松崎 吉太郎
第四部々々長	志未町 黒田 榮三郎	第二部幹事	與野町 勝崎 芳太郎
第五部々々長	白子村 池田 長三郎	同	横山 吉太郎
副組合長	浦和町 齋藤 勝太郎	第二部相談役	同 秋山 半造
副組合長	同 關根 長之助	第三部相談役	蕨町 高橋 幸二郎
相談役兼會計	同 大室 彌太郎	第三部幹事	同 花井 大助
第一部々々長	同 鈴木 貞三	同	同 島 清太郎

第三部幹事	藤 町	高橋理三郎	浦和町	高窪徳太郎
第四部相談役	志木町	池田龜吉	同	金子彌十郎
第四部幹事	同	飯田岩三郎	同	片貝伊三郎
同	同	問川 昇	同	北岡金保
第五部幹事	藤折村	淺尾美太郎	同	石井安五郎
同	浦和町	佐藤角太郎	同	大熊慶之助
同	同	中村太七	同	高橋 實
同	同	志由廣吉	同	黒澤盛久
同	同	白川三郎	同	田村仁太郎
同	同	岩田博一	同	同
同	同	青池志賀之助	同	中山利三郎
同	同	鈴木重三郎	同	宇田川重三郎

浦和結髪業組合

結髪業とは俗に云ふ女髪結ひ又は「わぐしあげ」であつて浦和警察署管内に於て此の業を営む者は皆本組合に加入することになつてゐる、要項左の如し。

- 組合費 組合員は毎月組合費を納むることになつてゐる。市街地三十錢、村落二十五錢
- 披露金 新に開業するものは披露金として金五圓を組合に納入すること
- 組合長 當分の内浦和理髮組合長から推薦することになつてゐる
- 休日 毎月五日、十七日と定む
- 結髪料 左の通り

	等一 浦和町 藤 町	等二 志木町 白子野	等三 各 村
丸 銀杏	一五	一二	一〇
唐 人	二〇	一五	一三
桃 花	二〇	一五	一三
島 田	三五	三〇	二五

結髪部組合員 (昭和二年八月現在)

第二部 浦和町

上田チカ (岸町)	町田ミツ (岸町)	齊藤マサ (高砂町)
小林トシ (高砂町)	板倉エイ (岸町)	金森ハナ (同)
村越ノゾ (高砂町)	石井ミネ (同)	西山ハル (同)
中里サク	金井マツ	兒島ハツ (仲町)
横山フミ	西村アサ (仲町)	關口榮 (同)
關根ツル	井原ウル	深井スミ
根立チヨウ	井原アキ	中島フジ
大山ナツ	吉原クラ	大澤ナカ
山脇サダ	高瀬スミ	晝間スイ
田村チヨ	福島アキ	鈴木シウ
野川サダ	土井ダア (六辻村白幡)	
第二部 奥野町		
加藤ハル	井山ウラ (下落合)	鹽谷ウメ
小林タケ	榎本キラ (大久保村)	小林ナツ
山崎ツヤ		

第三部 蔵町

小澤トメ	粕谷ツル	鈴木シノ
大橋ハルエ	佐久間トメ	熊木イタ
竹内ミツ	田村キク	川崎ハルエ
前島トシ	橋本タケ	北田テイ
第四部 志木町		
川島トミ	三上クニ	小山ナミ (宗岡村)
毛束マツノ (大和田町)	早川イチ	厚川ヤス
第五部 白子		
橋本テル (膝折村)		

猶ほ組合長は浦和町加茂武次氏、副組合長は齋藤勝太郎氏である。

浦和質屋業組合

當時に於ける質屋業者は甚だ少く組合として未だ具體的に據る所はないが、同業者間の重大問題に就ては凡て東京質屋業者と行動を共にしてゐる觀がある、組合長は石内保太郎氏で組合員としては左の諸氏が

ある。

細淵 昌治 浦和二三五四 電話三〇七番 青羽 義一 浦和三八七四 電話一四八番
石内 保太郎 同 三八五八 同 三二九番 田口 達雄 同 六八八 同 三三三番
田中 増次郎

而して質屋としての入質者との契約は概ね左の通りである。

○期限、質物流期は四ヶ月限、但し物品の性質に依り質入主と協議の上伸縮することが出来る。

○責任、水火盗難其他天災地變にかゝり質物消滅し又は紛失したる場合は質屋は貸金質入主は物品各自の損耗とすること、鼠虫害、斑痕黴生變色等は舊慣に依り質入主の損耗とす。

○金利、は二十五銭以下一ヶ月一銭、二圓以下四銭、五圓以下百分の三、十圓以下百分の二半

○時間、質物出入時間は毎日午前八時より午後九時までとす、但し非常の節並に休日は時間内と雖ども質物出入をせざること。

浦和浴場營業組合

浦和警察署管内に在る浦和町蕨町與町の浴場業者は打て一丸となり浦和警察署管内浴場營業組合なるものを設けてゐるが其の分身とも云ふべき當町に在つては更に當町だけの浦和浴場營業組合を作つてゐる。

左に参考のため必要な事項を掲げる。

○組合加入金、管内浴場を管ふ本組合に加入する者は加入金として金三十圓を組合に納むること

○規約違背金、組合規約に違背したる者は五十圓以下の違約金を徴收すること

○營業時間、目下午後二時より午後十二時までを營業時間としてゐるが年末年始又は盂蘭盆其他組合員の申合に依り時に短縮することもある。

○入浴料金、浦和に於ては大人五銭、十三才未満四銭、乳兒三銭を取り湯札は一圓に付二十二枚の割合で發行してゐる。

○休業日、當町に於ける浴場の休業日は便宜上左の通り區分してゐる。

毎月二十日休業

吾妻湯、旭湯、大谷湯、高砂湯、藤乃湯、櫻湯、大黒湯、彌生湯、大善湯

毎月二十五日休業

常盤湯、稻荷湯、平和湯、鶴の湯、柳湯、向勇館、田口湯

○浴場内取締法、其筋の違に依り左記事項は堅く之を遵守することにしてゐる。

イ、衛生上特に警察署ヨリ御注意ニ基き貸手拭セザル事

ロ、浴場脱衣場ニ於て本組合ノ捺印無キ廣告掲示ノ要求アル場合ハ斷ル事

組合事務所ニ於テハ組合員ヨリ通知ノ場合又ハ他店ヨリ御來談ノ節ハ德義上ヲ以テ手数料トシ左ノ料金ヲ申受ル事

一、當時常設館ノ廣告ノ場合ハ各自一戸ニ對シ一ヶ月五十錢也ヲ申受ケ他ノ廣告ハ各ビラ札一枚ニ付金十錢也申受クル事

本組合事務所ニ於テハ料金受取ルト同時ニ組合ノ捺印ヲナシ差出スベキ事

本、廣告紙(ビラ)札揭示料金ハ組合長之ヲ保管シ組合ノ維持費ニ充用ノ事

ハ、「ハ」ニ依ルモ以上ノ揭示ノ要求アル時ハ組合事務所ニ通知シ同時相談致ス事
○現在組合員及組合長 組合長は堀田助次郎氏で組合員は左の通りである。

藤の湯	仲	町	堀田助次郎	旭	湯	高砂町	田崎すよ
稻荷湯	同		雪垣省三	彌生湯	同		蓮見彌太郎
平和湯	同		關根寅藏	柳	湯	同	丸山健吉
櫻湯	同		東春吉	向勇館	岸	町	清水憲三
高砂湯	高砂町		渡邊熊太郎	常盤湯	常盤町		小谷榮松
鶴の湯	同		關根七藏	大好久湯	同		達吉之造
太谷湯	同		廣野長男	吾妻湯	岸	町	袋井津彌

田口湯 常盤町 田口宗兵衛 大善湯 本 太 大松善太郎

浦和魚商組合

○役員 (顧問) 中島又右衛門、石塚久藏(組合長) 金子清吉(副組合長) 小林留吉(評議員) 加藤彌兵衛、渡邊豊作、板倉佐兵衛、小池倉之助、木村新吉、大久保彦太郎、佐々木安藏、石林清光

○組合員 岡田三吉、清水傳次郎、中島鐵太郎、細井喜市、星野喜作、萩原東一、小池仲次郎、高窪清作、小山四郎左衛門、粕谷吉、星野重吉、堀口周之助、田新井治郎、渡邊留吉、篠原喜作、三枝萬吉、酒井徳藏、武藏野、蓮見八郎、内山成右衛門、小山誠一郎、鈴木寅吉、宮田菊次郎、岡村要藏、星野富松、清宮島太郎、重田由太郎、春泉亭、清水政男

同業摘録

最初町内に於ける有ゆる同業者を調査し、其の種別に據て配列、商號、營業所、營業主、電話番号等を詳細記載する積りであつたが、之には相當の時日を要し、本書初版に間に合はないため、遺憾ながら組合も同業者も一小部分のみを掲記することに止めた、誠に心残りであるが種々なる事情のため萬已むを得ない、どうか本書改版に當りては各組合も各同業者(組合未成立の)も進で此の有益なる事業を理解して材料

を提出されたいものである。左に同業者の一端を掲記する。

書籍店

廣文堂（中學校通） 法常閣（中學校通） 須原屋（大通り）
佃文教堂（大通り） 文華堂（縣廳前） 昭和書房（浦高前通）
文華堂出張店（女學校前）

藥種商

金井明治堂 だるま 田村藥舖 藤屋藥舖
岡田太陽堂 カメヤ藥房 石黒藥舖 岩崎藥舖
小泉藥局 松澤藥局 木村藥舖 浦和藥局
小泉藥舖 伊藤藥舖 小林藥舖 長谷川藥舖
鈴木藥舖 平田藥舖 古更藥舖 沼田藥舖

町内洋服店

生島洋服店 神保洋服店 平天洋服店 金井洋服店
麻生洋服店 大江洋服店 宮田洋服店 丸井洋服店
神野洋服所 本多洋服店 平井洋服店 鈴木洋服店
永堀洋服店 橋本洋服店 高橋洋服店 小泉洋服店
菊地洋服店 木下洋服店 青木洋服店 榎本洋服店
神子島洋服店 田中洋服店

吳服商

上州屋 株式会社仙吳服店 三上吳服店 小池吳服店
尾張屋 尾花屋 加藤吳服店 小川吳服店
吉野吳服店 渡邊吳服店 大和屋吳服店 武藏屋吳服店
石内吳服店 小室吳服店

靴商

花屋 花澤靴店 岩木金太郎 野口榮二郎

三省堂 野口鶴吉 野口春谷 野口鼎三
萩原長五郎 野口龜之助 中山金七

鳥獸肉商

鹿島 諒 山岸嘉助 矢島いち 加來 務
金子勝二郎 新藤善吉 阿部安治 星野伴藏
山口幸一郎

諸會及團體

當町に於ける諸會及團體は左記の外猶ほ多數存在の筈であるが、掲記視れの方は他日改版の機會に譲ることとした、依て心當りの向は奮て申込れたい。

埼玉自彊會

社團法人埼玉自彊會は當町四百四十一番地(浦和驛の西方約八町)に在る、明治二十三年一月十五日の創立で、當時埼玉縣監獄署の田監者を保護し正業に就かしむることを目的とし、時の縣會議長大島寛爾氏卒

先じて二三宗教家と圖り、先づ埼玉慈善保護院と稱して事業を開始したものである、而して免囚保護事業は益々緊切を呈し、大正元年以後二層の擴張を實行し、更に進んで大正三年五月社團法人埼玉自彊會と改稱、大に面目を一新すると共に全國の模範と稱さるゝに至つたものである。

○事業要項 本會の事業主體たる免囚者に對しては未だ充分に社會の理解を得ざるため事業遂行と幾多の困苦を重ねつゝあるが、大要は左の通りである。

- 一、出監者を本會内に收容して之に産業を授け自立の資を得せしめ良民に歸らす具體的事業
 - 二、被保護者に對する職業の紹介
 - 三、釋放に際し衣類又は歸郷旅費を供給救助すること
 - 四、釋放者の一時宿泊(保護者へ渡すまで)
 - 五、釋放者を保護者の許へ送り届けること
 - 六、釋放者を時々訪問して家庭並に郷黨間の融和を圖ること
 - 七、釋放者の家族者を時宜に依り保護救助すること
 - 八、一般失業者の犯罪防止を目的とし本會内に無料職業紹介所を置き世話すること
- 本會の組織 會員組織であつて總裁、顧問、會長、副會長、理事、常務理事、地方理事、地方委員、支部長、常議員を以て役員とし總裁には埼玉縣知事を推戴することになつてゐる、現任會長は大島寛爾氏、副

會長大久保良俊氏常務理事角田重夫氏、理事は各宗より有力寺院を選挙して事務の簡捷を圖つてゐる、猶ほ熊谷町には本會の分會が在り、支部長は宗派に別ち縣下六十九ヶ所に設置されて大に活動したる成績意の如くならず、依て昭和二年五月總會に於て各町村毎に地方部を新設、部長一名を置いて之に地方行政區劃に據る四十五支部を作り、一層事業の効果を期することになつた。

○本會の榮譽、本會の事業成績、長しき邊りに聽べ、大正十一年二月十一日宮内省より金五百圓の獎勵金下附あり、爾來毎年御下賜金を蒙り、大正四年十二月二十四日には會長大島寛爾氏に免囚保護の功勞に依り藍綬褒章を賜はり、又同十二年二月三日には、今上陛下攝政宮に在し御成婚當時、特に思召に依り御紋章附銀盃並に金一封御下賜あり、同十三年四月十二日には多年の功勞に依り司法大臣より功勞賞狀並に金盃を授與せられたのである。

○本會の維持、財源の第一は會員の會費で其他は基本金から生ずる利子、寄附金、國庫並に縣からの獎勵金、雜收等で維持しつゝあるか、何しろ現今の財界不況では經營頗る困難であるが幸ひ宮内省、國庫縣の補助金及び特殊家の寄附などで漸く之を維持してゐる譯である、次に社會の人心猶ほ未だ「其の罪を憎んで其の人を憎まず」の精神に達せず、酷科者として相容れざる風潮があり、本會の事業も甚だ惡戰苦闘たるを免れない、依て先に「人心劇」を試み縣下樞要地に宣傳した結果、從來よりも効果があつた様に思はるゝのことである、何にしても社會は冤囚者に對し今少しく理解愛護し、更に本會の如き事業に對しては協力

一致して援助したいものである、太島會長は老齡をも顧みず終始一貫的に努力されつゝある、而して此の自強會は全國に對し當縣の誇りの一つとなつてゐる。

日本赤十字社埼玉支部

當支部は浦和驛の西北約七丁、浦和稅務署の先きに在り、明治二十年十二月の創設で當初は日本赤十字社埼玉縣委員部と稱してゐた、日清役に當り業務大に發展、明治二十九年七月日本赤十字社埼玉支部と改稱し社員數も八千七百餘名を算するに至つた、明治三十九年七月支部の新築成り現今に及ぶ、現在社員數實に約五萬三千人に達す、内特別社員千六十一人、修身正社員三萬五千九百人、正社員一萬九千百十六人である。

○現在役員及職員、支部長野手耐、支部副長林壽夫、主事小川與之助、書記引間龜吉、鈴木虎太郎、宇田川菊次郎、關谷孝輔、日坂新太郎、新藤誠一、池田高次郎、技手吉田帶

猶ほ支部に簡議員、參事、幹事、會計監事、各郡に駐在書記、市には委員部を設け委員長、委員、町村に分區を設け分區長、分區委員を置き社務を處理しつゝある。

○事業概要、戰時救護事業としては、一、救護材料の準備、二、救護班の組織及救護員、平時事業としては、一、看護婦の養成、二、災害救護、三、結核豫防撲滅、四、兒童保護、五、學校看護婦養成講習

會 六、乳兒哺育獎勵事業 七、無料助産 八、産婆養成 九、婦人衛生講習會 十、少年赤十字團
 此の外毎年篤志看護婦人會埼玉支部補助獎勵、赤十字機關雜誌「博愛」の無料配付、縣下小學校の體育優良兒童選奨等を行ひつゝある、是等に要する經費は一ヶ年約十萬圓で、毎年第一師團經理部長が嚴重なる會計經理の検査を行ふもので、今後一層社宗の普及、事業の發達を圖ることになつてゐる、之がためには所詮社員を増募が伴ふもので縣民諸君は奮つて加入されたいものである。

浦和小學校少年赤十字團

赤十字主義に基き博愛精神の涵養と團員の健康を増進するため大正十一年十月三十日設立されたものである、現在浦和小學校内に在る、團員總數八百二十五名

○役員、顧問大島寛爾、團長馬場驥一、副團長板倉順吉、幹事竹内正雄、小峰輔三、峯岸火一

愛國婦人會埼玉縣支部

當時西方稅務署の先きに在り、明治三十四年九月の設置で現在支部會員數は一萬六千六百六十四人、縣内女子人口百人に付會員四人の割合で、猶ほ大に會員を募り事業の發展を圖りつゝある。

○事業の概略、軍人遺族並に廢兵の生活困難なる者に對する救護、農村託兒所の設置を行ひ兒童の保育

等を行ふ、其の他天災地變に際して直に救護事業を具體的に實現せしめることである。

○現在役員、支部長野手はる子、副長林久子、同田島梅子、支部顧問野手耐、參與林壽夫、評議員は左の通りである。

平野 常子	大島 敏子	小川 よし子	山田 津那子	會田 富士子
成松 滿壽子	宮崎 費美子	田中 嘉代子	小林 治子	牧中 孝子
吉岡 佐恵子	清永 圭子	宮澤 きよ子	山崎 スミ子	楠木 逸子
中村 嘉代子	東 きせ子	梶原 清子	藤澤 かつ子	袴田 勢い子
渡邊 璋子	伊達 てる子	内田 きく子	阿蘇 淑子	田中 壽子
池田 なな子	内山田 和榮子			

○主事小川與之助、事務員多田鹿次郎、五十嵐あけ、駐在員阿邊民藏、新野善吉、山口一三、島田喜一、石井輝太郎、福田房吉、池田當龜壽、加藤主計

大日本武德會埼玉支部

武德殿と稱し當時鹿島臺に在り、明治三十三年三月大日本武德會埼玉支部設置、同三十五年五月總裁宮殿下より支部旗の御親授あり、同四十二年十二月武德館及附屬建物完成したものである、現在會員數約六

萬人、會員組織で財団法人である。

○役員、支部長野手耐、副長内山田三郎、主事東山榮三郎

○行事、年中行事として左の通り行はる。

- 一、寒稽古、一月十日ヨリ二十日以内 柔剣道 一、春季練習會 四月十日剣道、四月十一日柔弓道
- 一、夏季講習會 八月十日ヨリ二十日以内剣道 一、秋季講習會 十月十日剣道、十月十一日柔弓道
- 一、剣道研究會毎月第二日曜日

將校同相當官懇話會

浦和町及其の附近に在住する將校同相當官は「浦和附近在住將校同相當官懇話會」なるものを設け在郷軍人會と共に大に軍人思想の保持並に社會公益事業のために努力しつつある、本會の事務は主として岩城久太郎氏副幹事分會副長として處理しつつある、現在會員左の如し。(順序不同)

氏名	役兵	官	住所	氏名	役兵	官	住所
吉野有武	後歩		大佐 高砂町	藤田省三	豫工		大佐 鹿島臺
町田勝五郎	豫同		常盤町	折原佐平	同同		同
三味篤之助	同砲		岸町	赤松寛美	同歩		同

山田久良	同海醫	同	岸町	落合隆	同	同	常盤町
山本松雄	同歩	同	岸町	岡外吉	同輔	同	高女前
今田莊三	同同	同	岸町	伊藤長作	同歩	同	高女前
村上季彦	同海機	同	仲町	石川	同海	同	同
野崎直吉	同同	同	鹿島臺	平野勝明	退歩	少佐	仲町
堀内右四郎	同同	同	女師前	西野虎五郎	同同	同	岸町
長村利光	同歩	中佐	男師前	石岡猪四郎	同工	同	同
伊藤文平	同砲	同	女師裏	塚越武	豫歩	同	鹿島臺
土屋益	同歩	同	高砂町	新居典三郎	同同	同	高女北
福地武次郎	退海主	同	常盤町	西野徹	同同	同	同
中村彌吉	同同	同	同	天井傳吉	同憲	同	常盤町
針谷赫次	豫海醫	同	仲町	松永信敬	同獸	三平	浦中前
飯田彬	同歩	同	高砂町	林聚啓	現歩	少佐	男師前
入江九郎	同同	同	武徳西	天木健太郎	同同	中佐	常盤町
平柳竹志	同同	同	男師前	宮野忠雄	同同	同	本太

高宮 精 同 醫 三、正 公園北
飯島 太二 同 歩 大尉 岸 町
稻見 克己 現 同 同 高砂 町
森田 虎雄 同 同 同 常盤 町
須賀 精一 豫 同 中尉 高女、裏
島居 良孝 退 經 一、主 鹿島 臺
小泉 庄八 同 藥 三、藥 高砂 町

在郷軍人會分會

○名稱 帝國在郷軍人會浦和町分會

○事務所 浦和町役場内

○事業 大要左の通り

一、聖旨を奉讀して軍人精神を鍛練し軍事能力を保持すると共に社會公益事業に従事して國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐるに在る。一、緊急重大事變に際しては本町當局者と連絡を執り安寧秩序を保つこと。一、本町出身戦病死者の慰靈祭を行ふこと。一、壯丁検査、簡閱點呼等を行はるゝ際進で諸般

深谷 彌五郎 後 經 二、主 男、師、前
吉野 武明 歩 中尉 本 太
木内 清 工 同
齋藤 尊久 歩 少尉 辻
枝松 鷹次 同 同 仲 町
仁木 泰吉 同 同 仲 町
矢作 浦藏 砲 同

○の援助に當ること。一、青年訓練所に對して最善の援助を行ふこと。一、青少年の體育及武術の進歩發達を圖ること。一、現役入隊兵の慰問及歡迎、其の遺族の慰安を講じ必要に依りては生計上の援助をも行ふこと。一、其他本會の目的に差支なき範圍に於て自治體の發展に努力すること。

○現在役員 左記の通りである。

會長 平野 勝明 (歩少佐)	理事 厚川 千代松
副會長 岩城 久太郎 (工曹長)	同 野原 正藏
同 中村 義彌 (補砲)	同 横山 眞喜道
第一班長 佐藤 友吉 (歩上)	同 高木 鉦吉 (歩上)
理事 栗原 七郎 (同)	第三班長 平田 辨太郎 (騎上)
同 稻垣 金太郎 (同)	理事 品田 巳三郎 (歩一)
同 利根川 源吉 (補騎)	同 遊馬 六太郎 (同)
同 永堀 重太郎 (補騎)	同 島澤 友治
第二班長 月田 三郎 (砲伍)	同 新藤 正雄 (騎一)
理事 石塚 福藏	同 仁正寺 正治 (海、水)
同 津久井 松太郎	同 姫沼 晴保 (歩上)

第四班長

石川 伊右衛門

(步 上)

同

田中 義治

(步 上)

渡邊 春吉

(同 上)

同

天久 保義男

(海、三、曹)

山田 喜一

(騎 上)

同

天久 保義男

(海、三、曹)

事務、擔當者

岩城 久太郎

猶ほ本分會は現に基金七千五百餘圓を有し郡内各町村の分會中最も光を放てるさうである、一般經費も右基金の利息を以て之に充て會長平野氏は北足立郡聯合分會長を兼ね且つ全國分會長中稀に見る高齡(本年七十八歳)者で本會の目的事業に對しては最も熱心に努力されつゝある、平野會長は九州熊本の出身で曾て細川藩に仕へ彼の十年役を始めとし日清、日露の大戦にも出征して偉勳を立てられた人で、是等は當分會の甚だ榮譽としてゐる所である。

次に參考のため大正十五年四月一日現在の全國在郷軍人會々員數及び分會聯合支部數を示すと會員總數三百四萬七千人(内正會員約三百萬人、名譽會員約四萬二千人、特別會員約五千人)で分會數は一萬三千三百四十四、聯合分會數七百十六、聯合支部及支部九十三である。

浦和青年團

○所在、事務所浦和尋常高等小學校内

○設立年月日、大正六年五月十五日

○現在役員氏名、團長馬場麟一、副團長伊藤石雄、本部幹事石塚福藏、梅澤甲子之助、支部長岸(原田辰雄、高砂(矢部春吉)、仲(梅澤甲子之助)、常盤(志水慶三郎)、委員大貫三郎、中島重吉、松澤幸吉、松岡利松、山口次郎、須賀藤太郎、秋田四郎、小山四郎左工衛門、山田清作、須藤崎太郎、藤塚市、岩淵長壽、伊藤高三郎、小川千三、理事青羽義一、板倉禎吉、運動部長横山眞喜道、同役員青山金藏、松岡利松、渡邊聰一郎、小川千三、辯論部長伊藤石雄、同役員矢部春吉、中島重吉、小山四郎左工衛門、伊藤高三郎

○現在團員數、岸區支部一六、高砂區支部三五、仲區支部三五、常盤區支部三〇

○本團の主なる事業、講演會、運動會、辯論會、娛樂會等の開催、見學旅行、視察旅行、登山の實施、交通整理、時宣傳、メトリ法宣傳等の社會奉仕、公民學校及訓練所生徒の就職出席勧誘等
○縣下全體に於ける青年團の總數は大正十四年四月一日の調査によると三百七十六で、團員は五萬六千八百十八名、經費七萬二千三百三十六圓餘である。

浦和處女會

○所在、事務所浦和尋常高等小學校内 ○設立年月日、大正十三年三月二十六日

○役員 會長浦和小學校長馬場廣二、副會長同校訓導板倉廣吉、本部幹事同校女教員、幹事一〇名
○現在會員數 二五〇名

○事業 講演會、講習會、運動會、娯樂會等の開催、公民學校生徒就職勧誘、神社庭園清掃等

浦和體育團體

當時には高等學校、師範學校、中學校、青年團等があつて夫々野球、庭球、陸上競技其他運動體育を獎勵しつつあるが、町内に種類の團體はない、庭球は公開されたものとして浦和庭球俱樂部があるが其他は部分的に各部署に據て行はれつつある、野球は浦和實業野球團の組織が出来本年秋昭和團に於て縣下各市町對抗試合に臨み大に力闘した、浦和町としては優勝盃を出して盛況を極めたのである、此の時の主催は縣廳野球部で参加チームは川越市、所澤、大宮、忍、熊谷、飯能、浦和、深谷、川口、秩父、本庄の各町で範圍は實業野球團であつた。

土曜俱樂部

當俱樂部は浦和に於ける社交機關として最も多數の會員を有し、毎月一回會合を催して會員相互其の研究に成る事項を發表し合つて智識の交換を行ひ且つ餘興などもありて毎回頗る盛會を呈する、現在幹事規

約及び會員は左の通りである。

規 約

- 第一條 本俱樂部ハ俱樂部員相互ノ親睦及知識ノ交換ヲ圖リ生活向上ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本俱樂部ハ事務所ヲ浦和町三九六ニ渡邊武彦方(電話二四五)ニ置ク
- 第三條 本俱樂部員タラントスルモ以テ俱樂部員ニ紹介ヨリ幹事會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 第四條 本俱樂部員ハ會費トシテヶ月金五十錢ヲ納出ス但シ徵收ハ年二回トス
- 第五條 本俱樂部ニ幹事五名ヲ置キ任期ヲ一年トス但シ再選ヲ妨ケス
- 第六條 本俱樂部ハ毎月一回(第二土曜日)例會ヲ開キ毎年一回(三月)大會ヲ開ク但シ必要アル場

聯合ハ幹事ノ決議ヲ以テ臨時大會ヲ開クコトヲ得

第七條 本俱樂部ノ現金及財産ハ幹事之ヲ保管シ大會ニ報告ス

第八條 本俱樂部員俱樂部ヲ脱退セントスル時ハ幹事宛其旨ヲ届出ルモノトス

第九條 本俱樂部ハ俱樂部員過半数ノ意思ヨリ解散スルコトヲ得

附則

第十條 第一回役員ハ發起人總會ヨリ選舉ス

幹事 (イロハ順)

伊藤 石雄 渡邊 武彦
中山 庸太郎 藤田 省三
岸上 克己

俱樂部員氏名 (次第不同)

(昭和二年八月一日現在)

現職又ハ前職
浦和町助役 伊藤 石雄
(前北足立郡長) 市川 春太郎
帝大病理教室講師 市川 俊次
武州銀行支配人 伊知地 剛
辯護士 石田 政藏
内務省技師 石田 道太郎
(前浦和町長) 石内 保太郎
陸軍中佐 飯田 彬
商品陳列所主事 飯島 太二
中井銀行員 石川 幸三郎
步兵中佐 伊藤 長作

會社員
土木技師兼農林技師 飯島 馨之助
浦中教官 陸軍大尉 稻見 克巳
會社員 石關 仁平
地方事務官 庶務課長 入江 俊郎
醫師 石川 清隆
三越呉服店 今 淵正一
藥學博士 服部 健三
檢事 原 定男
浦和小學校校長 馬場 駿
上毛モスリン株式會社員 林 清太郎

農事試驗場長 袴田 輔明
師範學校教官 陸軍少佐 林 聚岩
健康保險署長 橋爪 平兵衛
内務部長 地方書記官 林 壽夫
(本)

海軍機關大佐 堀内 仁四郎
農工銀行副支配人 星 野新助
(下) 月谷 孝之
地方農林技師 戸倉 傳八郎
土木技師 小原 敬博
(ヲ) 大塚 鷺五
秩父鐵道重役 大島 寛爾
辯護士 大島 卓爾
浦和町長 辯護士 三井物産株式會社員

醫師 犬島 代治郎
會社員 大庭 千代磨
岡野 正次郎
岡島 貞次郎
小川 與之助
岡 外吉
折原 佐平
大井 傳重
奥谷 愛昶
折田 剛
岡村 友吉
大久保 通次
渡邊 武彦
若山 久一

醫士 赤十字社埼玉支部主事
陸軍中佐 陸軍大佐
憲兵少佐
地方農林主事
道路主事
染物工場主
私立京北齒科醫學校長
辯護士 町會議員
眼科醫師

浦和信用組合事務理事
醫學士

渡邊榮太郎
和氣巖

株式會社武田商店社長

武田拾三郎

(力)

浦和稅務署長

加藤嘉藏

浦和警察署長

伊達德次郎

浦和高等女學校校長

梶原亮靜

農工銀行支配人

田中文平

專賣局技師

神田孝一

學務部長 地方書記官

田島義士

(元鐵山監督局長)

柏木禎次郎

土木技師兼道路技師

高桑敬二

農林課長兼商工課長

楠木忠正

町會議員 消防組頭

高田貞一

農事試驗場技師

柿崎洋一

陸軍三等軍醫正

瀧澤信芳

武州銀行支配人

金澤弘

(元官吏)

高宮精

(タ)

辯護士 町會議員

高橋泰雄

東京朝日新聞本社詰

谷口政足

產婆學校長 醫師

高田源八

辯護士

國部透

劍士

高野佐三郎

(ツ)

鹽井小八郎

公證人

高野兵太郎

地方技師

塚越武

陸軍歩兵少佐

自彙會理事

角田重美

幼稚園主 町會議員

長沼新平

乳牛牧場主

辻村義孝

埼玉會館主事

成松胤隆

辯護士

堤常雄

(ム)

村上季彦

(ホ)

銀行員 町會議員

根岸甲子太郎

海軍機關大佐

村上千太郎

(チ)

(元秋田縣知事)

名尾良辰

地方農林主事

內田猛晉

埼玉民聲新聞社長

中山庸太郎

醫學博士

內田三千太郎

海軍主計中佐

中村綱吉

海軍機關大佐

野崎直吉

農學博士

中村哲哉

英服商

野尻次助

地方農林技師

中島應三

浦和高等學校教官 陸軍中佐

野中宇八

土木課長 地方技師

中村孫一

(リ)

久保勉

學校衛生技師

中島銳雄

浦和郵便局長

久保勉

地方技師 蠶業試驗場長

永井環

(ヤ)

山崎昇

社會教育主事

中川竹次郎

日本製麻浦和工場長 町會議員

山崎昇

検事局監督書記

衛生課長

辯護士

辯護士

海軍軍醫大佐

辯護士

砂利採牧事務所長土木技師

浦和町助役 藥劑師

陸軍歩兵大佐

陸軍輜重兵大佐

道路技師工區長

検事

中井銀行取締役兼支店長

山本 一 次

山崎 太 一

山崎 弘 道

山本 角 太 郎

山田 久 良

八木 龍 一

矢島 傳 實

松澤 藤 助

町田 勝 五 郎

松尾 久 太 郎

松居 榮 二

松川 圭 一

福村 雄 秀

久原鑛業株式會社員

辯護士

浦和刑務支所長

陸軍工兵大佐

陸軍砲兵大佐

齒科醫

知事官房主事

浦和商業銀行頭取

衛生技師

前師範學校長

藥劑師大

洋品店主

鐵道省事務官

福永 友 誠

古山 貞 三

藤井 藤 藏

藤田 省 三

二味 篤 之 助

深谷 昌

古川 保 次

小谷 野 傳 藏

小池 貞 武

小島 政 吉

小泉 庄 八

惠 藤 卯 平

遠藤 周 藏

検事 (ア)

米穀商 (ア)

醫 師

陸軍歩兵大佐

帝國鑛泉株式會社員

警察部刑事課長

判 事

材木商町會議員

浦和町助役 著述業

醫學士

中井銀行川口支店長

手島 眞 哲

相川 宗 次 郎

赤井 直 方

赤松 寛 美

青木 眞

安藤 政 之 助

安藤 二 弘

佐久間 常 吉

岸上 克 巳

菊池 二 郎

木下 泰 治

陸軍工兵中尉

齒科醫師

公證人

檢事正

東洋印刷株式會社取締役

辯護士

女子師範學校長

判 事

王木技師

著述家

社會事業主事

東京電燈浦和營業所

地方技師

木内 清

衣笠 齋

君ヶ袋 眞 胤

三吉 兵 彌

三澤 善 哉

宮崎 一

宮澤 健 作

宮原 増 次

水野 五 郎

三尾 吳 石

三宅 賢

三浦 精 翁

三井 紀 一

綠川 一 祿

陸軍少將	南澤 岩 吉	二度社主	森 田 弘 介
武州銀行常務取締役	柴 田 愛 蔵	齒科醫師	森 永 忠 雄
田園都市株式會社 工學士	下 村 猛	本郷聯隊區副官 大尉	森 田 虎 雄
鑑書書記	篠 崎 治 郎	中井銀行浦和支店次長	茂 木 四 郎
衛生技師	篠 崎 幸 次 郎	三菱製鐵株式會社 監督書記	桃 木 長 治
農工銀行員	島 田 二 兵	齒科醫師	森 亮 次 郎
陸軍歩兵少佐	平 野 勝 明	浦和區裁判所監督判事	鈴 木 國 香
師範學校長	東 向 胤	衛生技師	鈴 木 爲 吉
判 事	平 山 愼 英	獨逸大使館附特許局	鈴 木 愛 助
地方事務官	守 屋 喜 元	以 上	須 加 精 一
東京市電氣局	守 屋 正 二		
中井銀行員	守 屋 百 吉		

公會堂

埼玉會館

御成婚記念埼玉會館は浦和驛から西方約四丁縣廳前に在る、今上陛下御成婚の盛儀を記念するため縣費及縣内各方面、縣外同郷人の援助に依り、大正十四年十一月起工、同十五年十一月六日竣工、開館式を挙げたものである。工費及設備費約三十二萬七千六百圓を要した、此の費用に對する各方面團體及特志家の寄附金は浦和町の三萬圓を筆頭に約二十四萬四千圓、縣補助金十萬圓である。

○建物 本館及別館の二棟から成り、何れも鐵筋コンクリート造り、本館二百四十八坪（平屋建、一部二階建）別館百七十六坪餘（三階建地下室附）合計延坪九百八十四坪餘で、最高四十五尺に達し堅固宏壯縣内稀に見る建築物である、蓋し關東大震災に鑑み最善の注意を拂つた結果である。

○大集會室 本館大集會室は約千五百人を收容し得るに足り、平面扇形、光線、音響、整理等時代に適應し、講演、演藝等毫も差支ない様に作られてゐる。

○別館 別館には集會室、貴賓室、休憩室、貸事務室、娛樂場、食堂などがある、又屋上日本室の前面には百三十餘坪の庭園を設けて眺望を擅にすることが出来る、現在貸事務室を使用せるは、

ノ費用ヲ賠償セシム

第八條 縣ハ本會館ノ使用ニ付使

用料ヲ徵收ス但シ特別ノ事由ア

リト認ムル者及本會館費中ニ一

萬圓以上寄附シタル者ニ對シテ

ハ知事ニ於テ使用料ヲ減免スル

コトヲ得

前項ノ使用料金ハ別表ニ依ル

第九條 使用中建物又ハ附屬物ヲ

毀損シ若ハ減失セシメタルトキ

ハ何人ノ所爲タルヲ問ハス使用

區 別 晝間(一回)

本館集會室 二十八圓

別館 一號 八圓

集會室 二號 五圓

者ハ知事ノ定ムル損害額ヲ賠償

スルモノトス

前項ノ損害カ本會館使用ニ直接

ノ關係ナキ事由ニ因リ生シタル

場合ハ賠償ヲ免除スルコトヲ得

第十條 知事ハ使用者ニ對シ二百

圓以内ノ保證金ノ納付ヲ命スル

コトアルヘシ但保證金ハ知事ノ

指定シタル有價證券ヲ以テ之ニ

代ワルコトヲ得

第十一條 本會館ニ主事及書記ヲ

(晝間一回) (晝夜間一回)

三十八圓 五十圓

十圓 十五圓

六圓 八圓

置ク

第十二條 本會館係員ハ隨時使用

者ノ使用狀況ヲ調査シ使用者ニ

對シ必要ナル指揮ヲ爲スコトア

ルヘシ

第十三條 使用ニ關スル細則ハ知

事之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

備 考

連續使用ノ場合ニ於ケル使用料ハ第

二日以後ハ定額ノ十分ノ一宛テ毎日

遞減シ第六日以後ハ凡テ定額ノ半額

トス 期間更新ノ場合ハ連續使用ト看做ス

別館 三號 五圓

集會室 一號 八圓

二號 三圓

日本室

一號 八圓

二號 三圓

六圓

十五圓

六圓

十二圓

同上

同上

休息室 七圓

食堂別室 二圓

事務室 自一號至八號各一ヶ月 二十五圓

至八號各一ヶ月 九號一ヶ月 三十圓

振樂室 一ヶ月 二十圓

食堂及厨房 一ヶ月 二十圓

賣 店 一坪ニ付 一ヶ月 二圓

物 置 一號一ヶ月 三圓五十錢 自二號至四號各一ヶ月 三圓

映寫機械室ヲ使用スル場合ニ於テハ其ノ電燈料金ハ使用者負擔トス

暖房裝置ヲ使用スル場合ニ於テハ其ノ費費ハ使用者ノ負擔トス

御成婚記念埼玉會館使用料ニ關スル細則

(埼玉縣令第三百三十一號 大正十五年十月三十一日)

- 第一條 使用料ハ其ノ期間一年以上ニ及フモノハ毎月十日迄ニ其ノ月分ヲ其ノ他ハ使用ノ承認ヲ有シタルトキ金額ヲ徴收ス
- 第二條 月ヲ以テ定メタル使用料ハ使用期間一ヶ月ニ滿タサル場合ト雖金額ヲ徴收ス
- 第三條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ左記各號ノ一ニ該當ス
- ル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ
- 一、御成婚記念埼玉會館管理使用規則第五條第二號、第六號及第七號ニ依リ使用ノ承認ヲ取消シタルトキ
- 二、不可抗力ニ依リ使用シ能ハサルトキ
- 三、使用前、三日目迄ニ申込ノ
- 取消又ハ變更ヲ申立テ知事ニ於テ相當ノ事由アリト認メタルトキ
- 第四條 本則ニ規定セルモノ、外必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム
- 附則
- 本則ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

浦和町公會堂

大正三年の御大典を永遠に記念する爲め建設せられたもので構造は純日本式の木造瓦葺平家建此の建坪一二五坪從來は百疊敷の大廣間一室を大會合に多く使用されてゐたが偶々御成婚記念事業として埼玉會館の大建築設立せらるゝや本公會堂は從來の大廣間を六十疊三十九疊の二室に區分し更に十疊の別館を附屬せしめて第一號室第二號室第三號室となし埼玉會館と相俟ちて公會堂本來の目的に向つて使用されつゝある使用料及使用方法等は左記條例を參照されたい。

浦和町公會堂使用料條例 (條例第四號、昭和二年三月十七日告示)

- 第一條 公會堂ヲ使用セシトスル者ハ其目的及日時ヲ申出テ町長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二條 左ニ掲グル場合ハ使用ヲ許可セズ又ハ許可ヲ取消シ若クハ變更スルコトアルヘシ
- 一、公益ヲ害スル虞アリト認メタルトキ
- 二、建物又ハ附屬物ヲ毀損スル虞アリト認メタルトキ
- 三、使用者又ハ代理人本條ニ違反シタルトキ
- 四、前各號外町長ニ於テ必要アリト認メタルトキ
- 第三條 公會堂ハ其使用ノ目的方
- ル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ
- 一、御成婚記念埼玉會館管理使用規則第五條第二號、第六號及第七號ニ依リ使用ノ承認ヲ取消シタルトキ
- 二、不可抗力ニ依リ使用シ能ハサルトキ
- 三、使用前、三日目迄ニ申込ノ
- 取消又ハ變更ヲ申立テ知事ニ於テ相當ノ事由アリト認メタルトキ
- 第四條 甲種乙種ノ種別ハ大體次ノ如ク定ム
- 一、甲種 會合者ヨリ入場料其他之ニ類スル金錢ヲ徴收セス
- 二、乙種 (イ) 會合者ヨリ入場料其他之ニ類スル金錢ヲ徴收シ使用スル場合 (ロ) 商品陳列其他賣店行為ヲタメ使用スル場合 (ハ) 興行又ハ之ニ類似スルモノ或ハ之ヲ設備ヲナシテ使用スル場合
- 但シ前項ノ場合トシテ教育慈善公益ト町長ニ於テ認ムルモノハ會合者ヨリ入場料其他ニ類スル金錢ヲ徴收セサル場合ニ限リ甲種ト見做スコトヲ得
- 第五條 公會堂使用料ハ左ノ區分ニ依リ使用前徴收ス
- 甲種
- 第一號室 晝五圓、夜六圓、晝夜連續七圓五十錢
- 第二號室 晝三圓五十錢、夜四圓五十錢、晝夜連續五圓五十錢
- 第三號室、晝二圓五十錢、夜二圓、連續二圓五十錢
- 乙種

第一號室 晝十八圓、夜十九圓
晝夜連續二十圓
第二號室 晝三圓五十錢、夜十三圓、連續十五圓
第三號室 晝五圓、夜五圓五十錢、晝夜連續六圓
但シ甲種乙種ノ場合トモ常設電灯以外ニ電灯ノ設備ヲ要スル場

合ノ費ハ其使用者ノ負擔トス
第六條 公會堂使用中建造物及器具備品等ヲ破毀若クハ汚損又ハ紛失シタルトキハ何人ノ所爲タルヲ問フ使用出願者ニ於テ損失ニ係ル金額ヲ賠償セシムヘシ
第七條 公會堂使用者使用ヲ終リタルトキハ清潔ニ掃除シ且ツ器

具ヲ整理スヘシ
第八條 使用許可ヲ取消又ハ之ヲ變更スルモ既納使用料ハ之ヲ還付セス但シ第二條第四號ノ場合ハ既納使用料ノ全部又ハ其超過額ヲ還付スルコトアルヘシ

雜 錄

消防設備及警備燈

町内消防組の總人員は百五十名(内組頭副組頭以下役員十名)であつて、消防用具はノーザン式ポンプ一臺、帝國式ポンプ三臺、腕用ポンプ五臺、鐵塔五臺、火見梯子四、貯水池六ヶ所専用井戸十一、金馬籠二

條、マドイ五などが設備されてゐる。又警備燈は町費支出の分五百七十一燈、電燈會社寄附の分四十燈、合計六百一十一燈電燈料年額三千五百圓に達してゐるが多數のことであるから町民中消燈、破損、其他故障の分

を發見した場合は早速直接會社なり又役場なりに通知する様に希望してゐる。

人事相談部

浦和町人事相談部は浦和町職業紹介所内に事務所があつて事業の概目は左の通りである。

○土地住宅に關すること ○兒童並に教養に關する事項 ○職業に關する事項 ○衛生に關する事項
○救護に關する事項 ○其他人事に關する一切の事項
さうして如何なる場合でも依頼人から料金其他報酬を受けないことになつてゐる。又秘密を漏洩することゝも絶對にない。事務は助役の事務で目下伊藤助役が之れを擔當し優良の成績を擧げて居る。

職業紹介所

浦和町職業紹介所は職業紹介法第五條に依り設置し其の筋の許可を得て昭和三年六月二日から事務開始建物に役場の隣りで電話は七十八番である。本所は各種職業の求人求職申入の受付及紹介、就職後の保護勞務の需給調節等に亘り活動するものであつて職業の紹介を受けんとする者は本人出頭申込むことを要

じ。求人側に在りては口頭又は書面電話其他便宜の方法で依頼することが出来る。さうして總て無料であることは勿論である。又求職者の身分保證の責任は負けないことになつてはをるが調査は徹底的で遺憾はない。夫れから求人求職上虚偽の申出をしたり、心身上欠陥其他の理由で不適當と認めた場合は申込を拒絶することもある。開設以來今日（昭和二年九月末）までの求職申込者求人申込者等は左記の通りであつて全國地方職業紹介所中第一位の成績を保持しつゝある。職員は所長伊藤石雄（助役）主事古畑甫、書記山田正彌の三氏。内務は庶務係、紹介係、開始係、指導係等に分擔され、建物は大連瓦葺三階建て此の建坪六十二坪で入口は男子部女子部に區別され内部も亦男子部受附應接間女子部受附應接間に未々區別され階上は社會事業會議室、性能検査室、少年職業紹介室の三室に區別され設備上聊かの遺漏ない次第である。

自六月一日至九月末日四ヶ月間成績

求人者數		求職者數		紹介數		就職者數		求人者對%		求職者對%	
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
三三	一五	四八	三八	三三	七一	三五	三三	六八	一〇八	一七	一二五
		計			計			計			計
		六七・二			七五・五						

新聞及雜誌

○埼玉縣に發行所を置くもの。大正十四年の調査に據るを左の通りであるが、其後多少の異動ありたるを

とは勿論である。例へば最近に於て「埼玉日報」「浦和之新聞」「埼玉民衆新聞」「子供の埼玉」其他が刊行せられつゝあるが如く、又一方には廢刊休刊のものもあるらしい。茲にはたゞ縣廳統計書に掲げられた分を其の儘記して置く。

埼玉新聞	(日刊)	浦和町四〇一七	關東新報	(月刊)	羽生町四九三〇
埼玉農民新聞	(同)	川越市九五七	埼玉教育	(同)	浦和町二〇四〇
武州經濟新聞	(同)	同五三六	青年評論	(同)	同二五七
武州新聞	(同)	浦和町八六	關東之衛生	(同)	同二三五
新埼玉新聞	(同)	同二四四八	武藏新聞	(同)	川越市三五〇
所澤魁新聞	(旬刊)	所澤町二九三	實業新聞	(同)	浦和町二二
政農新聞	(同)	久喜町久喜本	埼玉青年	(同)	浦和町四〇二六
埼玉めざまし新聞	(同)	深谷町七五八	埼玉自由評論	(同)	川越市二八一
關東タイムス	(同)	浦和町三七二	日新時報	(同)	松山町四三九三
武藏あけぼの新聞	(月一回)	小手指村三六	武毛産業時報	(同)	熊谷町八〇
埼玉政教	(同)	川越市八七六	松本商報	(同)	同二〇七
埼玉公論	(同)	大宮町四〇九三	燃料協會誌	(同)	川口町
	(同)	所澤町九三三			

埼玉新聞	(月刊)	成田村箱田三三	埼玉消防新聞	(月刊)	浦和町縣廳内
上武新報	(同)	寄居町一三三八	川越織物新聞	(同)	川越市四八四
加越能時報	(同)	木崎村一三四三	公進新報	(同)	川口町二八〇
行田評論	(同)	忍町行田二四七	秩父嶺	(同)	秩父町一四五五
行田時報	(同)	星河村谷郷五〇	經濟時報	(隔月)	北泉村六三
大宮新報	(同)	日進村下大成三五	農事月報	(月刊)	浦和町三八四五
秩父朝日新聞	(同)	秩父町一三〇四	埼玉治産	(同)	同 一二四
埼玉魁	(同)	大宮町三六七二	民衆法律新報	(同)	大宮町三六七九
メザシ	(同)	全 四〇八九	無差別	(同)	土手宿五二二
郷土埼玉	(同)	浦和町二〇六	入間郡時報	(同)	入間郡行政事務會
埼玉正論	(同)	同 四三〇	曙	(同)	入間川町三三六五
自由新聞	(同)	同 四三五	蘆 峽	(同)	松山町東平二三〇
西部新報	(同)	飯能町九九	神 州	(同)	本庄町一〇三
埼玉織物	(同)	浦和町三六〇三	埼玉神職會報	(隔月)	大宮町一〇
同業組合月報	(同)	川越市九七五			

○東京各社の支局 東京各新聞社の支局は昭和二年八月一日現在に於て概ね左の通りである、其の後多少の異動あり、又雑誌社の支局なほもあるが夫等は後日の機会に精査掲記する。

△東京日日新聞支局 (常盤町、電話一五二番) 支局長四倉孝宜、支局員田村寛、山根嘉朗

△東京朝日新聞支局 (仲町、電話五七番) 支局長吉田彰利、支局員坂本登義、淺野恵四郎

△讀賣新聞支局 (鹿島臺、電話三〇〇番) 支局長三元誠、支局員内藤晃雄

△東京毎夕新聞支局 (高砂町、電話二二三番) 支局長對馬吉之助

△中外商業新報支局 支局長槍田醇夫

△都新聞支局 (稻荷丸、電話三〇八番) 支局長高橋信太郎、支局員村松三七郎

△報知新聞支局 (岸町、電話二四九番) 支局長金岩文雄、支局員城市寅雄

△時事新報支局 (鹿島臺、電話二四一番) 支局長仲西初五郎、支局員岩田正、瀧美城吾、小野崎榮

△國民新聞支局 (高砂町、電話五〇番) 支局長三澤儀助、支局員新井忠一、海老名光明

△中央新聞支局 支局長青木平八、支局員竹園馨

△やまと新聞支局 (高砂町、電話二二三番) 支局長對馬吉之助

△萬朝報支局 (仲町、電話一三番) 支局長奥平鎮之助

参考諸出版書

埼玉縣並に縣下各市町村其他に關する參考出版物は決して鮮くないが、其の一部分を左に示す。
○埼玉縣誌○北足立郡誌○埼玉縣產業案内○埼玉、茨城、群馬三縣下に於ける指定史蹟○自治と人（國民新聞社發行）○埼玉郷友誌○埼玉縣統計書○埼玉縣名勝史蹟案内○埼玉壹百人（岸上克己編）○埼玉縣名士鑑○埼玉縣勢要覽○埼玉縣警察統計○浦和町勢概要

社 寺

社名	所在	備考
調神	社二二一〇區	縣社
若王子稻荷神社	仲區	第三公設市場前
慈惠稻荷神社	高砂區	大通り（裁判所附近）
金目光	岸區	商品陳列所北側
王藏	仲區	別項名所舊蹟參照
圓藏	岸區	日蓮宗

不 動 産 仲 區 天 臺 宗

備考 外各方面の宗教關係は道で改版の際詳記す

火 葬 場

火葬場は隣村木崎村駒場に在る、現在埼玉用達株式會社の經營であるが、その以前は大正八年の創立で浦和町外一町九ヶ村の火葬組合でやつてゐたのを同九年新設會社に引繼ぎ合同したものである、現在使用料金は（長）二等十五圓、二等十二圓、三等九圓、（角）一等九圓、並等六圓五十錢で組合員は上記料金の二割引といふことになる。

墓 地

古くから此の町に在住してゐる人は、多く自家宗旨に由て其の寺院境内に埋葬しつゝあるが、近時移住人口の増加に伴ひ、當然町有墓地の必要となり、當時役場に於ても愈よ三百九十三坪を町の要部に設定したものである、町有墓地を使用せんとする人は町長に申出で許可を得、許可を受けたならば地表一坪に付八圓の使用料を納むることになつてゐる、然かし町長に於て使用料の納付が出来ない者と認めた者に限り此の使用料は徴收しない、さうして此の墓地に埋葬するには必ず火葬して遺骨とするようになつてゐる、其他詳

細の事は町役場に照會指示を受けることが肝要である。

縣内名勝舊蹟通覽

◎官幣大社氷川神社 北足立郡大宮町に在る、延喜式内名神大社であつて武藏國の一の宮と稱さる、祭神は武運の守護神素盞鳴尊を祀る、社殿の後方松樹林立景勝拾て難き所氷川公園である、境内約五萬坪四時參詣遊覽の人が絶えない、大宮驛から東北約十町、乗合自動車の便がある。

◎官幣中社金鑽神社 之れ武藏國の二の宮と稱さる、祭神天照大神、素盞鳴尊、日本武尊を奉祀す境内に古塔がある、多寶塔と云て天文三年八月晦日阿保彈正金際の建立する所で、實に約四百年前の建物として國寶である、兒玉郡青柳村に在て、高崎本庄驛から電車で兒玉町に至り、同町から約一里半、馬車の便がある。

◎縣社三峯神社 秩父郡大瀧村に在る、伊弉諾伊弉冊二神を祀る、社殿の構造客殿の設備宏壯云はる方なし、關東第一の靈場と稱さる、秩父鐵道影森驛から五里半、途中自動車の便がある。

◎聖 天 大里郡妻沼町に在る、東西五町南北三町、老樹鬱蒼として繁茂す、中央に聖天堂がある、之れ別格本山歡喜院の別堂で、全部彫刻極彩色を施し洵に壯麗である、現に信徒十數萬を有すさうである、能谷驛から約二里半自動車の便がある。

◎不動岡不動尊 北埼玉郡不動岡村に在る、玉崎山總願寺と號し、本尊は智證大師作、空海の作とも云ふ、不動明王で、元京都紫宸殿に安置されたものださうである、境内一萬坪櫻花、花菖蒲、菊花など季節に従ひ衆目を樂ましむ、東武鐵道本線加須驛から約半里、車の便がある。

◎岩殿觀音 比企郡高坂村に在る、岩殿觀音の名は夙に世に知らるゝもの、坂東十番の札所で、養老年間僧逸海の建立したものである、高坂驛から約十五町自動車の便がある。

◎熊谷寺 熊谷町に在り、驛から七町、地は熊谷直實の城趾で、直實發心後元久二年此に草庵を結び蓮生庵と號す、歿後天申年中萬海土人の創立せるもの即ち熊谷寺である、直實の遺物を藏し、其の西北隅に直實の墓がある。

◎喜多院 往時勅定に係る關東天臺の本山で徳川三代將軍家光公の誕生した江戸城内紅葉山の別殿を移して堂宇を建立したものである、又別に天海僧正の木像を安置す、其他五百羅漢、多寶塔、三位稻荷祀堂がある、三代將軍の遺物もある、川越市所在、大宮驛から西北約四里電車の便がある。

◎慈光寺 比企郡平村に在り、白鳳三年南都興福寺慈訓和尚の開基で、千手觀音を甞る稀有の靈場、坂東九番の札所である、藏する所の紺地金泥の法華經、大般若經並に梵鐘は何れも國寶とされてゐる、東武鐵道東上線小川驛から二里、人力車の便がある。

◎長 瀨 荒川の清流藤谷淵に至り、漸く奇岩怪石に遮られ愈々奇景を展く、百尺の懸崖轟々並立し

て屏風を立てた様である、深淵に臨むこと三町餘、所謂秩父赤壁の稱あるもの之れである、秩父鐵道長溝驛から約二町の秋色最も知らる。

◎象ヶ鼻 鉾形城趾、寄居町の西方荒川の奔流する所斷崖がある、所謂象ヶ鼻の奇景で鮎漁の名所である、其の對岸數町を下りて鉾形城趾がある、北條氏邦の居城で天正十八年臺豐氏のために滅された所である、秩父鐵道寄居驛から約七町である。

◎熊谷の櫻堤 熊谷驛から約二町の地點、櫻堤里餘、毎年桜を曳くもの多く、頗る景勝の所である。

◎天覽山 入間郡飯能町に在る、山腹に十六羅漢の石像を安置し俗に羅漢山と呼ぶ、山頂からの眺望甚だ其く、遠く富士の白峯、筑波の翠黛を一眸に收めることが出来る、明治十六年近衛師團の演習に際し、明治大帝行幸あらせられたので天覽山と稱するに至つた、頂上の神に行幸の盛事を記してある。

◎櫻樹の井戸 大里郡八基村の鹿島神社境内に在る、櫻の周圍三丈六尺、枝葉十六間の廣さに繁茂し、必樂洞で内に古井戸がある、明治三年世界探險家佛入グリュエール氏來遊恐らく世界の奇蹟ならんと驚嘆したさうである、深谷驛から一里三十町、萬軍の便がある。

◎蒲の櫻 之は北足立郡石戸村の東光寺境内に在る、其の樹總根元の周圍三丈五尺六寸で、核は何れも數丈の長きに及び、根際に數基の石碑を貽じて成長し得る、石碑には貞永元年即ち今より六百九十年前のものもあり蒲冠者範頼の植うる所であると傳ふ。

◎牛島の藤 東武線粕壁驛から約十五町、北葛飾郡幸松村に在る、藤樹の周圍丈餘、花房六尺、地を掠め入るするの美觀、世に珍らしき藤として知らる。

◎田島原櫻草、自生地 北足立郡土合村荒川堤外原野縣道に沿ふて一直域をなす、武蔵野特有の野草と共に群落をなし、四月中旬紫紅色の花を開く其の美觀は廣く天下に謳はる、大正九年七月天然記念物に指定せらる、浦和驛から西南約一里、自動車の便がある。

◎行幸堤 即ち權現堂堤であつて明治九年 明治大帝與羽御巡幸の際、畏くも風駕を駐めさせ給ひしより此の名がある、北葛飾郡行幸村に在る。

◎吉見の百穴 比企郡西吉見村に在る、穴窟二百餘、之を遠望すると宛然蜂窠の如く、洵に奇觀である、古代遺蹟であつて學者の研究題材となつてゐるが未だ其の由來は斷定されないさうである、此の百穴を並びて松山城趾がある、其の絶壁を堀鑿して岩窟ホテルと稱するものを造る、着手以來二十有餘年の歳月を経たものであるさうだ、東武鐵道東上線松山驛から約十五町である。

◎忍城址 北埼玉郡忍町に在り、文明年中成田親泰見玉武藏大榑重行をして之に代り、後江戸の封内に歸し、寛永年中阿部豊後守忠秋封せられ、文政六年白河城に移封する、や松平忠亮伊勢から來て城主となる、封牛萬石傳りて維新の新政に至る、今猶ほ殘壕存して名城の一である。

◎高麗王若光の墓 入間郡高麗村に在る、靈龜二年高麗人千七百九十人を武藏の國に移して高麗郡

を置いたと云ふ、之れ今の高麗村地方である、王若光の墓と稱するは墓石六尺六寸餘、誌名は壊滅して讀むことが出来ない、武蔵野鐵道能登驛から約一里人力の便がある。

◎町内及附近の名所 元來我が埼玉縣は武蔵野の國として名所舊蹟古戰場傳説など、頗る豊富であつて史主色々記されたものが多い、故に縣下丈の此等の分を一々掲記すると裕に一冊を編むことが出来る譯で、現に近く有志に依て埼玉縣史談會が作られるさうであるが洵に結構なことであると思ふ、浦和町及其附近にも相當の題材が少くないと思はるゝが左に取敢えず二三の名所を記すことにした。

◎調神社 浦和町の南端に在る境内老樹空に聳え、見るから神々しい感がある、傳ふる所によれば當社は月の神、倉稻玉命の二座を祭る所で、延元二年二月、那賀郡廣木村吉原の城主一色大興寺入道範行といふ人が再興したものださうであるが、兎に角古き年代からの社であることは色々な記文でわかる。

◎公園 調神社境内を調宮公園といふ、町の經營する所で子供を中心に遊戯器具談話小鳥小動物の教育參考資料などあつて、夏季は最も賑合ふものである、公園の前には縣立商品陳列所がある。

◎昭和園 元俗に別所沼と云つて周圍五町餘の池であつたのを東京の入小島長治郎氏之手に入れ「昭和園」と名づけて今に至つてゐる、池のまはりには老松などあり、プール、養魚場もあつて散策の人が絶えない、浦和驛から西方約十五丁の所に在る、自動車の便あり。

◎玉藏院 新義真言宗、龜東十ヶ檀村の一である、往古から屢々焼けて開山の事詳かならざるも、中興

開山は僧印融であるとされてゐる、此の僧は世に開えた高德の人で本朝高僧傳にも載せてある位ださうである、毎年八月二十三、四の兩日大施餓鬼が行はれ、近所近在からの人々でなか／＼に賑合かである。

娯樂場

撞球場 當町に於ける撞球場は各場共賑合ひ、高點者も少くない、時々競技大會が催される、一ゲーム十錢位の外に回数券(割引)の制度もある。

東京俱樂部	(常盤町大通り)	三笠撞球場	(警察署裏)
三友俱樂部	(公會堂前)	燕撞球場	(浦和劇場前)
陸撞球場	(調劇場前)	旭撞球場	(電燈會社前)
旭撞球場	(田口酒店前)		

以上の外埼玉會館地下室の撞球場、其他東京俱樂部等がある。

謡曲 觀世流寶世流が最も盛んであつて觀世流には仕舞を得意とする寺島師範(近く電燈會社附近に新築)寶世流には古瀬師範(町内新地下)などが居る、月謝は一週一回三圓位、時々素謡會が催される。

尺八 吉川秀童氏、琴古流として律呂俱樂部(浦和小學校前)などがある。

長唄 杵屋君龍(油仙裏)杵屋歌龍(常盤町)石川ハヤ子の諸氏其他がある、謝儀は師匠に依て異なる様

であるが月三圓、連修一圓位の世評、日曜の外毎日けいこ。

○**琴曲** 岸町に高橋秀井氏、仲町に奥平ふみ子、外町内各方面になか／＼盛んである。

○**義太夫常盤津**と共に町内には師匠が少い、主として大宮から出教授とのことである。

○**園基** は最も盛んであつて有段者も少くない、埼玉會館内の浦和俱樂部、仲町四七六の星野俱樂部(星野新助氏)其他がある。

○**大弓** 浦和小學校前の律呂俱樂部其他がある。

○**劇場** 浦和町役場前の浦和劇場は主として活動寫眞の常設館的に、調神社前の調劇場は實演を、各々特色がある、町内及近在のフアンで入場者が絶えない。

以上の外娯樂場としては盆石景普及會館、新内、清元、ビアン、グアイオリン、乗馬、釣堀などもあるが次回改版の際更に詳記することにした。

土地案内所

浦和方面に於ける土地の買入れ、賃借等に就て地主との間に仲介するものもあるが、最も便利なのは土地案内所であらう、此の案内所に行て色々希望事項を申入れると夫々世話してくれる、案内所又は土地分譲機關として主なるものは左の通りである。

第一土地建物株式會社

○**本店** 東京市銀座三丁目十七番地(電話京橋四七四八番、四七四九番)

○**重役** 取締役社長木村泰治、取締役高橋虎太、後宮信太郎、柳瀬軍之佐、木村久太郎、監査役永田肇之助、永野榮太郎、赤司初太郎

○**分譲地** 會社が浦和方面に於て住宅地として分譲する所は奥野驛に近く約三萬坪で地番は一號から九十一號まである坪数は地番に依て異なるも地番の坪制は最少約百六十八坪で最大は五百十六坪であるが二百坪見當が最も多い坪當も地番に依つて自から異なるも最低三十二圓最高二十五圓見當である。

○**其他** 本會社は獨り浦和方面のみならず大正十三年五月設立以來東京近郊各方面に土地建物の業務を行ひ特に住宅地經營に就ては最も眞面目で一般に好評である、將來浦和方面の發展を豫想し頗る低廉に分譲の勞を執りつゝある、詳細は直接會社に照會されたい。

大野土地案内所

大野土地案内所は大野豊三氏の經營する所て震災直後の設立である、目下浦和町内並浦和附近の土地賣買其他土地に關する専門的の案内所として一般に便利がられてゐる、特に東京方面よりの申込が多く大野氏は毎

日奔走を続けつゝある。○所在 浦和驛近傍で電話は浦和四三四番詳細のことは直接申込まれたい。
以上の外浦和驛前に埼玉土地社、東北土地會社出張所、共和土地合資會社出張所、不二商會、石川土地
案内所、飯田土地案内所等がある。

料理店

浦和に於ける料理店は各地同様少い方ではない、而して日本料理とか西洋料理とか或は又支那料理とか
所謂之を専門的にやつてゐるものは比較的に少い、即ち兼業者が多いのである、勿論川魚料理として浦和名
物うなぎの蒲焼き、ふまづの天麩羅とか其他特に専門的にやつてゐるものもあるが、概ね和洋兼備である
猶ほ之を更に區別すると、甲種料理店、乙種料理店、一般飲食店の三つになる。一般的なものには「巻は
や」「すしや」「しるこや」なども入る譯であるが、夫は之々掲記することを省き、左に甲乙兩種店の組合
員を列記する。

甲種料理店

山崎家	(椎名幸吉)	長島亭	(野口菊藏)
山崎家	(山崎忠義)	關本	(關口角右衛門)

乙種料理店

角中	(山岸嘉助)	富士庵	(富澤幸正)
梅月	(田中ふみ)	魚新	(木村新吉)
花むら	(藤村ふつの)	菊の井	(市川きく)
吉野軒	(早川喜太郎)	美津村	(薄羽子之吉)
むかめ支店	(加藤長之助)	えつれ	(石關龜次郎)
武藏野	(山口ふく)	花園	(名古屋憲二)
喜樂	(佐久間巖)	綠亭	(小宮ふみ)
中むら屋	(中村義彌)	春泉亭	(田中崇三郎)
下の店	(井上勘七)	叶家	(田村ウメ)
舛屋	(矢部きく)	若葉	(青木彌一郎)

以上各店は同業組合を作り、組合長は中むら屋、副組合長はえつれ、評議員は山家、角中、長島亭、關
本、美津村を擧げてゐる。

長壽亭 (蛭田ハツ) 森屋 (細淵ふつ)
生野屋 (海野きよ) 第二金正 (加藤正儀)
田中屋 (野村泰助) 角屋 (八島政右衛門)
新田中屋 (田中とめ) 喜久本 (濱口省三)
第三金正 (福田芳太郎) 金正 (加藤正之助)
と き わ (松波きん) 立花亭 (岸田とつ)
(栗原梅太郎)

組合長は角屋(八島政右衛門氏)である、組合員は何れも中野原といふ俗に新開地と稱する所に在る料亭で、遊興費一時間三圓見當である。

浦和藝妓一覽 (昭和二年九月二十日現在)

浦和の藝妓連も世の不景氣風に吹かれて、今の所あまり忙しい方ではないさうである、左に老若打混せて御覽に供する、どの妓が流行妓 あるかは其の道の人に聞かねば判からぬ。(〇印は半手)

家號 藝妓 家號 藝妓 家號 藝妓
梅の家 花奴 梅の家 京奴 梅の家 定奴

同 まち奴 同 富奴 同 菊奴
同 〇君奴 同 〇梅奴 同 菊の家 菊香
菊の家 千柳 菊の家 メ吉 同 五郎
同 民子 同 いる香 同 〇福々
同 〇かふめ 新菊の家 竹子 新菊の家 さん子
新菊の家 〇ゆめ子 同 文子 同 福助
同 〇照子 菊鈴元 駒助 萬福
若菊 喜代子 同 〇萬歳 同 〇とんぼ
同 若八 同 〇みどり 春若 やつこ
同 まねぎ 同 翁 梅武藏 一太
同 東家 兒太郎 同 ぼんだ 萬村 一家
同 一太郎 若松家 吉彌 鈴元 勝利
同 〇三太郎 萬家 った吉 同 〇歌子
喜樂 咲子 同 菊鈴元 高丸 同 春本 小芳
東川 東平(暫間) 菊鈴元 高丸 同 千成

同 文 彌 同

成 駒 同

○小茶目

晉 九

◎二時間一座敷(玉四本、一本五十錢、祝儀一圓、外に箱、遊興税を要す)半玉は玉一本三十錢、他は同じ。

浦和の將來

石 黒 麗 畝

汽車がホームに着くと、こぼれるやうなざわめきと共に車窓一面に覗き込む花のトンネルそれが私の浦和驛に對する最初の印象だ。浦和々々と呼ぶ驛夫の影に並び立つた櫻並木の壯觀は今からもう二十年もの昔になる、乗降客は勿論今日の十分の一にも足りなかつたろうが陽春の頃中仙道を往き來する旅客に浦和驛の櫻は相當親しみあるものだった。

縣廳所在地とは云ひ乍ら過去十年の昔は人口五千にも足らなかつた浦和が今や日ならずして市政を施かんとするの實際に直面して私は一層感慨深いものがある。少年の頃當時の典獄今の刑務所長早崎氏の令

息八洲君と調宮の池に蛙を追つたことなども思ひ出して見れば懐かしい、寂しい官舎から町へ出る爲め田圃を越して行つた其の田圃は今も東電出張所附近で杉林や竹藪の裏に枯田かついて小鴨などがよく遊んで居たものである。

郊外別所沼は其の頃魚釣りの人々で何時も賑やかだったが今は面目を一新してしまつた、私は文化の侵略に反抗する意味からで無く、ありし昔の別所沼の自然の岸邊を埋めた葎や眞菰の丈けにも餘る中から釣りする人の舟が散見する、静かな水面にうつる平和な思ひ出に對して餘りに人工的な現在の遊樂設備が夫れ程嬉しい氣持になれないことをどうするとも出来無い。しかし失れは一人私のみ持つ古き浦和への憧憬れにとどまることも知れない。

日本全國で縣廳所在地であり乍ら市制を施行して居らぬところは昭和二年度の秋に於て山口と浦和丈けとなつて仕舞つた、其の相棒の山口町も御大典を機として市制を發表すると云ふから取殘されるのは浦和丈けで、之れを皮肉に見れば或は町のまゝで終始したと妙に意固地な氣も出るが、何と云つても財政を考慮すべき自治體が向上無しで發展を期する譯には行かぬ點から一日も早く市制への邁進をせねばならぬ。

人口に於て法定數を得んが爲めに隣村との合併が第一必要條件であり、先年來之れが爲めに町の當局は東西奔走努力を拂つて居るが隣村(主として木崎村を指す)の當事者を初め村民諸君も其存共榮の社會原

則に立脚し、しかも現に浦和の爲めに負ふところの利害的打算からも充分に利益の分配が得られることを知つたなら敢て傳統的な名目問題や感情問題に超越しても差支は無からう、浦和町將來の興亡は取りも直さず木崎村其のもの、存亡を意味するものだ、假りに熊谷町が縣廳爭奪の運動を起したとして木崎は浦和の爲めに之れを傍觀出来るかどうか、しかも此の事は決して空論では無く一部熊谷に在る有力者の心理である。浦和町が町是として住宅地としての都市建設を心掛けて居るとは産業に於て工業に於て將た商業取引に於て他に勝る何ものも無いとを自覺したると同時に現に一月を稍す此の隆々たる住宅政策に突撃せむとする賢明な態度は私共の雙手を舉げて賛し且つ應援すべきことであらう。

一 商業地なれば立體的又文化増進の餘地もあらう、が前述の如く帝都に接した郊外住宅地としての浦和は其の第一要件として平面的延擲を考へねばならぬ、今や電化の起工も迫り縣下各地を通じて東京との中間連絡地たる浦和は政治にも縣下の中樞機關として重要な地位を益々發揮するに従つて全國的政治産業其他各方面の地方中心地たるべき大使命を持つに至ること明かで、埼玉會館の存在も亦た有意義となるであらう、豫定稿の行數が無いので一寸最後に惜まれ日を町けば浦和町民諸君がもつと大國民の態度を持つべき浦和は一層の光輝を添へ繁榮を招来すべきであらうことを信するものだ。(昭和二、九、八)

浦和町は、昭和二年九月八日、埼玉県議會に於て、浦和町民諸君がもつと大國民の態度を持つべき浦和は一層の光輝を添へ繁榮を招来すべきであらうことを信するものだ。(昭和二、九、八)

浦和總出版賛助員名錄 (イロハ順)

浦和高等學校校長	茨木清次郎殿
浦和町助役、浦和町職業紹介所長	伊藤藤石雄殿
前浦和町長、浦和町土木委員	石内保太郎殿
埼玉縣內務部部長	林壽夫殿
埼玉縣立農事試驗場場長	袴田輔明殿
浦和尋常高等小學校長、浦和町青年團長	馬場駿一殿
浦和町仲區理事、浦和町勸業委員	星野紋藏殿
前浦和町地方裁判所長	岡慶治殿
浦和町高砂區理事、浦和町土木委員	渡邊嘉十郎殿
浦和信用組合專務理事	渡邊榮太郎殿
浦和縣立商品陳列所長	加藤嘉藏殿
埼玉縣立浦和高等女學校校長	梶原忠正殿
埼玉縣立師範學校附屬小學校主事	梶原亮靜殿
浦和縣立師範學校附屬小學校主事	加藤木朗雄殿
浦和縣立師範學校附屬小學校主事	加藤直彦殿

埼玉縣學務部長
 浦和 判事、辯護士、埼玉縣會議員
 浦和 町會議長、浦和商工會長、勸業委員
 浦和 町常盤區理事、浦和産業看護婦學校校長
 浦和 町消防組々頭、町會議員、勸業委員
 埼玉縣警務部長
 埼玉縣警務部長
 前代議士、辯護士、自彊會長、浦和町長
 埼玉縣女子師範學校附屬小學校主事
 浦和 町會議員、浦和町助役
 前埼玉縣立浦和中學校校長
 前浦和町長、耕地整理組合長、土地賃貸價格調査員
 浦和町岸區理事、浦和町土木委員、前浦和町助役
 埼玉縣議會
 浦和町助役、公設市場評議委員
 埼玉縣立女子師範學校校長

田島 義士殿
 伊達 次郎殿
 田中 千代松殿
 田中 榮三郎殿
 高田 源八殿
 瀧澤 信芳殿
 内山 田三郎殿
 野手 耐殿
 大島 寛爾殿
 栗岡 龜治殿
 久保 勉殿
 松澤 藤助殿
 小林 隆助殿
 小谷 野傳藏殿
 相川 宗衣郎殿
 齋藤 祐美殿
 岸上 克巳殿
 宮澤 健作殿

東洋印刷株式會社常務取締役
 浦和町會議長代理、浦和出納検査立會人
 埼玉縣立師範學校校長
 前浦和町長、在郷軍人聯合分會長、陸軍歩兵少佐

三澤 善哉殿
 清水 武藏殿
 東 尚胤殿
 平野 勝明殿

對支那問題は政治と經濟とに別なく世界的の大問題となつた。特に其の無盡の物質に對しては將來吾々の大に注目を要する所で、我が埼玉縣人諸君の一大奮發を希望する、幸ひ本縣出身者にして曾て山東に飛躍した吉岡道徳氏が目下浦和町仲區稅務署側に在任してゐるから支那經濟研究に志す人は同氏の指導を仰ぐことが得策である。一言餘白に記す。

[illegible]

戊辰

浦和町鹿島臺別所沼上

現代式に……………總てを盡す……………カメヤの名……………
一舉にして歌はる……………御散策の折り御立寄を願ひます

誠實勉強

浦和町常盤區大通リ

信陽堂
小林操

創本
出張
開設
店

明治十二年
明治四十四年

資生堂チエンストアー
クラフ化粧品代理店
星製藥チエンストアー

浦和高等女學校前

商品豊富
良品廉賣
取引確實

文華堂出張店

電話浦和百五十番
振替東京一〇四五二番

營業略目

書籍、學用品、事務用品、繪絹、和洋紙、洋畫材料
賣藥、化粧品、小間物類、糸針、洋服地、裁縫材料
樂器、運動具、手藝材料、足袋、婦人靴、雨傘洋傘
製本、諸印刷、郵便切手、パン、御菓子、洋酒罐詰

戊辰

戊辰

廣

告

ブンカ高級萬年筆

一圓以上十二種

數年研究の結果自信を以て發賣の良品
他品と定價を御比較下さい……………奉仕値段です
他品と品質を御比較下さい……………模範製品です

ブンカ萬年筆

見本半額券

(壹枚壹本限り)

浦和高女前 文華堂

發賣二元 浦和高女前 文華堂出張店

發賣記念のためこの券御持参の方に限り
定價の半額にて販賣いたします
提供本数は本誌發行部数と同じく
貳千本なるも整理の都合上昭和二年
十二月三十一日以後は此券無効といたします

吳服之御用ハ

是非當店へ

常ニ新製品ヲ豊富ニ

取揃申置候

○當店年中行事

夏物賣出ハ七月八日ヨリ十二日まで
冬物賣出ハ十二月八日ヨリ十二日迄

浦和町

株式會社 油仙吳服店

電話三〇番

埼玉縣廳御用

紳士服

學生服

東京 井 洋服店

キルマ

東京銀座山崎高等洋服店出身

店主 須田清經

附

録

埼玉縣選出貴衆兩院議員

(昭和二年八月一日調)

貴族院議員

正五位勳三等加藤政之助、齋藤喜八、勳七等齋藤安雄

衆議院議員

從四位勳三等秦豊助、勳二等柏谷義三、從五位勳三等齋藤桂次、正八位松本眞平、勳七等小島善作、神谷彌平、丸山五郎、近藤達兒、横川重次、勳七等松本金太郎

埼玉縣選出歷代衆議院議員一覽

第一回(明治二十三年)

○彌生俱樂部 天野三郎、野口葵(間中進氏の補欠)、清水宗徳、堀越寛介 ○議員集會所 高田早苗、山中隣之助 ○大成會 湯本義憲 ○無所屬 眞中忠正

第二回(明治三十五年)

○彌生俱樂部 新井啓一郎、野口葵、齋藤桂次 ○議員集會所 加藤政之助、高田早苗、福田久松、

○中央交渉部 湯本義憲、原善三郎

第三回(明治二十七年)

○自由黨 新井啓一郎、野口斐、齋藤珪次 ○立憲改進黨 加藤政之助、高田早苗、福田久松 ○國民協會湯本義憲 ○無所屬 原善三郎

第四回(明治二十七年)

○自由黨 高橋安爾、新井啓一郎、野口斐 ○改進黨 高田早苗、福田久松、萩野六郎(原善三郎貴族院議員ニ任ゼラレ補欠) ○國民協會 湯本義憲 ○無所屬 原善三郎、堀越寛介

第五回(明治三十一年)

○自由黨 粕谷義三、片岡勇三郎、新井啓一郎、長瀬清一郎、齋藤安雄、持田直 ○進歩黨 加藤政之助 ○國民協會 小澤愛次郎

第六回(明治三十一年)

○憲政黨 粕谷義三、新井啓一郎、長瀬清一郎、齋藤安雄、持田直 ○憲政本黨 加藤政之助、福田久松、堀越寛介

第七回(明治三十五年)

○立憲政友會 宮崎錦三郎、笠間靖、小澤愛次郎、塚田啓太郎、粕谷義三、岡村新三郎 ○憲政本黨

加藤政之助、高田早苗 ○無所屬 宮内翁助

第六回(明治三十六年)

○立憲政友會 粕谷義三、岡村新三郎、小澤愛次郎、戸矢治平 ○憲政本黨 宮内翁助、高田早苗、加藤政之助、堀越寛介 ○無所屬 宮崎錦三郎

第九回(明治三十七年)

○立憲政友會 宮本嘉樂、中村清一郎、小澤愛次郎、齋藤珪次、粕谷義三 ○憲政本黨 井上精一郎、加藤政之助、星野新藏 ○無名俱樂部 高橋安爾

第十回(明治四十一年)

○立憲政友會 坂泰視、宮内翁助、小澤愛次郎、齋藤珪次、塚田啓太郎 ○憲政本黨 福田又一、加藤政之助、綾部惣兵衛 ○改進黨 下部喜太郎

第十一回(明治四十五年)

○立憲政友會 指田義雄、齋藤安雄、大島寛爾、粕谷義三、齋藤珪次 ○立憲國民黨 田中左司馬、加藤政之助、福田又一、綾部惣兵衛

第十三回(大正四年)

○立憲同志會 高木利平、加藤政之助、福田又一、綾部惣兵衛 ○立憲政友會 指田義雄、齋藤安雄、

齋藤桂次、泰豐助 ○無所屬 長島隆二
第十三回(大正六年)

○立憲政友會 指田義雄、泰豐助、齋藤安雄、齋藤桂次、粕谷義三 ○憲政會 加藤政之助、高木利平、長島律太郎 ○維新會 福田辰五郎

第十四回(大正九年)

○立憲政友會 泰豐助、粕谷義三、高田良平、長谷川宗治、山崎猛、指田義雄、龍野周一郎 ○憲政會 野呂丈太郎、綾部惣兵衛、神谷彌平

第十五回(大正十三年)

○立憲政友會 石井謙吾、齋藤桂次、近藤遠見(補欠)、松本眞平、粕谷義三、泰豐助 ○政友本黨 小島善作 ○憲政會 加藤政之助、神谷彌平、丸山五郎、松本金太郎(加藤政之助氏貴族院入りニ付補欠) ○無所屬 山口政二、横川重次(山口政二氏長逝ニ付補欠)

郡役所廢止と歷代郡長

自治の開發擴張、財政の一大緊縮に由り、五十年間地方行政の任に當つた本縣郡役所も愈々昭和元年七月二日を以て廢止するに至つた、此の間其の重任に就いた郡長の氏名を左に記録して永久に傳へたい。

○北足立郡 (一)平野政信(二)宮内公美(三)天野三郎(四)長谷川敬助(五)小泉寛則(六)加藤炳(七)平井光長(八)石井晋一(九)早川光藏(十)石井半左衛門(十一)市川春太郎(十二)武田熊藏(十三)小川與之助 ○入間郡 (一)長谷川敬助(二)鈴木敏行(三)伊藤榮(四)平井光長(五)島崎廣太郎(六)市川春太郎(七)奥田榮之助(八)村松武美(九)尾池秀雄(十)日下伊三郎(十一)關口類作 ○比企郡 (一)鈴木庸行(二)阪本與惣次郎(三)坂田京(四)山田奈津次郎(五)阪本與惣次郎(六)水谷鹿之助(七)奥田榮之助(八)武田熊藏(九)秋葉保雄(十)庄野俊平(十一)内田常光 ○秩父郡 (一)宮澤直藏(二)伊藤榮(三)牛村孫兵衛(四)鎌田沖太(五)阪本與惣次郎(六)平井光長(七)小泉寛則(八)阪本與惣次郎(九)奥田榮之助(十)佐野貞次郎(十一)戸田五郎助(十二)安藤裂(十三)武田熊藏(十四)關口類作(十五)岡松生 ○見玉郡 (一)萩野武五郎(二)小泉寛則(三)諸井與久(四)樋口利喜太郎(五)鈴木敏行(六)岡田稔(七)林有章(八)石川豊(九)東郷重清(十)白倉通倫(十一)久保田義郎(十二)小川與之助(十三)成田一郎(十四)阿原鐵藏(十五)柳玉置 ○大里郡 (一)鈴木敏行(二)兒玉親廣(三)平井光長(四)中村孫兵衛(五)島崎廣太郎(六)市川春太郎(七)武田熊藏(八)小川與之助(九)秋葉保雄 ○北埼玉郡 (一)堀越庭七郎(二)松岡平六(三)諸井與久(四)小泉寛則(五)長谷川敬助(六)天野三郎(七)阪本與惣次郎(八)林有章(九)野村定長(十)田村省三(十一)阪本與惣次郎(十二)市川春太郎(十三)東郷重清(十四)小木利重太(十五)鈴木男史(十六)秋庭準一郎(十七)日下伊三郎(十八)秋葉保雄(十九)黒澤秀雄(二十)阿原鐵藏 ○南埼玉郡 (一)松岡平六(二)間中進之(三)中村孫兵衛(四)白根勝次郎(五)島崎廣太

三橋村長	武笠庄太郎	平方村助役	鈴木太重郎	福川町長	岩崎 文平
同 助役	横溝 平吉	大谷村長	島田 周作	同 助役	名和 義定
同 助役(有給)	田中 祐一	同 助役(有給)	榎本龜之丞	川田谷村長	岡村 武
大宮町長	小口 權太	大石村長	關口 忠平	同 助役	山崎愛之助
同 助役	本多 定繼	同 助役	小山 利助	同 助役	内田忠次郎
同 助役(有給)	秋谷 邦芳	上尾町長	秋元 三郎	同 助役	田島 長藏
同 助役(有給)	河野 旭	同 助役	田澤 末吉	同 助役	大澤 慶廣
大砂土村長	武藤 孝藏	上平村長	森島 唯造	馬室村長	藤井 襄
同 助役	吉田 耕作	同 助役(有給)	新井 賢哉	同 助役	中島信一郎
宮原村長	沼野 健吉	小室村長	關根 半増	同 助役	加藤 榮一
日進村長	澁谷 慶助	同 助役	内村 賢吉	同 助役	荒井 耕助
同 助役	森川 萬吉	小針村長	加藤孝 郎	同 助役	高見喜三郎
指扇村長	大久保源右衛門	同 助役	大塚忠一郎	同 助役	河野 和吉
同 助役	大竹喜三郎	加納村長	瀧澤彌次右衛門	同 助役	野崎 陸平
平方村長	秋山次郎助	同 助役(有給)	松岡元五郎	鴻巣町長	渡邊綱次郎

鴻巣村助役	勳八等	葉多野富三	志木町長	秋元藤太郎	白子村長	柳下伊平太
同 助役(有給)	塚本 廣吉	同 助役	木下 常藏	同 助役	柴崎 龍藏	
田間宮村長	長島 紫朗	同 助役	勳八等	高野武兵衛	同 助役(有給)	
同 助役	河野鐵太郎	大和田町長	勳七等	渡邊文太郎	◎入間郡	
箕田村長	金井 隆藏	同 助役	長谷川萬五郎	芳野村長	須賀 文七	
同 助役	白井 貴靈	同 助役(有給)	大竹 榮次	同 助役	金子 綱吉	
小谷村長	鈴木梅太郎	膝折村長	鹽味松太郎	同 助役(有給)	宮本 良次	
同 助役	江原新太郎	同 助役	高麗時太郎	植木村長	長澤久次郎	
吹上村長	金子 治助	同 助役	澁川富八良	古谷村長	濱野四郎治	
同 助役	西木 榮司	片山村長	鈴木 長多	同 助役(有給)	小池鎌十郎	
七里村長	松澤 丑松	同 助役	田中 秀治	同 助役(有給)	内田 彦助	
同 助役	松澤德太郎	内間木村長	勳八等	高橋彌太郎	南古谷村長	
泰岡村長	小川 豊吉	同 助役	池田 實	同 助役	勳八等	
同 助役	吉田 市藏	新倉村長	勳七等	鈴木 佐内	同 助役(有給)	
原市町助役	勳八等	家里 二郎	同 助役	功七級	鳥飼市太郎	
					高階村長(有給)	
					大河原國太郎	

高階村助役	葛貫房五郎	三芳村長	池上善兵衛	三々島村助役	志村權次郎
同 助役(有給)	星野清次郎	同 助役	古寺 貞	宮寺村長	本橋 清重
同 助役(有給)	原田 苗代	同 助役(有給)	金谷與三郎	同 助役	吉川 一郎
同 助役	富田 英章	柳瀬村長	野澤啓次郎	元狹山村長	細淵 爲吉
大井村長	鹽野 民藏	同 助役	鈴木 吉治	同 助役	田中 宗吉
同 助役(有給)	雪平幸次郎	松井村長	越坂部勇次郎	金子村長	勳七等
同 助役(有給)	加治彦三郎	同 助役	齋藤 爲司	同 助役	市村 高彦
鶴瀬村長(有給)	關野仙右衛門	富岡村長	田中 泰司	同 助役	上原福二郎
同 助役(有給)	新井熊太郎	同 助役	北田平之輔	同 助役	淺見 壽橋
南畑村長	島村與次郎	所澤町長	奧田榮之助	東金子村長	高野瀬十郎
同 助役	池内富太郎	(有給)	久保 獎衛	同 助役	勳七等
宗岡村長	勳八等	同 助役(有給)	山田勝之助	同 助役	勳七等
同 助役	内田 泰助	同 助役(有給)	鹿島 常藏	同 助役	野村 平吉
同 助役(有給)	石原 康次	小手指村長(有給)	鈴木孫三郎	同 助役(有給)	下田 四郎
氷谷村長	高野初五郎	同 助役(有給)	新井淺五郎	同 助役	石田福太郎
同 助役(有給)	細田敏三郎	三々島村長		同 助役	友山時次郎

入間川町長	金山坂次郎	大田村助役	西野 千吉	川角村助役	吉岡 梅吉
(有給)	勳八等	田面澤村長	宇津木辰五郎	毛呂村長	栗原勘次郎
同 助役	村上澤次郎	同 助役(有給)	小澤 民藏	同 助役	中井 茂一
同 助役(有給)	細谷 孝次	同 助役	小高 榮吉	山根村長	岡野常治郎
入間村長	大谷半三郎	同 助役	山口嘉重郎	同 助役	村本 三作
同 助役	橋本金四郎	同 助役	小谷野高次郎	越生町長	高坂才治郎
堀兼村長	尾崎 忠七	三芳野村長	栗原 彌作	同 助役	鈴木和三郎
同 助役	奧富英之祐	同 助役	林 甲次郎	梅園村長	新井清次郎
福原村長	小野 藤平	坂戸町長	松本太左衛門	同 助役	小澤清三郎
同 助役	森下卯太郎	同 助役	關根 嘉重	山口村長	山田太重郎
同 助役(有給)	内田仁十郎	同 助役	大岡 萬治	同 助役	飯塚 良作
同 助役	増島 一平	入西村長	關根 友司	同 助役(有給)	岡部 滿平
同 助役	兒島又五郎	同 助役	武藤 儀作	同 助役(有給)	平塚 左一
日東村長	横山丑五郎	大家村長	町田 辰紀	同 助役(有給)	關 藤三郎
同 助役	小名木要八	同 助役	淺見儀一郎	同 助役	新井 中
大田村長	仲 幾太郎	川角村長			

名細村助役	中野 新吉	柏原村助役	増田 惣作	南高麗村長	小島 定吉
鶴ヶ島村長 勳八等	新井九十郎	水富村長	北野正兵衛	同 助役	宿谷滝太郎
同 助役	山崎 米三	同 助役(有給)	澁谷陸之輔	名栗村助役	町田瀧太郎
高萩村長	吉野仙太郎	同 助役	小谷野權一	吾野村長	淺見 丹治
同 助役	井上良太郎	元加治村長	平岡 兼吉	同 助役	吉田重太郎
高麗川村長	武藤九十郎	同 助役	中澤 阿栗		
同 助役	小作萬千造	加治村長	澤邊庄太郎	◎比企郡	
高麗村長	新井 八郎	同 助役(有給)	伊東 豊吉	松山町長 勳七等	高島 良策
同 助役(有給)	松田 喜一	精助村長	加藤宗太郎	同 助役(有給)	吉田 一郎
東吾野村長 從七位	加藤唯三郎	同 助役	細田寛一郎	大岡村長	中島 基治
同 助役	町田重太郎	同 助役	小久保宗三	福田村長	栗原犀一郎
霞ヶ關村長	山崎金十郎	飯能町長	双木 利一	同 助役	吉田 茂三
同 助役(有給)	發智金治郎	同 助役	吉田 筆吉	同 助役(有給)	杉田 文司
同 助役	長島市太郎	原市場村長	馬場權三郎	宮前村長 勳八等	内田 利宗
柏原村長	長谷川園三	同 助役	鴨下寅之助	同 助役	森田長次郎

唐子村長	天野 元平	玉川村長	小峰隆三郎	中山村助役	小島 爲作
菅谷村長	岩澤 彌市	同 助役	關口貞次郎	八ッ保村長 勳八等	鈴木子之助
同 助役	杉田 富次	明覺村長	坂本 保造	同 助役	加藤 靜平
七郷村長	初雁 鳴彦	同 助役	小室 郁彦	同 助役	大澤 靜一
同 助役	田中 長亮	龜井村長	小峯寛一郎	伊草村長	猪鼻喜代七
八和田村役 勳八等	塚越 保吉	同 助役	吉野半次郎	同 助役	中村 肇
同 助役	久保田喜代次	合宿村長	松本 唯平	三保谷村長	小島 義徳
小川町長 勳六等	加藤 忠雄	同 助役	田島 金作	同 助役	矢部 重治
同 助役	金子 省三	高坂村長	岡野 勇八	出丸村長	神山 金作
大河村長	小高 甚吾	同 助役	鷺巢 周三	同 助役	今井萬次郎
同 助役	小久保 麟	野本村長 勳七等	杉浦 清助	東吉見村長	清水 八郎
竹澤村長 勳八等	吉田幸次郎	同 助役	逸見 徳治	南吉見村長	矢島嘉子雄
同 助役	落合 兼一	小見野村長	三角 惣藏	同 助役	村田 清作
平 村長	中島 林七	同 助役	深谷 義一	西吉見村長 勳七等	小池 俊雄
同 助役	武井 俣忠	中山村長	澁谷 保隆	同 助役	内山一二三

北吉見村長	松本 藤吉	皆野村助役	小笠原清次	日野澤村長	新井 國松
同 助役	石川 勝治	三澤村長	玉谷 延造	同 助役	内田 與作
		同 助役	田島 關治	下吉田村長	倉林 梁作
◎秩父郡		白鳥村長	高橋壽恵吉	同 助役	岩崎 皆治
秩父町長	伊古田豊三郎	白鳥助役	大澤銀次郎	大田村長	武島嘉十良
同 助役	齋藤源太郎	樋口村長	宮澤 浪吾	同 助役	齋藤 儀平
横瀬村長	富田 嘉作	同 助役	野原 辨吉	尾田蔭村長	内田 喜作
同 助役	逸見羌太郎	野上村長	鹽谷長三郎	同 助役	内田 善治郎
芦ヶ久保村長	村越千代吉	同 助役	堀口 哲	長若村長	倉澤 善作
同 助役	町田重次郎	國神村長	柴崎津代藏	同 助役	坂本 爲吉
高篠村長	水野 榊藏	同 助役	久米 龍策	小鹿野町長	田陽小彌太
同 助役	淺見茂喜次	金澤村長	四方田坦作	同 助役	石川壽三郎
原谷村長	町田嘉之助	同 助役	出牛 慶助	上吉田村長	臨時代理者 山本 雄二
同 助役	齋藤 精	矢納村長	小林波三郎	倉尾村長	勳七等 守屋 卯作
皆野村長	淺見 元章	同 助役	新井 宜太	同 助役	丸山 與六

三田川村長	近藤 保二	大門村長	森田 藤助	仁手村助役	大塚 柳作
南神 村長	新井 仁治	同 助役(有給)	清水 太平	旭村長	久保 諸雄
同 助役	芝 文吾	楓川村長	高田群次郎	同 助役	卜部 貞
大瀧村長	山中 宗治	同 助役	福島 隆策	北泉村長	荒井仙重郎
同 助役(有給)	横田 龜吉	大河原村長	足立 彌平	同 助役	庄田彦太郎
白川村長	新井 東吾	同 助役	中島理三郎	同 助役(有給)	原 道夫
同 助役	小櫃 庄平			東兒玉村長	小池 長重
中川村長	笠原松三郎	◎兒玉郡		同 助役(有給)	木村市三郎
同 助役	新井喜三太	本庄町長	宮下 林平	共和村長	岡芹 友治
久那村長	淺賀佐善治	同 助役	森田英太郎	同 助役	片貝平治郎
同 助役	福島 元吉	同 助役(有給)	小暮 秀夫	兒玉町長	谷矢力太郎
浦山村長	上林清十郎	藤田村長	内野 美好	同 助役(有給)	松井泉三郎
同 助役	中山 彦作	同 助役(有給)	飯島 享	金屋村長	倉林 周助
影森村長	小澤 操	同 助役	森 鐵太郎	同 助役	倉林 周平
同 助役	勳七等 新井 管次	仁手村長	功七級 小森百平次	青柳村長	横山 勇藏

青柳村助役	新井 傳平	丹莊村助役	岡野 角市	佐谷田村長	勳七等	吉原隆次郎
同 助役(有給)	松本 賛策	同 助役(有給)	高柳 榮作	同 助役		石川卯之助
若泉村長	勳八等	淺見慶三郎	秋平村長	田中 富作	吉見村長	根岸 憲助
本泉村長	木村 孫平	同 助役	同 助役	間正 宇平	同 助役	大久保伊作
同 助役	坂本 昇作	松久村長	同 助役	市川 勘藏	市田村長	田口 辰吉
同 助役(有給)	櫻井虎治郎	同 助役	山田 儀光	同 助役	勳八等	塚本 碩治
神保原村長	福田藤十郎	同 助役(有給)	中兼 榮吉	同 助役(有給)		田所 泰造
同 助役	栗原 周治	大澤村長	臨時代理等	勳八	福島元次郎	吉岡村長
賀美村長	須賀丈太郎	石原升太郎	◎大里郡			同 助役
同 助役	七本木村長	月谷 治平	熊谷町長	齋藤 茂八	同 助役(有給)	御正村長
同 助役(有給)	小林 隆信	同 助役(有給)	同 助役(有給)	高澤光五郎	大藤生村長	同 助役(有給)
長幡村長(有給)	立石 一猪	同 助役	勳七等	新井 良作	同 助役(有給)	飯田 包一
同 助役(有給)	川田十四藏	久下村長	三友甚之助	同 助役	同 助役	中島 儀一
丹莊村長	高橋 守平	同 助役	小澤重左衛門	大幡村長		飯田 大助
						清水 郊朔

大幡助役	塚田寛一郎	妻沼助役	岡田秀太郎	深谷助役	從七位	大澤芳次郎
三尻村長	眞下 專一	同 助役(有給)	須田 治作	大寄村助役	勳七等	森田 榮作
同 助役	須賀 金作	男沼村長	田中 實	同 助役(有給)		塚越 太平
同 助役	北爪金一郎	同 助役	栗原健三良	新會村長	勳七等	荒木常四郎
玉井村長	腰塚 章平	太田村長	増田彌七郎	同 助役	勳八等	持田 靜作
(有給)	小林和三郎	同 助役	岩崎 新助	中瀬村長	勳八等	河田十郎三
同 助役(有給)	森田 登	同 助役	長島 茂德	同 助役		河田 元助
同 助役	石坂 芳郎	明戸村長	江黒 忠芳	八基村長		瀧澤治太郎
奈良村長(有給)	山田 花祐	同 助役	岩田寅四郎	同 助役		栗田米太郎
同 助役	吉田 忠平	別府村長	根岸幾太郎	同 助役(有給)		高橋卯一郎
同 助役(有給)	江森 右一	同 助役	木村 英一	岡部村長		加藤 徳平
長井村長	長島 亮平	同 助役(有給)	坂田 奕郎	同 助役(有給)		猪野 清作
同 助役	内田兵三郎	同 助役	栗原廣之助	同 助役		高橋初太郎
同 助役(有給)	萩野 太一	同 助役(有給)	柴崎 一	榛澤村長		角田 保治
妻沼町長	小池甲子次郎	深谷町長	橋本 近	同 助役		篠崎 孫嗣

本郷村助役	高橋 玄了	小原村長	榮 松重	同 助役	村越源太郎
藤澤村長	八ッ田辰五郎	同 助役(有給)	小久保豊次	同 助役	加藤閑之助
同 助役	正八位 小林辰之助	同 助役	岡部種次郎	志多見村長	正八位 松村 勝
同 助役(有給)	大澤 英吉	本島村長	井澤 寛則	同 助役(有給)	田島 勝藏
武川村長	清水新五郎	同 助役(有給)	淺見 盛治	同 助役	相關 倉吉
同 助役	馬場 作市	同 助役	中西 治郎	同 助役	鹽崎小左衛門
同 助役	勳八等 田尻 林作	男衾村助役	勳七等 小林伸太郎	同 助役	田中 彌助
同 助役(有給)	勳八等 田沼寅次郎	同 助役(有給)	功七級 内田 好松	同 助役	相田惣左衛門
花園村長	同 助役	鉢形村長	鳥塚 鵬輔	同 助役	細井 榮藏
同 助役	福本那次郎	同 助役	保泉 正藏	同 助役	鈴木福壽郎
同 助役	勳七等 押田 彦八	折原村長	勳八等 根岸 林藏	同 助役	中島 賢三
同 助役	小島高十郎	同 助役(有給)	松崎義一郎	同 助役	飯野 喜藏
櫻澤村長	野邊 善作	◎北埼玉郡	大越村長	勳八等 武正美三郎	齋藤甚五郎
同 助役	野邊長五郎	◎北埼玉郡	同 助役	勳七等 齋藤甚五郎	野中 惣助
寄居町助役	勳八等 岩田新太郎	◎北埼玉郡	同 助役	勳七等 齋藤甚五郎	野中 惣助
同 助役(有給)	大澤 鶴吉	◎北埼玉郡	同 助役	勳七等 齋藤甚五郎	野中 惣助

禮羽村長	高橋 寅松	新郷村長	渡邊喜代三郎	不動岡村長	峰岸傳三郎
同 助役	松本興三郎	同 助役	勳七等 漆原 郷	同 助役	大木 和吉
川俣村長	早川範次郎	大井村長	勳七等 金子治部左衛門	須賀村長	勳七等 川島得太郎
同 助役	小西季之助	同 助役	清水 高吉	同 助役	岡部 平吾
廣田村長	荒川恭太郎	持田村長	勳七等 福田庫三郎	同 助役(有給)	飯塚好之助
同 助役	森田利兵衛	同 助役	小宮 義敬	星河村長	茂木 周藏
原道村長	曾根磯右衛門	星宮村長	勳七等 八木原善之助	同 助役	松岡伊左衛門
同 助役	勳八等 栗原多四郎	同 助役	小幡銚次郎	利島村長	瀨島市良左衛門
種足村長	勳七等 萩原喜三郎	元和村助役	勳八等 中島甲子郎	同 助役	中里金三郎
同 助役	勳八等 矢島 龜吉	村君村長	田口 庸三	同 助役	勳七等 羽島宇一郎
同 助役(有給)	宮野 文藏	同 助役	勳七等 秋山半次郎	同 助役	須永桃之助
共和村長	青木 藤作	田々谷村長	江原 民藏	同 助役	木口 隆壽
同 助役	池澤 要助	同 助役	關 磯吉	下忍村長	増田 一郎
崎玉村長	伊藤判兵衛	同 助役(有給)	金久保清藏	同 助役	勳七等 橋本 朝七
同 助役	町田正之助	同 助役	青木長次郎	同 助役	功七級 木村今五郎

加須町長	關口 藤吉	樋道川助役	佐井牧太郎	南河原村長	大屋平次郎
同 助役	角田 春藏	須影村長	出井元次郎	同 助役	大川愛之助
羽生町長	勳七等	同 助役	松村伊勢松	太田村長	勳八等
同 助役(有給)	金子 信儀	大桑村長	大越 眞一	同 助役	江森末之助
水深村長	神田壽三郎	同 助役	杉田 晉吉	同 助役	江森徳太郎
同 助役(有給)	新井 國松	豐野村長	眞中 麟	中條村長	勳八等
三俣村長	梅澤隆太郎	同 助役	山下 喜忠	同 助役	樋口 忠家
同 助役	新井 保藏	成田村助役(有給)	渡邊 嶺一	中島村長	正八位
川邊村長	渡邊 彌作	岩瀬村長	入江幾三郎	長野村長	長島 昂
同 助役	小林潜之助	同 助役	市川友三郎	同 助役	高澤 俊徳
北河原村長	栗原新兵衛	同 助役	中島彌平次	同 助役	高澤 保雄
同 助役	木島 有一	笠原村長	野崎 幸香	潮止村長	勳七等
荒木村長	峰川清次郎	同 助役	中島昇太夫	同 助役	田中四一郎
同 助役	餘田竹之助	手子林村長	高野鴻之助	同 助役	臺 隆次郎
樋道川村長	田口彌惣次	同 助役	杉山徳右衛門	八幡村長	藤波玉太郎

◎南埼玉郡

八幡助役	勳八等	大山隼太郎	新方村長	小林富右衛門	武里助役	清水廣右衛門
八條村長	齊藤 幸藏	同 助役	淺子 榮治	豐春村長	田中 質盛	
同 助役	正八位	飯山 誠	櫻井村長	上原 重治	同 助役	渡邊 一郎
川柳村長	深井哲三郎	同 助役	大袋村長	那倉 長藏	川通村長	小林 和吉
同 助役	勳七等	豊田 貞治	同 助役(有給)	細治 眞介	岩槻町長	正八位
同 助役	石井 善治	同 助役	木村助治郎	同 助役(有給)	勳八等	平野權三郎
大相模村長	勳七等	中村重太郎	萩島村長	川島 一郎	柏壁町長	高山亥宗司
同 助役	中村敦太郎	同 助役(有給)	同 助役	三浦吉太郎	同 助役(有給)	山口 良亮
同 助役(有給)	齋藤 義一	新和村長	田口菊太郎	内牧村助役	木村安太郎	
蒲生村長	清村 善藏	同 助役	小河原安藏	慈恩寺村長	萩原 耕夫	遊馬宗一郎
同 助役	勳七等	淺見精一郎	同 助役	同 助役	中山軍之丞	
出羽村長	井田 門平	同 助役	和土村長	黒濱村長(有給)	石川伊兵衛	
同 助役	増田 久治	同 助役	功七級	雨宮 金藏	本澤 元市	
増林村長	勳七等	今井 晃	功七級	宇田川佐野次郎	河合村長	勳八等
同 助役	山崎長吉郎	武里村長	勳七等	山崎勇一郎	同 助役	勳八等
					細矢 定吉	栗原由太郎

綾瀬村長 勳七等	飛田百之助	三箇助役(有給)	武淵 五	鷺宮村長	川羽田 隆
同 助役	小林 長藏	同 助役	折原 金吾	同 助役(有給)	田口作次郎
百間村長	川上定之丞	萬浦町長	大熊 喜又	越ヶ谷町長	有瀬 七藏
同 助役(有給)	萩原 浩二	同 助役(有給)	青木 精一	同 助役(有給)	清水 庸吉
須賀村長 勳七等	小林易之助	小林村長	岩崎貞太郎	日勝村長	瀧谷 塊一
同 助役(有給)	熊倉定右衛門	同 助役(有給)	野川 順吉	同 助役	和泉 龍助
篠津村長 正七位	新井 凌	相間村長	加藤 米八	同 助役	吉田 將監
同 助役(有給)	渡邊 尙次	同 助役	森田 修次	大澤町長	高橋 孝平
平野村長	塚本百之助	同 助役	加藤 治作	同 助役(有給)	廣瀬佐平次
同 助役	高橋治兵衛	清久村長	眞田陸三郎		
大山村長(有給)	荒井庄三郎	同 助役	阿部佐平治	◎北葛飾郡	
同 助役	岡安 正一	太田村長	坂本 賢治	紫橋町長 正八位	池田 義郎
江面村長 勳七等	宮内 純	同 助役(有給)	並木彌一郎	同 助役(有給)	吉田 忠
同 助役	高山 惣作	久喜町長	野原吉太郎	靜 村長 勳七等	橋本 晃
三箇村長	萩野 榮藏	同 助役(有給)	關根 篤藏	同 助役	籠宮 彰

豊田村長	遠藤 春吉	權間堂川助役	藤沼 寛	同 助役	鳥村竹次郎
同 助役	平井政之丞	吉田村長	金澤福次郎	松伏領村長 正八位	山崎 平内
櫻田村長	神谷熊太郎	同 助役	山崎欽之助	同 助役 勳七等	石川 宇八
同 助役	白石清左古	八代村助役 勳七等	藤倉徳左衛門	同 助役	川尻勝三郎
同 助役(有給)	野村 泰弘	同 助役(有給)	秋場宗四郎	旭 村長	中村信太郎
行幸村長	白石勝之助	同 助役	松田均一郎	同 助役	雄賀多左右輔
同 助役	衣川國太郎	同 助役	服部 勝井	吉川町長	高鹿 正夫
幸手町長 正七位	山井 作市	杉戸町長 勳八等	松本惣三郎	同 助役 勳八等	伊藤信太郎
同 助役(有給)	東 收	同 助役	井上 直吉	同 助役(有給)	加藤忠次郎
上高野村長 有給	青鹿慶次郎	同 助役	小山傳次郎	三輪野江村長	山崎 新藏
同 助役	江森 浩	堤郷村助役(有給)	佐藤 龍	同 助役(有給)	山本 清三
高野村長	藤城 時郎	幸松村長	酒卷 要藏	同 助役	浅見覺次郎
同 助役	富澤次郎兵衛	同 助役(有給)	岡村助太郎	彦成村長	美田 實
同 助役(有給)	中原 新平	同 助役	村田 茂	同 助役	瀧谷傳太郎
權現堂川村長(有給)	石塚勝太郎	豊野村長	關根五郎吉	早稻田村長	齊藤重三郎

早稻田助役 勳八等 山本藤右衛門	豊岡村長	戸張 鶴松	常多助役	内田誠太郎
同 助役(有給)	中村 義男	同 助役	遠藤 進一	岩本 亦八
戸ヶ崎村長	堀切 完藏	櫻井村長	新井 俊平	増田 梅吉
同 助役	吉田九兵衛	同 助役	横井 宗古	同 助役
八木郷村長 勳七等	岡庭正之助	寶珠花村助役	新井寅之助	勳八等
同 助役	田中仁十郎	富多村長 勳七等	大作新右衛門	勳七等
				森 丑太郎
				田中吉兵衛
				功七級
				勳七等
				長谷川喜代佐
				(有給)
				勳八等

埼玉縣特産物同業組合一覽

組 合 名	組合所在地	組 合 名	組合所在地
秩父絹織物同業組合	秩父 町	行田足袋同業組合	忍 町
越生絹織物同業組合	越生 町	埼玉縣小川製紙同業組合	小川 町
大里絹織物同業組合	深谷 町	鴻巣織物玩具商組合	鴻巣 町
兒玉郡織物同業組合	本庄 町	茶業組合聯合會議所	浦和町縣廳内
埼玉織物同業組合	浦和 町	飯能織物同業組合	飯能 町
所澤飛白同業組合	所澤 町	武州本場綿織物同業組合	小川 町

熊谷染色業組合	熊谷 町	西山木村建具製造同業組合	小川 町
所澤織物同業組合	所澤 町	埼玉金屬工業組合	膝折 村
武州織物同業組合	久喜 町	竹澤水囊工業組合	竹澤 村
埼玉織物産盛同業組合	加須 町	入間郡開裁培加工組合	南古谷 村
川口鑄物同業組合	川口 町	埼玉味噌醸造組合	南平柳 村
埼玉箆筍商組合	川越市南町	熊谷菓子商組合	熊谷 町
岩槻羅人形組合	岩槻 町	武州西川村木商同業組合	飯能 町
埼玉縣酒造組合	北埼玉荒木村	埼玉眞田麻玉同業組合	粕壁 町
埼玉縣醬油釀造組合	商品陳列所内	埼玉瓦業組合聯合會	深谷 町
川越菓子商組合	川越志義町	中川繩越吹同業組合	吉川 町
埼玉木炭同業組合	秩父 町		

埼玉縣特産物一覽

當縣内に於ける農産、畜産、林産、礦産、水産、工産等の年産額は、大正三年頃八千七百六十四萬六千餘圓であつたが、十年後の大正十三年に至て實に三億〇二百七十九萬一千餘圓に達した、之は一般に産業の

發達を示すものであるが、就中其の工業の顯著なる發展に基くものである、参考として埼玉縣立商品陳列所の調査に係る縣下特産物の概要を左に掲ぐ。

特産物		産地	年額	取引定日(市日)
本場秩父	秩父郡	一圓	一五、六七六、七六二圓	水曜日(本市)土曜日(準市)
飯能銘仙	飯能町及附近		四、二〇四、四四八圓	毎月五、十日 六才
斜生絹子	本縣西北部入間比企、大里、兒玉、秩父の諸郡に亘り産出		一、五六八、六二五圓 一、三四九、二九四圓 一、八三一、二六一圓 三三七、六五四圓	全二、七の日六才(越生町) 全二、六の日六才(小川町) 全二、七の日六才(熊谷町) 木曜日(本庄町)
絹綿交織	所澤町附近		五、七三六、六五五圓	毎月三、八の日 六才
綿子織物	大宮、浦和、蕨、川越等		(平織、綾織、浮織、絞織等の種類あり)	
京棧	川越、大宮、浦和		(文久年間唐糸の輸入と共に王風されたものである)	
綿縮	所澤、川越、宗岡、久喜		(東京、大阪、京都、等各地に輸出さる)	
綿海氣	大宮、浦和、岩槻、久喜		(鮮麗なる染色と製品の優良を似て特長とす)	
白木綿及ガゼ	久喜町、岩槻町、一帯		(文政年間より始まる、日清役後一層旺盛)	
廣巾織物	蕨町、鳩ヶ谷、神根等		一六、六二六、二三四圓	毎月四、六、五、十の日(浦和町)
所澤飛白	所澤町、及附近一帯		一、〇八一、六一三圓	全三、八の日

青綿	加須町、羽生町	三、四一七、三六四圓	火曜日(加須町)月曜日(羽生町)
行田足袋	忍町	二、三三三、〇六一圓	土曜日
川口鑄物	川口町	一九、三八三、二二八圓	
本川和紙	秩父連峰山麓一帯	一、三三三、三六五圓	一、六の日 六才
埼玉草蓆及桐小箱	川越、岩槻、粕壁等	四、〇五〇、〇〇〇圓	
雞人形	鴻巣町、岩槻町、其他	五六六、一三三圓	
狭山茶	入間郡、北足立郡其他	二、〇〇〇、〇〇〇圓	
源	縣下	一〇、八五〇、五〇九圓	
聶	縣下	二、四一〇、五二八圓	
味	主として南埼玉郡	七八三、〇七二圓	(種類多し、一般に珍重さる)
廿諸菓子	川越市	(縣名産として最も知らる、輸出又盛んである)	
五家寶	熊谷町	(下戸の賞翫する所である)	
柿羊かん	秩父郡一圓	(蔵を原料として作る)	
藤羊かん	飯能町	(歴史的、文政年間に創製さる)	
藤がま	幸手町		

鹽せんべい	主として草加町	(縣下到處所に生産、東京に知らる)
蜂蜜及蜜蠟	熊谷町、東吉見村	七、〇〇〇圓
梅梅	梅園村、大袋、増林村	二〇五、〇〇〇圓
山葵及山葵漬	秩父郡中川村	(山間の淨地、秩父の名産である)
奈良良漬	忍町、浦和町	三、五〇〇貫
製粉及製麵	大里郡、北足立郡	六、七五〇、〇〇〇圓
木炭	主として秩父郡一圓	四、七五〇、〇〇〇貫
木材	秩父地方、西川地方	(東京市に於ても西川材として名あり)
建具	平村、梅園村、大柵村	八八一、三〇〇圓
經木眞田	粕壁町及南埼玉其他	一三一、六〇五圓
仲銅、仲鐵、仲線	膝折村、片山村、大和田	五六三、六四四圓
瓦、煉瓦	縣下各方面	一、八七八、六六五圓(瓦) 一、〇五二、〇七一圓(煉瓦)
座敷簾	入間郡大井村	一〇〇、〇〇〇圓
水産	比企郡竹澤村	三〇、〇〇〇圓
柵柳細工	川越、浦和、六辻、大宮等	一四五、〇〇〇圓

黒紫	竹	北足立郡内間木村	一〇、〇〇〇圓
晒	竹	戸塚村、松井村附近	四五〇、〇〇〇圓
竹細工品	竿	北足立郡青木村	二〇、〇〇〇圓
釣竿	スデツキ	北足立郡平柳村	(竹製にて高尙、各方面に輸出)
箴	和傘	入間郡毛呂村	六、〇〇〇圓
和傘	瀧園扇	慈恩寺、飯能、岩槻等	一一五、二一六圓
下駄表及草履	下駄	縣下各方面	四、〇〇〇圓
下駄表及草履	下駄	春岡村、三橋村其他	(本縣は桐材の名産地、桐下駄が主なるもの)
蓑細工品	表	中川沿岸地方	七五、〇〇〇圓
蓑細工品	表	入間郡南古谷村	一、六四八、八二四圓
護謨製品	物	羽生、川越、大宮等	四六、〇〇〇圓
編物	人絹製品	浦和、大宮、幸手其他	二二九、四〇〇圓
人絹製品	川越、青木村等	(シヤツ、靴下、手袋、軍手等)	(擦巻、腰紐、エプロン、ネクタイ等)
簞笥金具	川越、青木村等	(東京及各地に販賣)	

中

粉	劑	菊	箸	櫛	類	器
此除郡松山附近	此企郡竹澤村	秩父郡浦山村	明越和壁附近	主として岩槻町	川越浦和等	

七〇、〇〇〇圓
六五五、四一三圓
六、〇〇〇圓
四、〇〇〇圓
〔蚤、蚊、蠅其他害虫驅除劑〕
〔東京其他各地に販賣〕

廣 告

帝都西南は最早すべてに於て行詰りの態であります、新宿の奥を見ても、大森大井方面を見ても、何となく落着きがなくなりました、今後の着眼は當然東北に向て展開します。吾々は微力ながら特に京北振興のため奮起したものであります、土地家屋、事業、出版、何事に依らず御相談に應じて御盡力申し上げますと思つて居ります、御遠慮なく御出で下さい。

浦和驛東側
京北振興會

昭和二年十一月二十日印刷
昭和二年十一月二十五日發行

浦和町役場校閲

定價金一圓七十錢

埼玉縣北足立郡浦和町千八百八十二番地
編者 吉見正任

埼玉縣北足立郡浦和町四千〇一番地
發行者 京北振興會

東京市芝區愛宕町三丁目一番地
印刷者 三澤善哉

複 不
製 許

發賣所

浦和町

廣 文 堂 書 店	佃 文 教 堂	文 華 堂 書 店	須 原 屋 書 店
-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------

- 調理材料の精撰
- 優秀なるコック
- 社會奉仕的價格

〓乞御試食〓

埼玉會館食堂

- 御宴會は最も勉強仕候但し御申込みは成るべく前日まで願上候
- 總て時代の要求に依て設備致居候

浦和目抜き場所であり
まして停車場に近く便
利な所であります。
申すまでもなく御
客様本位であり
ますから御遠
慮なく御用
命を願ひ
ます。

和洋
御好み
次第調理
仕ります
大小御座敷
御使用に御不
満はありません

和洋料理
御料理
角中本
店

浦和町大通り 電話浦和七一番

新興浦和の前途を祝福し、併て倍舊の御引立を偏に御願いたします
特に季節向御料理精々勉強いたします

御料理
蒲焼

花園本店

浦和町浦和劇場隣
電話 四二六番

浦和停車場から約五分、浦和町役場の前、浦和劇場の隣りに營業いたし、各方面の御引立を蒙て居ります、一度御試食御光來を待上けます

浦和町常盤區（公會堂前）

御旅館兼
高等下宿

常

盤

館

◎埼玉縣廳へ五丁埼玉師範學校及縣立

浦和中學校へ三丁浦和地方裁判所へ

二丁以上二最モ便利ノ位置ニ有之候

◎弊館ハ常ニ行通機關ノ一端トシ又

御家庭ノ延長トシテ時代ニ副フ如ク一層

相努メ可申候間何卒御愛顧賜リ度願上候

從來の御愛顧に報ゆるため、最新式に
改築、時代の要求に應ずることに致し
ました試に御來駕を御願ひ致します

浦和本町大通り

高等下宿旅館
和洋食堂
森田屋

○階上旅館下宿

停車場に近く、縣廳、役
場、諸學校に便利であり
ます、宿泊下宿便宜御相
談に應ず

○階下食堂（和洋兩室）

日本料理 五錢より二十五錢まで種々
西洋料理 十錢より二十錢まで種々
諸井 二十五錢乃至三十錢種々
日本酒 銘酒一本四十錢（評判）
洋酒 御好み次第

氷川神社の古木、千年の昔を語り、老松
四邊に茂り、眞に閑雅幽邃、春夏秋冬、
詩趣盡きす、一浴一盃初めて興趣あり

埼玉縣大宮、高鼻

割烹温泉
旅館
八重垣

電話 大宮三〇番

○御宿泊は至極簡易に、御料理は山海川魚御好みに
應し調理仕候

○特に御宴會は勉強仕り、必ず御満足を呈すべく候

◎蒲燒
◎鳥料理

浦和停車場前通

中むら家

電話浦和六四番

常店は永が年御愛顧を蒙てゐるものであります。
うなぎと中むら家は車の兩輪の様なものです。
品質と調味と價格と迅速と御評判を蒙てゐます。

◎諸官廳會社御用達

◎武德會諸會御用達

辨當、仕出し

日本料理

西洋料理

満

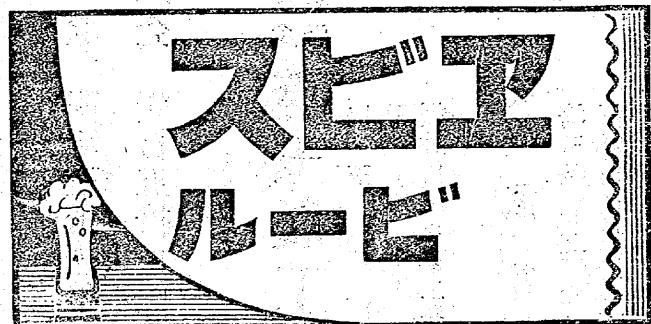
す

や

◎品質吟味、調理練達、價格低廉

浦和町大通り
電話二三五番

尾ノ六



◎支那御料理
◎西洋
◎壽司

浦和驛前

吉野軒

早川喜太郎

電話四一九番

尾ノ七

創立 明治三十一年
資本金 壹百五十萬圓

株式 埼玉農工銀行

埼玉縣浦和町
電話 七四番
振替口座東京二七六九番

同 熊谷支店

埼玉縣熊谷町本町四丁目
振替口座長野三一三〇番

石 材 問 屋

▼日本内地産の石材は何でも扱ひます

▼石材使用に就て色々の御相談に應じます

▼御遠慮なく御申越を願ひます

各種建築石材
底石 玉石 溝石 各種佛石 割石 間石 砂利 砂 鹿沼土

埼玉縣浦和町停車場東側
白岩商會

山口翁作
振替口座東京六四六四四番

◎乗合自動車 浦和驛、浦高間
越ヶ谷行 志木行 新町行

◎タクシー
(迅速丁寧、輕快無比)

浦和自動車商會

浦和驛前 電話二一七番

學生募集

本科二ヶ月受験料一ヶ月卒業
毎月一日十五日新學期開始

公認 浦和自動車學校

事務所 浦和驛前・電話二一七番

◎學則申込次第無料送呈

營業課目

一、自動車

馬車運輸業

一、大小貨物一搬

並ニ請負

一、壁土川砂セメント

一、砂利販賣業

信 高 橋 運 送 店

埼玉縣北足立郡

浦和在本太

高橋信太郎

電話浦和

四五七番

電 略

(ノフ)

埼玉土地社

埼玉縣浦和驛前
電話 浦和五番

我社の使命

交通文化の發達鐵道電化により時間は著しく短縮せられたり東京郊外住宅地を電車一時間圏内に求むれば浦和は將に其中央の地位となれり與野、大宮、原市方面まで其圏内に入る交通文化の發達は益々進み埼玉縣下の地は東都郊外住宅地の重要地となれり是の住宅地を開拓し供給すること我等の任務なり次から次きと東都の士に新に住宅地を供給すると同時に埼玉縣下各町村の繁榮を聊かなりとも計るを得ば我社の目的は達せられたるなり

尾ノ十

尾十二

甘藷 浦和町常盤區木石町二丁目
凍氷 問屋 釜屋商店

電話 一六五番

大正新道出張所

電話 二七二番

賣藥 雜貨
學用品 雜誌

長洞信陽堂

埼玉縣大宮町

ラ子號
スーパー 宮田製自轉車特約

渡邊自轉車店

浦和町
電話 三六四番

園遊會、歡迎會、送別會、披露會其他
正式西洋料理御注文御相談に應ず。
御一報次第出張萬般の設備を完了す

株式會社

東洋軒

東京市芝區三田四國町
電話高輪二八七二番

埼玉県立図書館



31018210

